【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月15日

【発行者名】 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミ

テッド

(Queensgate Bank and Trust Company Ltd.)

【代表者の役職氏名】 授権された署名者 カルラ・ボッデン

(Karla Bodden, Authorized Signatory) 授権された署名者 ジェーン・フレミング

(Jane Fleming, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1202、グランド・ケイマン、ハーバー・プレイ

ス、サウス・チャーチ・ストリート103、私書箱30464号

(PO Box 30464, 103 South Church Street, Harbour Place, Grand

Cayman, KY1-1202, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治

同 白川剛士同 大田友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

DIAMケイマン・トラスト -

米ドル建てゴールドマン・サックス社債 / 国際分散投資戦略ファンド

(5年)2019-04

(DIAM Cayman Trust - USD Prime One Fund (5Y) 2019-04)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

10億米ドル(約1,090億円)を上限とします。

(注)米ドルの円貨換算は、2019年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相

場の仲値(1米ドル=108.96円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DIAMケイマン・トラスト - 米ドル建てゴールドマン・サックス社債 / 国際分散投資戦略ファンド (5年) 20 19-04

(DIAM Cayman Trust - USD Prime One Fund (5Y) 2019-04)

- (注1) DIAMケイマン・トラスト 米ドル建てゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド(5年)2019-04(以下**「ファンド」**といいます。)は、アンプレラ・ファンドであるDIAMケイマン・トラスト(以下**「トラスト」**といいます。)のシリーズ・トラストです。なお、アンプレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(シリーズ・トラスト)を設定できる仕組みのものを指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されます。
- (注2)日本において、ファンドの名称について「DIAMケイマン・トラスト 」を省略することがあります。
- (注3)愛称として「ドル・プライムOne(5年)2019-04」という名称を用いる場合があります。
- (注4)用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下**「受益証券」**といいます。)は記名式無額面受益証券であり、米ドルにて表示されます。

受益証券は単位型です。

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (Queensgate Bank and Trust Company Ltd.) (以下**「管理会社」**といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

10億米ドル(約1,090億円)を上限とします。

- (注1)米ドルの円貨換算は、2019年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円)によります。以下同じです。
- (注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載が ない限り米ドルをもって行います。
- (注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

受益証券1口当たり100.00米ドル

(5)【申込手数料】

購入価額に、2.16%(税抜2.00%)を上限として、日本における販売会社(以下に定義します。)が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。

(6)【申込単位】

300口以上1口単位

(7)【申込期間】

2019年4月1日(月曜日)から2019年4月23日(火曜日)まで

(8)【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

ホームページ・アドレス:http://www.daiwa.jp/

(以下「日本における販売会社」といいます。)

(注)上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

投資者は、2019年4月25日(木)までに、日本における販売会社に対して購入代金を支払います。

購入代金は、日本における販売会社によって保管会社である米国みずほ銀行の指定するファンドの口座に、2019年4月26日(金)に米ドル貨で払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

前記(8)申込取扱場所と同じです。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項ありません。

(12)【その他】

- (イ)申込証拠金はありません。
- (口)引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定しています。

(注)代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(八)申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。また、購入代金は、円貨または米ドル貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、2019年4月23日(火)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。原則として、申込みをした者は、2019年4月25日(木)までに、日本における販売会社に対して、購入代金を支払います。

購入代金は、日本における販売会社によって、保管会社である米国みずほ銀行の指定するファンドの口座に、2019年4月26日(金)に米ドル貨で払い込まれます。

(二)日本以外の地域における発行

該当事項ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

DIAMケイマン・トラストー米ドル建てゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド(5年)2019-04(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるDIAMケイマン・トラスト(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(シリーズ・トラスト)を設定できる仕組みのものを指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されます。

信託金の限度額は、10億米ドルです。

ファンドの表示通貨は米ドルです。

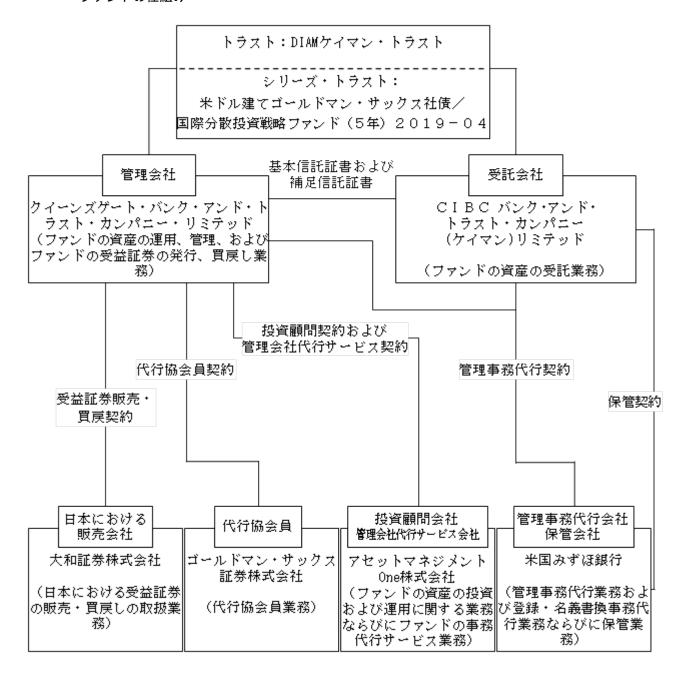
トラストは、2011年6月29日に受託会社と管理会社との間で締結された信託証書(2015年7月1日付修正証書により補足済(以下総称して**「基本信託証書」**といいます。))により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストが設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。

ファンドの投資目的は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を図ることです。

(2)【ファンドの沿革】

1990年 6 月22日管理会社の設立2011年 6 月29日基本信託証書締結2015年 7 月 1 日トラストに係る修正証書締結2019年 3 月12日ファンドに係る補足信託証書締結2019年 4 月 1 日日本における受益証券の販売開始2019年 4 月26日運用開始(設定日)

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

	ファンド運営上の	±=	
名 称	役割	契約等の概要	
クイーンズゲート・バンク・アンド・	管理会社	基本信託証書および2019年3月12日付で補足	
トラスト・カンパニー・リミテッド		信託証書を受託会社と締結。同契約は、ファ	
(Queensgate Bank and Trust Company		ンド資産の運用、管理、およびファンドの受	
Ltd.)		益証券の発行、買戻しならびにファンドの終	
		了について規定しています。	
CIBC バンク・アンド・トラスト・	受託会社	基本信託証書および2019年 3 月12日付で補足	
カンパニー(ケイマン)リミテッド		信託証書を管理会社と締結。同契約は、上記	
(CIBC Bank and Trust Company		に加え、ファンドの資産の保管について規定	
(Cayman) Limited)		しています。	
米国みずほ銀行	管理事務代行会社	2019年 3 月29日付で管理会社および受託会社	
(Mizuho Bank (USA))	保管会社	との間で管理事務代行契約 (注1) を締結。同契	
		約は、ファンドの管理事務代行業務および登	
		録・名義書換事務代行業務について規定して	
		います。また、2019年3月29日付で受託会社	
		との間で保管契約 ^(注2) を締結。同契約は、	
		ファンドに対する保管業務について規定して	
		います。	
アセットマネジメントOne株式会社	投資顧問会社	2019年4月26日付で管理会社との間で投資顧	
	管理会社代行サービ	問契約(注3)を締結。ファンドの資産の投資お	
	ス会社	よび運用に関する業務について規定していま	
		す。また、2019年4月26日付で管理会社との	
		間で管理会社代行サービス契約(注4)を締結。	
		ファンドの事務代行サービス業務について規	
		定しています。	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代行協会員	2019年3月14日付で管理会社との間で代行協	
		会員契約 ^(注5) を締結。代行協会員業務につい	
		て規定しています。	
大和証券株式会社	日本における販売会	2019年 3 月14日付で管理会社との間で受益証	
	社	券販売・買戻契約(注6)を締結。日本における	
		受益証券の販売・買戻しの取扱業務について	
		規定しています。	

- (注1)管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。
- (注2)保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- (注3)投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および運用に関する業務を提供することを約する契約です。
- (注4)管理会社代行サービス契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、ファンドの事務代行サービス業務を提供することを約する契約です。
- (注5)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注6)受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で 管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書(目論見書)に準拠して販売することを約する 契約です。

()設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

()事業の目的

管理会社の事業の目的は、信託業務と法人およびヘッジファンドに関するサービスを提供することです。

()資本金の額

2018年12月末日現在の資本金の額は、2,000,000米ドル(約2億1,792万円)で、全額払込済です。 管理会社の授権株式総数は、普通株式10,000,000株で、発行済株式数は、普通株式2,000,000株です。 なお、管理会社の純資産の額は、2018年12月末日現在、4,506,237米ドル(約4億9,100万円)です。 定款およびケイマン諸島法会社法(2018年改訂)に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に

定款およびケイマン諸島法会社法(2018年改訂)に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に ついては制限がありません。

()会社の沿革

1990年6月22日 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (Queensgate Bank and Trust Company Ltd.) として設立

2009年2月6日 クイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッド (Queensgate Trust Company Ltd.) に名称変更

2014年1月2日 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (Queensgate Bank and Trust Company Ltd.) に名称変更

()大株主の状況

(2018年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
クイーンズゲート・グルー	ケイマン諸島、KY1-1202、グランド・ケイ		
プ・リミテッド (Queensgate	マン、ハーバー・プレイス、サウス・	2,000,000株	100%
Group Ltd.)	チャーチ・ストリート103、私書箱30464号		

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2011年6月29日に受託会社と管理会社の間で締結された信託証書(以下「信託証書」といいます。)により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストです。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストにおいて設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。受託会社および管理会社は、基本信託証書(その後の変更を含みます。)および2019年3月12日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書(以下「補足信託証書」といいます。)に基づき米ドル建てゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド(5年)2019-04をシリーズ・トラストとして設定および設立しています。

基本信託証書および補足信託証書はケイマン諸島法に準拠します。米ドル建てゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド(5年)2019-04の受益証券の保有者(以下**「受益者」**といいます。) は基本信託証書およびその補足信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされます。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)(以下**「信託法」**といいます。)が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2019年改訂)(以下「**ミューチュアル・ファンド法**」といいます。)の規制も受けます。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資顧問会社が運用する間、受託会社はこれを保持する責任があります(一般的には、保管会社にこの資金の保持を委託します。)。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および 責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除きます。)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得する ことができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記(6)「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

一般投資家向け投資信託(日本)規則

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含みます。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供業者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社(もしくはプライムブローカー)を任命し、維持しなければなりません。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律(2019年改訂)の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

(5)【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(a)ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての 重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく 決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報 を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMA に提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、計算期間終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその 旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法(2018年改訂)、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、(i)当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各計算期間末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

(a) すべての旧名称を含むファンドの名称

- (b)投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d)純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g)報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会 社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

日本における開示

(a)監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

()投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法により ファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス証券株式会社のホームページにおいて提供されま す。

(6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく、ミューチュアル・ファンドとして規制されています。 CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守の確保について監督および執行する権限を有します。ミューチュ アル・ファンド法に基づく規制により、毎年、CIMAに対して一定の事項に係る報告および監査済財務書類を提 出することを義務付けています。

規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社にトラストの財務書類の監査を行わせ、同書類を CIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。

CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清 算を請求することができます。

規制された投資信託が、履行期が到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある、 投資者もしくは債権者の利益を害する方法で業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、もしくはそ の業務を自主的に清算している、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド・ライセンスの条件に反し て業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、または規制された投資信託の監督および管理が適切に 行われていないかもしくは規制された投資信託の管理者がその地位に立つものとして適切でないとCIMAが確信 した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託会社の交替を要求する権 限、適切な業務の遂行につき受託会社に助言を行う者を指名する権限、またはトラストの管理業務を担当する 者を指名する権限が含まれます。CIMAは、その他措置の承認を受けるべく裁判所に申請する権限を有するほ か、その他の対応策を講じることができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

投資顧問会社は、ファンドのために、参照戦略スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルが開発した、一定のルールに基づき指数化された戦略である、ゴールドマン・サックス - セレクト ボラティリティ・ターゲット・シリーズ96 米ドルエクセス・リターン戦略(以下**「参照戦略」**または**「国際分散投資戦略指数A」**といいます。)へのエクスポージャーを獲得することによって、ファンドの目的を達成することを目指します。詳細は、後記「参照戦略」をご参照ください。

参照戦略に対するエクスポージャーは、ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付される特定の債券(以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。)を取得することによって獲得されます。ゴールドマン・サックス社債は、固定クーポンに実績連動クーポンを加えて支払われます。実績連動クーポンは、2019年5月7日以来の参照戦略の1年当たりの収益率(累積収益率を経過年数で割った率)にほぼ連動する水準に決定します。

ファンドの元本は確保されておらず、ファンドは保険または保証を受けていません。ファンドの投資は、元本の損失を含む一定の投資リスクにさらされています。

ファンドの特色

- ファンドはゴールドマン・サックスが発行する米ドル建債券*1(以下、 ゴールドマン・サックス社債といいます。)に高位に投資*2し、設定日から 約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額*3について、元本確保を めざします*4
 - *1 ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる 保証が付されます。 *2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

 - ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です
 - *4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを 換金した場合やファンドが繰上償還された場合、ファンドの残高が一定額以下となった場合等には、換金価額や償還価額が 元本を下回る場合があります。
- ファンドは国際分散投資戦略指数Aの収益率により決定されるゴールド マン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。
 - 国際分散投資戦略指数Aは、アセットマネジメントOne株式会社が独自に開発した計量モデルに基づき算出
 - 国際分散投資戦略指数Aは、株価指数先物(日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等)、 價券先物(日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等)で構成されます。
 - ・国際分散投資戦略指数Aは目標リスク水準を年率4~5%程度とします。
 - ※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標値を表すものであり、年率4~5%程度の収益を目標とすることを意味する ものではありません
 - ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績運動クーポンを加えて算出されます。

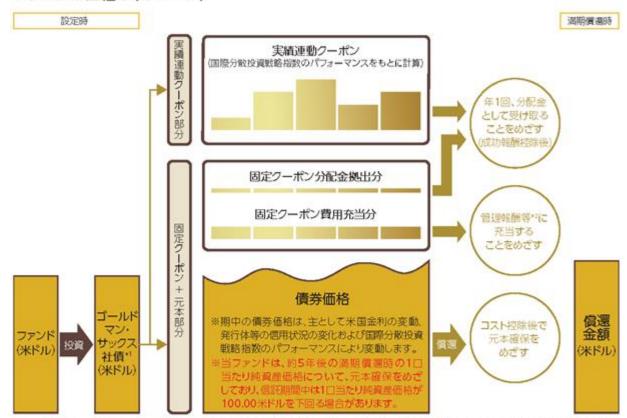
 - ・固定クーボンは、毎期一定水準支払われます。 ・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来**の国際分散投資戦略指数Aの1年当たりの収益率(累積収益率を 経過年数で割った率)にほぼ連動する水準"に決定します。

 - *5 運用開始基準日は2019年5月7日です。 *6 運動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

※本書において、「国際分散投資戦略指数A」を単に「国際分散投資戦略指数」と表記している場合があります。

- ファンドは年1回分配を行うことをめざします。
 - 毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)を分配金支払日として、原則として以下の方針に基づき収益の 分配を行うこととします。
 - ① 利子等収益の中から、年率0.5%程度の分配をめざします
 - ② ①に加え、成功報酬控除後の実績運動クーボン相当額の分配をめざします。
 - 分配金額は、投資顧問会社が決定します。ファンドの資金動向、市況動向等によっては分配を行わない場合が あります。
 - ※初回の分配金支払日は2020年5月11日とします
 - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、 分配を行わない場合があります。
- ◆当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(10%)を超える 支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・ 財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

ファンドの仕組み(イメージ)



- *1 ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。
- *2 管理報酬等から成功報酬を除いた分を指します。
- ※5回目の固定ワーポン分配金拠出分と実績運動ワーポン(成功報酬控除後)は、分配金としてではなく、ファンドの債還金額として支払われます。
 ※上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを示しているものではありません。
- ※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上債適された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

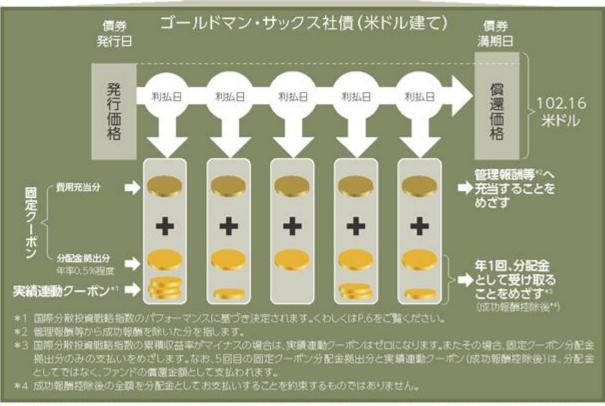
※当ファンドは、米ドル建てでの元本確保をめざしますが、為替変動の影響により円換算後は損失が発生する場合があります。

運用プロセス

ファンドの設定

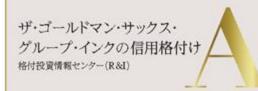
ゴールドマン・サックス社債(米ドル建て)に投資し、原則として満期まで保有します。





- * 主要投資対象とする債券の発行体(ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018)は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全 子会社が全第行消除式を保有する海外籍のSPC (特別目的会社) です。債券発行代わり金をもって次の資産 (裏付資産) に投資します。
- ①ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (金融持株会社) が発行する債券
- ② ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル(金融持株会社の子会社)が発行するパフォーマンス連動証券
- ※ 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
- ※上記は当ファンドをご理解いただくためのイメージ回です。
- ※投資する債券の発行体等が債務不難行となった場合等には、元本確保できない場合があります。なお、金融グループが発行する債券については、発行する 組織形態(特殊会社、銀行、金融子会社など)によって、債務不履行時等の凹収率に差が生じる場合があります。
 - 信託期間中にファンドを検金した場合やファンドが親上償還された場合、ファンドの残瘍が一定額以下となった場合等には、検金価額や償還価額が元本を 下回る場合があります。
- 後将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

ゴールドマン・サックス社債は、ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。



世界有数の金融グループ

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務 および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など 多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している 世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、 世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

総資産

約102兆3,407億円

※2019年1月31日時点

※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。
※発行体格付けを使用。
出所:R&Iの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※1米ドル=109.69円(2018年12月31日時点)で換算しています。 出所: ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとにアセットマネジ メントOne作成

国際分散投資戦略指数の特徴

国際分散投資戦略指数は、年金運用で実績のあるアセットマネジメントOneが独自に開発した計量モデルに基づいて資産構成比率を決定します。あらかじめ提供された一定のルールに従い価格変動リスクが年率4~5%程度になることをめざして、指数計算機関(Solactive社)が機械的に算出します。国際分散投資戦略指数は、株価指数先物と債券先物で構成されます。

株価指数先物

日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等

債券先物

日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等



資産構成比率を、原則、月次で見直します。その際、国際分散投資戦略指数を構成する資産の 価格が何に影響を受けるのかという「変動要因」に着目します。

変動要因の比率を均等に配分

資産構成比率を決定

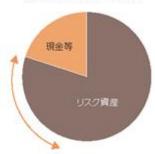


※変動要因は上記に限られるわけではありません。
※国・地域は予告なく変更となる場合があります。



価格変動リスクが年率4~5%程度になるよう日次でチェックし、必要に応じてリスク資産の 比率を調整します。

リスク資産の比率を調整



※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。 また、上記数値はリスク水準の目標値を表すものであり、年率4~5%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

[※]構成比率の合計は100%を超える場合があります。

[※]上記は国際分散投資戦略指数をご理解いただくためのイメージ図です。

ゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等を差し引いた分配原資の なかから、分配を行うことをめざします。

- 固定クーボンの一部(分配金拠出分(年率0.5%程度))を分配金の一部として支払うことをめざします。
- 加えて、実績連動クーポン(成功報酬控除後)相当額*'の分配をめざします。
- ※実績運動クーポンは国際分散投資報賠指数*のパフォーマンスをもとに計算されます。
 *1 ただし全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。
- *2 国際分散投資戦略指数は、各先物の構成比率とそれぞれの収益率を合成して算出されます。この指数は、戦略控除率(年率1.0%)、複製コスト等が控除 されます。

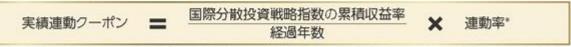
■イメージ図



- *1 固定クーボンは、毎期一定水準が支払われます。そのうち、分配金換出分は年率0.5%程度です。
 *2 実績連動クーボンは、適用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率(契積収益率を経過年数で割った率)にほぼ連動する水準で決定します。国際分散投資戦略指数の果積収益率がマイナスの場合は実績連動クーボンはゼロになります。
 その場合、実績運動クーボンによる分配金は支払われません。
 - ※運動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。
- *3 管理報酬等から成功報酬を除いた分を指します。
- *4 成功報酬は実績連動クーポンの10%となります。 ※上記は、当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

(ご参考)実績連動クーポンの算出イメージ

- ●実績運動クーポンは、運用開始基準日(2019年5月7日)以来の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率 (累積収益率を経過年数で割った率)にほぼ連動する水準に決定します。
- ■国際分散投資戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンがゼロになります。その場合、実績 運動クーポンによる分配金は支払われません。
- 【実績連動クーポンの算出例



連動率は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。なお、連動率はファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。



単年の収益率がマイナスでも、累積収益率がプラスの場合は実績連動クーポンが発生します。累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンはゼロに なります。

- ※上記は当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。
- ※図中の算出式は、連動率が1
- すく説明するために作成したものであり、実際とは異なります。
- 返療功報翻枠除前の値です
- 条将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

組入債券の実績連動クーポンは国際分散投資戦略を指数化した値に基づき計算されます。

国際分散投資戦略指数 A とは『ゴールドマン・サックス i - セレクト ボラティリティ・ターゲット・シリー ズ96 米ドルエクセス・リターン戦略』(以下、参照戦略)です。

参照戦略は、アセットマネジメントOne株式会社が情報提供を行ったアロケーションに対して、2層のボラ ティリティコントロールを付与し、算出されます。



以下の戦略概要およびリスク要因は、ゴールドマン・サックスより提供を受けた資料に基づき掲載しております。

なお、国際分散投資戦略指数Aを算出するプラットホームはゴールドマン・サックスが提供いたしますが、その指数の算出にあたって組み入れる資産の選択・構成・配分の判断・決定は、ファンドの投資顧問会社としてのアセットマネジメントOne株式会社がその独自に開発した計量モデルに基づいて行います。ゴールドマン・サックスは、かかる組入資産の選択・構成・配分の判断・決定に関与せず、したがって国際分散投資戦略指数Aの運用(すなわちファンドの運用)についてゴールドマン・サックスは何らの裁量権・責任も有しておりません。

参照戦略

参照戦略の概要

参照戦略は、ゴールドマン・サックス - セレクト シリーズ96 米ドルエクセス・リターン戦略(以下 **裏付戦略」**といいます。)のボラティリティを一定水準に調整するため、その配分割合を日次でリバランスします。

ボラティリティ調整により、過去12か月間の裏付戦略の実現ボラティリティが4.5%を上回る場合には裏付戦略に対する配分割合が低くなり、実現ボラティリティが4.5%を下回る場合には裏付戦略に対する配分割合が高くなります。裏付戦略に対する配分割合の上限は100%です。

参照戦略は、当初は参照戦略計算代理人により計算・公表されます。参照戦略スポンサーは、参照戦略計算代理人が参照戦略の価値の公表を継続することを確保する義務を負わず、参照戦略計算代理人は公表を中止する可能性があります。

参照戦略を算出するプラットフォームは、参照戦略スポンサーが提供いたしますが、参照戦略の算出にあたって組み入れる資産の選択・構成・配分の判断・決定は、投資顧問会社がその独自に開発した計量モデルに基づいて行います。参照戦略スポンサーは、かかる組入資産の選択・構成・配分の判断・決定に関与せず、したがってファンドの運用について何らの裁量権・責任も有しておりません。

裏付戦略の概略

裏付戦略は、参照戦略スポンサーが開発した、一定のルールに基づき指数化された戦略です。

裏付戦略は、株価指数先物(日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等)、債券先物(日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等)からなる、15種類の資産から構成されています(以下、それぞれの資産を個別に「構成資産」といい、総称して「バスケット」といいます。)。裏付戦略は、各構成資産に対する投資成果の超過リターン(現金資産から得られるリターンを超過する部分のリターンをいい、各構成資産のスポンサー(いずれも参照戦略スポンサーを指します。)によって決定されます。)を基に算出されています。

各構成資産の構成比率は、当初一定の比率が割り当てられますが、その後は、投資顧問会社により指定される構成比率に応じて定期的にリバランス(以下「バスケット・リバランス」といいます。)されます。バスケット・リバランスは、各構成資産について指定される最小構成資産比率および最大構成資産比率の範囲内において行われるほか、裏付戦略規定において規定される一定の制約に服します。

また、バスケットへの配分割合は、日次ボラティリティ調整によって調整されます。ボラティリティ調整により、過去約3か月間のバスケットのパフォーマンスの実現ボラティリティが4.5%から乖離する場合には、一定の算式に従って、バスケットへの配分割合が調整されます。なお、バスケットへの配分割合は、200%を上限とします。

裏付戦略の価値は、バスケット・リバランスによって決定された各構成資産の価値を加重平均して算出したパフォーマンスを基に、日次ボラティリティ調整により決定されるバスケットへの配分割合による調整を行うことによって算出されます。

裏付戦略に関し、参照戦略スポンサーは、裏付戦略規定において規定される例外的な状況において行使されるものを除き、一切の裁量権を有していません。また、裏付戦略に関して、一切の受託者責任を負うものではなく、当該例外的な状況において裁量権を行使する場合でも、いかなる第三者の利益についても考慮することを要しません。

バスケットのパフォーマンスは日本円建てで算出されており、日本円建てではない各構成資産に関しては、為替レートの変動による当該構成資産の価値への影響を減殺することを目的とする内部シミュレーション通貨へッジ機能を有しています。また、裏付戦略は、当該円建てのバスケットのパフォーマンスに、米ドルを基準とする為替へッジの効果を加味することにより、米ドルベースのエクセス・リターンとして指数化されています。

混乱事由

参照戦略スポンサーまたはその関連会社は、裏付戦略に対するエクスポージャーを提供するために、構成 資産に関するヘッジ取引を行うことができます。当該ヘッジ取引に悪影響を及ぼす事由が生じた場合には、 参照戦略スポンサーは、裏付戦略の条件の調整、影響を受けた構成資産の入れ替え、またはリバランスの延 期を含む一定の措置を講じる場合があります。

A. 構成資産混乱事由

- (1) 構成資産のスポンサーまたは構成資産に承継が生じた場合
 - (a)ある構成資産につき、当該構成資産のスポンサーによる計算または公表が中止された場合であっても、参照戦略スポンサーが許容する承継スポンサーにより計算または公表がなされているとき (かかる構成資産を以下**「承継構成資産」**といいます。)は、当該承継構成資産は構成資産として 引き続き存続するものとします。
 - (b)ある構成資産が、当該構成資産と同一または実質的に類似の数式および方法による計算を用いる 承継構成資産に代替されたと参照戦略スポンサーが判断した場合には、当該承継構成資産が構成資 産とみなされます。
- (2) 構成資産に重大な変更または計算もしくは公表の中止等が生じた場合

ある構成資産またはその構成要素について以下のいずれかの事由が発生した場合、参照戦略スポンサーは、一定期間内に、その裁量により、 代替となる構成資産を選択するか、 当該構成資産の構成 比率をゼロとするか、 当該構成資産について何らの措置も講じないかを決定します。

- (a)算出方法について重大な変更が行われ、または構成資産もしくはその構成要素についてその他の 重大な修正を行うことが公表された場合
- (b)構成資産のスポンサーにより、承継構成資産なしに永続的に取り消され、存在しなくなり、もしくは取引不可能となった場合
- (c)連続する一定期間において構成資産のスポンサーによる計算または公表が行われなかった場合
- (3)構成資産に関連するヘッジ取引に悪影響がある場合

ある構成資産またはその構成要素に関して以下のいずれかの事由が発生した場合、参照戦略スポンサーは、その裁量において当該構成資産を代替構成資産と入れ替え、または、当該構成資産の価値をゼロとみなすことができます。

- (a) 適用法令に基づき参照戦略スポンサーまたはその関係会社によるヘッジ取引が違法となる場合
- (b)一定期間、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由その他の混乱事由(いずれも以下に定義します。)の 影響を受けている場合
- (c) 参照戦略スポンサーが当該構成資産に関するデータライセンスを保有しなくなった場合

- B. ヘッジ混乱事由、不可抗力事由およびその他の混乱事由
 - (1) 裏付戦略に関して、以下のいずれかの事由が発生した場合、参照戦略計算代理人は、 裏付戦略の算出手法に関する調整(ただし、裏付戦略の価値を算出するのに必要な限度に限ります。)、 バスケット・リバランスの延期、または 裏付戦略の価値の公表の延期をすることができます。
 - (a)市場環境に起因する事情により、商業的に合理的な努力を尽くしても参照戦略スポンサーまたは その関連会社が裏付戦略に関するヘッジ取引の構築または解消ができなくなったものと参照戦略スポンサーが判断した場合(以下「ヘッジ混乱事由」といいます。)
 - (b) 災害、武力紛争、テロ行為その他の外在的な事情により、参照戦略スポンサーまたは関連会社が 行う裏付戦略に関するヘッジ取引に対して重大な悪影響があると参照戦略スポンサーが判断した場 合(以下「不可抗力事由」といいます。)
 - (c)「その他の混乱事由」とは、構成資産またはその構成要素に関して、以下のいずれかの事由が発生した場合をいいます。
 - ()構成資産の参照水準が予定通りに入手できない場合
 - ()構成要素の参照水準が明らかに不正確である場合
 - ()構成要素に関連する先物取引市場において一定の価格制限が適用された場合
 - ()構成資産混乱事由が発生した場合
 - () 為替レートについて為替レート混乱事由が発生した場合
 - (2)「為替レート混乱事由」とは、裏付戦略または構成資産もしくはその構成要素に関連する外貨または 為替レートにつき、以下のいずれかの事由が発生したことを意味します。
 - (a) 為替レートが複数に分断された場合
 - (b) いずれかの法域において、外貨を円貨に交換することが一般的に不可能となる事由が発生した場合
 - (c) 国際送金が一般的に不可能となる事由が発生した場合
 - (d)関連する政府機関の借入金につき期限の利益喪失事由その他類似の事由が発生した場合
 - (e)参照戦略スポンサーまたはその関係会社のいずれかが、関連する通貨の為替レートを取得することが合理的な手段を用いても不可能である場合
 - (f) いずれかの法域において、参照戦略スポンサーまたはその関係会社の構成資産に相当するすべて の資産または実質的にすべての資産を没収または国有化その他の行為が発生した場合
 - (g)適用のある通貨が存在しなくなり、新しい通貨と入れ替わった場合

指数の修正

構成資産またはその構成要素の参照水準の計算に用いられる指数等(構成資産またはその構成要素に係る 為替レートを含みます。)が合理的な期間内に修正された場合には、参照戦略計算代理人は、当該修正に応 じて、裏付戦略の価値の算出のために適切な措置を講じることができます。

裏付戦略手法の変更

参照戦略計算代理人は、裏付戦略価値(以下**「裏付戦略価値」**といいます。)の計算および決定について、裏付戦略規定の規定に従います。ただし、参照戦略スポンサーは、その裁量により、市場、法令、規制、裁判、金融、会計、その他の状況に鑑み必要であると判断する場合には、裏付戦略の価値を計算するために使用する第三者情報源に変更を加えることができます。

当ファンドは、受託会社および管理会社(以下それぞれ「使用権者」といいます。)またはその関係会社が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」といいます。)の日本およびその他の国において登録された商標です。使用権者およびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称します。)との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、(代行協会員として委託された事務を除き)当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者と使用権者の関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

指数計算機関(Solactive社)または参照戦略スポンサー(ゴールドマン・サックス・インターナショナル)およびそれらの関連会社は、国際分散投資戦略指数に関する品質、正確性および/または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。 ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

(2)【投資対象】

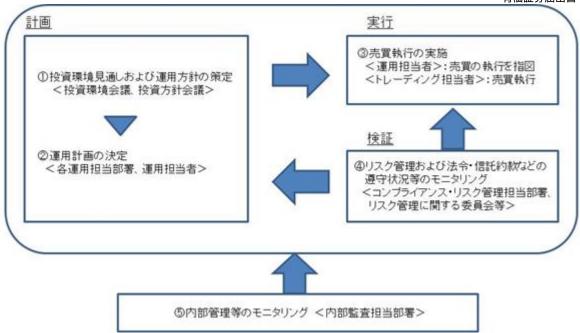
前記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3)【運用体制】

運用体制の全体像

管理会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、投資顧問契約に基づき、投資顧問会社であるアセットマネジメントOne株式会社に委託しています。

投資顧問会社の運用体制



()投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

()運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

()売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

()モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを 実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・ 信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

()内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率 性等の観点からモニタリングを実施します。

上記体制は2018年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの現在の分配方針は、各分配基準日後に年次分配金を各分配期間に関して支払うことです。

管理会社は、投資顧問会社が決定する金額(もしあれば)(以下**「分配金」**といいます。)による分配金の支払を宣言し、手配することができます。一般に、分配金は、固定クーポンから受領した額に、実績連動クーポン(もしあれば)から受領した額(成功報酬を控除後)を加えた額に等しい額となります。

すべての分配金は、該当する分配金支払日に現金で支払われます。

宣言された分配金は、該当する分配基準日または管理会社が随時決定するその他の日に、登録簿に登録される当該受益証券の名義人(または、受益証券が複数の保有者の氏名で登録されている場合は、登録簿に最初に記載された保有者)に対して支払われます。

該当する分配基準日から関連する分配が受益者に支払われるまでの期間における各取引日に行われた受益証券の買戻しに関して、受領される買戻価格は、分配される予定であるが未分配の金額を含みません。

すべての分配金は、(適切な四捨五入方法を用いて)0.01米ドル単位に端数処理されるか、または受託会社が随時決定するその他の方法で端数処理されます。

上記にかかわらず、当該分配が支払われる保証はなく、また、当該分配が支払われる場合でも、将来の分配が支払われる保証または支払われる場合に当該金額で支払われる保証はありません。

分配方針

ファンドは年1回分配を行うことをめざします。

- ●毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)を分配金支払日として、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行うこととします。
 - ① 利子等収益の中から、年率0.5%程度の分配をめざします。
 - ② ①に加え、成功報酬控除後の実績連動クーポン相当額の分配をめざします。
- ●分配金額は、投資顧問会社が決定します。ファンドの資金動向、市況動向等によっては分配を行わない場合があります。
- ※初回の分配金支払日は2020年5月11日とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

(5)【投資制限】

投資制限

管理会社および投資顧問会社は、ファンドに関して次の投資制限を遵守します。

- (a) いかなる種類の株式または出資にも投資を行いません。
- (b) 私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等、取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資資産を取得した結果、ファンドが保有するかかる投資資産のすべての総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産価額の15%を超えることになる場合、かかる投資資産を取得することはできません。ただし、かかる投資資産の価値評価方法が英文目論見書およびその補遺で明示的に開示されており、当該投資資産の価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。
- (c) 自己取引、またはその取締役の自己勘定との取引を行うことはできません。
- (d) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限られません。)を行いません。
- (e)証券の空売りを行うことはできません。
- (f)以下の「借入れ」の項に記載される借入れ方針に従う場合を除き、借入れを行うことはできません。
- (g) デリバティブ取引またはその他類似の取引を行うことはできません。
- (h)単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される()有価証券および()金銭債権の価格の総額(以下「債券等エクスポージャー」といいます。)がファンドの純資産総額の10%を超える場合、それらの有価証券および金銭債権を保有することはできません(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインにしたがって算出されます。)(注:担保付の取引の場合には当該担保の公正な価額、トラストが当該者に対して債務を負っている場合には当該債務額を差し引く

ことができます。)。ただし、ゴールドマン・サックス社債への投資は、債券等エクスポージャーとして算出されません。

(i)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ファンドは、日本証券業協会が策定したガイドラインにおける「特化型運用ファンド」です。特化型運用ファンドとは、「支配的な銘柄」が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。特定の発行体によって発行された銘柄の時価総額が、ファンドの投資対象銘柄の時価総額に占める割合が10%を超える場合、そのような特定の発行体によって発行された銘柄は「支配的な銘柄」に分類されます。ファンドはゴールドマン・サックス社債に集中的に投資するため、ファンドには支配的銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いことになります。そのため、ファンドは、当該支配的銘柄の発行体の支払不能または財政状態の悪化により、重大な悪影響を受ける可能性があります。

上記の投資方針、ガイドラインおよび制限に関して、特に、ファンドの投資資産の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しの結果としてかかる制限およびガイドラインを超過した場合において、投資顧問会社は直ちに投資資産を売却する義務はありません。ただし、投資顧問会社は、上記制限を遵守するため、違反が確認された後合理的な期間内に、受益者の利益を考慮し、合理的に実行可能な措置を講じるものとします。

投資顧問会社は、以下の場合、一時的に上記の投資目的、投資方針およびガイドライン(投資制限を除きます。)から逸脱することができます。()受益証券について大量の買付申込みまたは買戻請求が行われたと投資顧問会社が単独で決定する場合、()ファンドが投資する市場もしくは投資対象について突然もしくは重要な変更または投資顧問会社の合理的なコントロールが及ばないその他の事象が生じると投資顧問会社が単独の裁量において予測する場合、および/または()(a)ファンドの終了を準備するため、または(b)ファンドの資産の規模の結果として、かかる逸脱が合理的に必要であると投資顧問会社が単独の裁量で判断する場合。

投資顧問会社は、投資主の利益を考慮して合理的に可能な限り速やかにそのような逸脱を修正することを目指します。

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した後、受益者の同意を得ることなく、投資目的、投資方針、ガイドラインおよび投資制限のいずれかを適宜修正、削除または追加する権利を有するものとします。そのような修正、削除または追加については、30日前までに受益者に通知されます。

借入れ

管理会社または投資顧問会社は、借入総額が純資産価額の10%を超えないことを条件として、ファンドの資産で資金を借り入れることができます。ただし、ファンドと他の投資スキームとの合併、統合等の場合のような特別な状況においては、かかる10%制限を一時的に、12か月を超えない期間において超過することができるものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。投資顧問会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えるべく策定された投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はありません。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。ファンドの純資産価額は投資資産の価格変動および為替変動の影響を受けます。ファンドの保有する投資資産から生じるまたは負担することとなるすべての利益および損失は投資者に帰属します。投資元本は保証されておりません。リスク要因に関する以下の説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図したものではありません。

1口当たり純資産価格の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

<債券>

金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を 下落させ、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

また、当ファンドが投資する米ドル建債券は、国際分散投資戦略指数Aの収益率に基づき 毎期フーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動フーポンが ゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの 信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化 した場合や国際分散投資戦略指数Aの収益率が低下することにより今後のフーポン総額が 低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が 下落する要因となります。

<国際分散投資戦略指数A>

当ファンドの実績連動クース

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる国際分散投資戦略指数Aの収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- 国際分散投資戦略指数Aは内外の株価指数先物および債券先物により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、国際分散投資戦略指数Aの収益率が下落する要因となります。
- 国際分散投資戦略指数Aについては、内外の株価指数先物・債券先物取引をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して米ドル高になった場合には、国際分散投資戦略指数Aの収益率が下落する可能性があります。
- 国際分散投資戦略指数Aの実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本 規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合が あります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、国際分散投資戦略指数Aの収益 率が下落する要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その 影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行体は、債券発行代わり金をもって

裏付資産等(ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行する債券、ゴールドマン・ サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行するパフォーマンス連動証券 (これらにつき早期償還、終了、債務不履行(デフォルト)もしくは債務削減・リストラクチャリング または課税事由が発生(発生する可能性を含みます。)し、代替の資産への入替が行われた 場合の当該代替資産等を含みます。))に投資します。当ファンドが投資する債券はザ・ゴールド マン・サックス・グループ・インクが保証を行います。裏付資産等の発行体または保証体の 信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その

あります。

信用リスク

価格変動リスク

銘柄集中リスク

ファンドは特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。 当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と 比較し、大きな影響を被り、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が著しく下落する要因 となります。

影響を大きく受け、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が著しく下落する可能性が

流動性リスク

当ファンドが投資する米ドル建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が 著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離 することにより、想定以上にファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被る 可能性があります。また、米ドル建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、 当該米ドル建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することが あります。

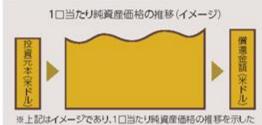
当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象 とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行(デフォルト)となった場合、発行体の裏付 資産等について、早期償還、終了、債務不履行(デフォルト)もしくは債務削減・リストラクチャ リング(ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する 法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。)または課税事由が発生(発生 する可能性を含みます。)し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、 発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令 あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合、当該債券の 資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保が できず、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も投資元本を下回る可能性があります。

<投資対象とする債券が債務不履行(デフォルト)となる主な場合>

早期償還リスク

- 1.発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
- 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日 が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
- 3.発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための 有効な決議が可決された場合(ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編 もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を 除<。)
- 4. 承継発行体(特別目的会社に限られます。)が債券の発行要項に従って発行体のすべての 債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律 に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関するEU規則(Council Regulation (EC) No. 1346/2000)上の「主たる利益の中心」 ("centre of main interest")を有する 国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

※ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



ものではありません。

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行い ますので、1口当たり純資産価格は当該債券の価格変動の影響を 受けます。

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

- ①米国金利の上昇
- ②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
- ③国際分散投資戦略指数Aのパフォーマンス下落

参照戦略に関するリスク

価格変動リスク

変動金利クーポンの計算に影響する、参照指数の収益率の変動の主な構成要素には、以下のものがありま す。

- ・参照指数は、株価指数先物および債券先物により構成されます。高い構成比率を有する構成要素の価値が 下落した場合または複数もしくはすべての構成要素の価値が同時に下落した場合、参照指数の収益率は下 落します。
- ・参照指数は、株価指数先物および債券先物取引の価格に基づき計算されます。それゆえ、これらの取引の 未実現損益は、為替変動の影響を受けます。その結果、ゴールドマン・サックス社債の建て通貨である米 ドルの価値が増大する場合には、参照指数の収益率が下落することがあります。
- ・資産価格および通貨価値は、政治および経済状況、通貨規制、資本規制、税制ならびに参照指数の重要な 構成要素である国または地域の取引に課せられる規制といった要素により大きく変動する可能性がありま す。かかる構成要素が複数の国における投資を含む場合、これらの要素は参照指数の収益率の下落を招き ます。

参照戦略は、裏付戦略に対する名目的なボラティリティが制御されたエクスポージャーを提供することを目的とするボラティリティ調整機能を有しています。これは、所定のボラティリティ目標(以下「ボラティリティリティ目標」といいます。)4.5%に関して、約12か月間のルックバック期間に実現した構成資産のボラティリティの実績に基づき、定期的に裏付戦略に対する参照戦略のエクスポージャーを増減することにより達成されます。裏付戦略について実現したボラティリティの増加は、参照戦略の当該裏付戦略に対するエクスポージャーを減少させる可能性があり、その逆もあり得えます。将来実現する裏付戦略のボラティリティは、過去において実現した当該裏付戦略のボラティリティとは異なる可能性があり、このことから、過去に実現したボラティリティではなく、将来に実現したボラティリティに基づいて計算した場合には、裏付戦略構成比率と参照戦略の実績が異なる可能性があります。

ダイリューション

参照戦略への投資は、ダイリューションの対象となる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能性があります。

参照ボラティリティ(該当する裏付戦略補足書に定められます。)がボラティリティ目標を超過した場合、 参照戦略は希薄化の対象になる可能性があり、参照戦略に連動する商品の投資家は、裏付戦略の価値の上昇に よる利益を全面的に享受することができない可能性があります。希薄化とは、投資による利益または損失が当 該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価額が減少した場合にボ ラティリティおよび損失のリスクが減少し、当該投資の価額が上昇した場合には潜在的な利益が減少すること をいいます。投資家は、参照戦略の裏付戦略の価額の増減により、参照戦略に連動した投資商品に関して、参 照戦略の裏付戦略の価額の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

裏付戦略に関するリスク

裏付戦略はアクティブ・マネージド型であること

裏付戦略の構成資産に対する構成資産数量(以下**「構成資産数量」**といいます。)は、適用あるリバランス条件(以下「リバランス条件」といいます。)に従い、裏付戦略リバランス代理人によりバスケット・リバランスに基づき指定されます。当該バスケット・リバランスが、裏付戦略の運用成績を向上させる保証または確実性はありません。裏付戦略リバランス代理人が、構成資産の構成資産数量に変更を加えないことを選択し、または、リバランス条件を充足する構成資産数量の変更の提案がされない場合、構成資産数量は変更せずに存続します。

バスケット・リバランスが裏付戦略のパフォーマンスを向上させる保証はありません。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、またはこれらの者の関連会社のいずれも、裏付戦略リバランス代理人の選択した構成資産数量または裏付戦略のパフォーマンスについて、責任を負うものではありません。裏付戦略スポンサーまたは裏付戦略計算代理人のいずれも、提案されたバスケット・リバランスが裏付戦略の投資家にとって最善の利益となるか否かについて評価する権限を持つものではなく、それを行うものでもありません。

さらに、リバランス条件は、裏付戦略リバランス代理人が、市場、政治、金融等の要因を考慮して適切と考える迅速性、頻度または程度において裏付戦略の構成資産の構成資産数量をリバランスすることを妨げる可能性があります。その結果、裏付戦略の投資家には、自ら構成資産に投資し、またはより少ない制限のマネージド型商品へ投資する投資家よりも多くのまたは少ないリスクが伴う可能性があります。リバランス条件は、裏付戦略の裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、および裏付戦略リバランス代理人の間で、当該裏付戦略の設定日に合意されます。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人または裏付戦略リバランス代理人のいずれも、他の当事者の同意なしに、一切のリバランス条件を変更する権限を有していません。

裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人もしくは裏付戦略リバランス代理人またはこれらの各関連会社のいずれも、裏付戦略について、順調な運用成績、または、マネージド型であるか否かを問わず、他の指数または戦略よりも高い運用成績を達成できる旨の明示的または黙示的な表明を行うものではありません。

裏付戦略の過去の水準は、将来の運用成績の指針とならない可能性があること

裏付戦略の過去の運用成績は、将来の運用成績の指針とはなりません。裏付戦略は、過去の特定の資産の運用成績に基づくものであり、過去の所定の期間のデータを利用して市場の傾向を捉えることを目的としています。しかしながら、裏付戦略の将来における実際の運用成績は、裏付戦略の過去の運用成績とほとんど関連性がない可能性があります。

裏付戦略への投資は、レバレッジの影響を受ける可能性があり、それは当該投資のリスクを増大させる可能性があること

裏付戦略のその構成資産に対する絶対的な全体のエクスポージャーには、レバレッジが作用している可能性があります。ここにおいて、レバレッジとは、裏付戦略が、構成資産における有利または不利な変化に対して増大されたエクスポージャーを持ち、買い持ち構成資産の価値の減少と売り持ち構成資産の価値の増加の両方が発生した場合にボラティリティおよび損失リスクが拡大することを意味します。

裏付戦略への投資は、希薄化の対象になる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能 性があること

裏付戦略はダイリューションの対象になる可能性があり、裏付戦略に連動する商品の投資家は、バスケットまたは構成資産の価値が(エクスポージャーがロングであるかショートであるかにより)上昇または減少することによる利益を全面的に享受することができない可能性があります。希薄化とは、投資による利益または損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価値が減少した場合にボラティリティおよび損失のリスクが減少し、当該投資の価値が上昇した場合には潜在的な利益が減少することをいいます。投資家は、バスケットまたは構成資産の価額の増減により、裏付戦略に連動した投資商品に関して、バスケットまたは構成資産の価額の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

ボラティリティおよび裏付戦略リスク

日次ボラティリティ調整機能は、構成資産に対して、ボラティリティが制御された名目的なエクスポージャーを提供することを目的としています。これは、ボラティリティ目標に関連する参照ボラティリティ(該当する裏付戦略補足書に定められます。)に基づき、定期的に構成資産に対する当該裏付戦略のエクスポージャーを増減し、これにより当該裏付戦略の裏付戦略現金口座に対するエクスポージャーを増減することにより達成されます。ボラティリティ目標は、固定の数値、あるいは、所定の数式に基づき計算される変数(この場合、ボラティリティ目標は時間とともに変動するものとします。)のいずれかになります。ボラティリティ目標の減少は、構成資産に対する当該裏付戦略のエクスポージャーを減少させ、これにより当該裏付戦略の裏付戦略現金口座に対するエクスポージャーを増加させます。

日次ボラティリティ調整機能の適用がある場合、バスケット価額が上昇し、同時に参照ボラティリティ(該当する裏付戦略補足書に定められます。)がボラティリティ目標を超過する期間について、日次ボラティリティ調整機能が適用されない類似の裏付戦略と比較して裏付戦略の運用成績の低下が観測される可能性があります。当該市場環境の例は、ボラティリティが高い期間の後の、バスケット価値の急激な回復となります。日次ボラティリティ調整機能は、裏付戦略に連動するオプションに基づく支払のための改善された参加の観点および裏付戦略の運用成績の観点の双方において、短期の投資に向けて設計されたものではありません。

裏付戦略の運用成績データは、当該裏付戦略の設定日以降についてのみ存在し、裏付戦略の過去の運用成績データは限定的である可能性があること

裏付戦略は、関連する裏付戦略設定日以降についてのみ計算され、従ってそれ以前の運用成績データは存在 しません。加えて、特定の構成資産に関する過去の運用成績データは限定的である可能性があります。その結

果として、そのリターンが裏付戦略または当該構成資産に連動する投資商品には、過去の実績が立証されている指数または戦略に連動したエクスポージャーと比べて大きなリスクを伴う可能性があります。

裏付戦略が、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由またはその他の混乱事由の対象となる可能性があること

裏付戦略に関して、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由またはその他の混乱事由が発生または存続している場合、裏付戦略計算代理人は、当該裏付戦略に関する一定の調整を行うものとし、それらは、裏付戦略価額を計算するためのメソドロジーおよび関連する情報源の調整、関連するリバランスの延期または裏付戦略価額の公表の中断を含みます。裏付戦略計算代理人が、メソドロジーおよび関連する情報源の調整を行い、または関連するリバランスを延期した場合、裏付戦略価額は、当該ヘッジ混乱事由、不可抗力事由またはその他の混乱事由が発生していなかった場合とは異なるものとなり、予測不能に変動し、下落する可能性があります。

一般的リスク

投資の集中

ファンドは受益証券の売却代金の実質的にすべてをゴールドマン・サックス社債に投資します。そのため、 当該債券への投資により生じた損失は、ファンドの財務状況全般に悪影響を及ぼします。

債券について

クレジット・スプレッド・リスク

クレジット・スプレッド・リスクとは、市場が一般的に債券のデフォルト・リスクが大きいと考える場合に、クレジット・スプレッド(即ち、信用度の違いによる証券間の利回り格差)が拡大するリスクです。クレジット・スプレッドの拡大は、ファンドのために保有される証券の市場価額を低下させる可能性があります。クレジット・スプレッドは、投資適格証券に比べ、低格付けの証券または無格付けの証券の場合にしばしば拡大します。また、クレジット・スプレッドが拡大すると、長期証券の市場価額の低下幅は大きくなります。

信用リスク(債務証書に関連する信用リスク)

投資顧問会社は、ファンドのために債務証書に投資します。参照戦略もまた、債務証書に対するエクスポージャーを保有します。ファンドの資産が投資される債務証書は、当該証書の元本または利息が支払われないリスクにさらされます。信用リスクの上昇によりファンドの投資目的が達成できない可能性があります。債務証書の発行体の財務状況、経済状況の悪化もしくはその両方、または金利の予想外の上昇により、発行体が元利金を支払う能力が損なわれることがあります。発行体に適切なタイミングでの元利金の支払能力またはその意思がない場合(またはそう考えられる場合)に、ファンドが保有するまたはエクスポージャーを保有する債券の価格が影響を受けます。ある証券について流動性のある取引市場がない場合、かかる証券の適正価格を設定できないことがあります。

信用格付がすべてのリスクを反映していない可能性

ファンドの投資資産は、1または複数の独立した格付機関から信用格付を付与されることがあります。信用格付機関は、債券の信用度の格付を付与する民間のサービスです。信用格付機関により付与される格付は、信用度の絶対的な基準ではなく、証券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていません。信用格付機関は、信用格付を適時に変更できない可能性があり、発行体の現時点の財務状況は、格付の表示と比べて良い場合も悪い場合もあります。投資顧問会社は、格付が購入時の格付を下回った場合であっても、証券を売却するとは限りません。投資顧問会社は、信用格付のみに依拠できるものではなく、発行体の信用度を分析する独自の方法を有することがあります。信用格付は、有価証券またはその他の投資資産の売買または保有を推奨するものではなく、格付機関によっていつでも変更または撤回されることがあります。特定の日にファンドの投資資産に割り当てられる格付は、発行体の事業の将来の実績または将来の信用力を示すものではありません。

金利リスク

ファンドの資産が投資されるまたは参照戦略がエクスポージャーを保有する債務証券は、その保有期間(すなわち、投資顧問会社による取得時から換金時までの期間)中の金利変動により、当該期間を通して価格が変動します。このリスクは金利リスクと呼ばれます。一般に、関連する国の金利が低下するにつれて、債券または他の債務証券の価格は上昇し、関連する国の金利が上昇するにつれて、債券または他の債務証券の価格は上昇し、関連する国の金利が上昇するにつれて、債券または他の債務証券の価格は下落します。金利が変動する場合、債務証券(債券を含みます。)の残存する保有期間は、当該債務証券の市場価格の変化の程度の指標として使用されます。他のすべての条件が等しければ、残存保有期間が長いほど、金利の一定の動きに対する債務証券(債券を含みます。)の市場価格の変化は大きくなります。純資産総額は、ファンドおよび参照指数の資産が満期日までの期間が異なる債務証券で構成されているため、上記の変化の結果として変動することがあります。

ファンドは、現在の歴史的低金利ならびに政府の財政政策構想による将来の影響およびその結果として生じるこれらの構想に対する市場の反応により、通常の場合より高い金利上昇リスクにさらされることがあります。長期債は一般に金利の変動により敏感です。また、金利の上昇につれて、繰上償還の行使の可能性が低くなり、この結果、当該証券は金利の変化に一層敏感になり、また、さらに金利が上昇すれば、急激な価格下落に到る可能性があるため、金利上昇はコール条項付き債務証券のデュレーションを長期化させます。ファンドのインバース・フローターおよびフォワード・コミットメントへの投資は、これらの投資資産におけるレバレッジ的性質により、金利リスクを上昇させます。

金利が極めて低いか、マイナスの期間において、ファンドはプラスのリターンを維持することができないことがあります。米国を含む世界の多くの地域の金利は歴史的低水準にあります。非常に低い金利またはマイナス金利は、金利リスクを増大させます。ゼロ未満の金利を含む金利の変化は、市場に予測不可能な影響を及ぼす可能性があり、市場のボラティリティを高め、ファンドのパフォーマンスを悪化させることがあります。

実効デュレーション・リスク

金利が変動する場合、投資資産のデュレーションを債務証券の債務価格の変化の程度の指標として用いることがあります。デュレーションが大きくなればなるほど、所与の金利変動に対して債務証券の価格の変化は大きくなります。

持分証券に関するリスク

参照戦略は、市場価格の変動など持分証券への投資に関連するリスクにさらされ、従ってファンドは間接的に当該リスクにさらされます。持分証券の価格は大きく変動することがあります。証券の価格変動は、予測が困難であり、特に投機、需給関係の変化、政府による貿易、財政、金融および為替管理のプログラムおよび政策、国内外の政治・経済事由、気候、金利の変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は、特定の市場に直接的に、および規制によって、随時介入することができます。かかる介入は、しばしば価格に直接影響を与えることを意図しており、これらの市場において急速な価格変動を引き起こす可能性があります。投資顧問会社が将来の価格水準を正確に予測できる保証はありません。

小型株リスク

参照戦略は、小型株のエクスポージャーを持つことがあり、従ってファンドは間接的に当該エクスポージャーを持つことがあります。かかる小型株は、より規模が大きく、事業基盤が確立されている企業の証券と比較して、より急激なまたは不安定な市場の変動にさらされることがあります。これは、当該証券が一般的に取引量が少なく、企業がより大きな事業リスクにさらされているためです。例えば、これらの市場に投資する投資信託のキャッシュ・フローの大幅な増減は、現地の株価、ひいてはポートフォリオの株価に大きな影響を与える可能性があります。

中型株リスク

参照戦略は、中型株のエクスポージャーを持つことがあり、従ってファンドは間接的に当該エクスポージャーを持つことがあります。かかる中型株は、しばしば比較的大きい成長機会を有する一方で、大型株への投資に通常関連するリスクより、大きなリスクを伴います。中型株の製品ライン、市場、資金力は限定的で、比較的小規模の経営陣に依存している場合があります。そのため、このような企業は、全般的な経済動向ならびに市場およびテクノロジーの特定の変化に影響されやすいことがあります。さらに、将来の成長は追加資金調達に依存しますが、必要な場合に受諾可能な条件で資金調達を行えない可能性があります。さらに、比較的小規模な非公開企業の持分を売却する市場は、通常、限られているため、他の非公開企業投資家への売却が必要になり、利益の実現がより困難になる可能性があります。加えて、中型株に対する非公開企業投資は流動性がや地低いため、当該企業が経済・政治情勢の悪化に素早く対応することが困難になる可能性があります。

大型株リスク

参照戦略は大型株のエクスポージャーを持つことがあり、このためファンドは間接的に大型株のエクスポージャーを持つことがあります。大型株は、小型株および中型株が好調に推移している時期にこれらの投資パフォーマンスを下回る可能性があります。

現金および現金同等物に関連するリスク

ファンドのために保有される現金および現金同等物(銀行口座およびコマーシャル・ペーパーを含みますが、これらに限定されません。)は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクのうち1もしくはそれ以上が顕在化した場合、ファンドのために保有される現金および現金同等物の価額が悪影響を受ける可能性があります。投資顧問会社が、ファンドのために、現金の引出し、および/またはファンドのために保有される現金同等物の清算ができない場合、ファンドの投資目的および方針を達成する投資顧問会社の能力に悪影響を及ぼす可能性があり、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

流動性リスク

流動性とは、投資顧問会社がファンドのために、投資資産を適時に売却する能力に関するものです。投資顧問会社がファンドのために投資する証券は、流動性が低いことがあります。流動性が比較的低い投資対象の市場は、流動性がより高い証券の市場と比べてボラティリティが高くなる傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資することにより、投資顧問会社が投資対象を希望する価格およびタイミングで処分する能力が制限される可能性があります。有価証券の転売は、契約条項によって制限されることがあり、それ自体が当該投資対象の価値に影響を与える可能性があります。

派生商品

派生商品にはその評価額が一または複数の裏付証券、金融ベンチマーク、通貨または指数に連動している商品および契約が含まれます。投資者は派生商品により、裏付資産に投資するより低コストで特定の証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の価格変動をヘッジするか、またはそれらの投機的な投資を行えるようになります。派生商品の評価は裏付資産の価格変動に大きく左右されます。そのため、裏付資産の取引に該当するリスクの多くが派生商品の取引にも該当します。しかしながら、派生商品の取引には他にも多くのリスクがあります。例えば、多くの派生商品では取引を締結する際に支払われるか預託される金銭に比べて市場のエクスポージャーがかなり大きいため、市場の悪化が比較的小さくても、結果として投資額のすべてを失うだけでなく、当初の投資額を上回る損失をファンドが被るおそれがあります。投資顧問会社がファンドの勘定で取得することを希望する派生商品がいずれか特定の時期において満足な条件で利用できないか、または一切利用できないことがあります。

派生商品には、投資を予定している者がファンドに投資する前に理解しておくべきリスクがあります。このようなリスクは以下を含みますがこれらに限られません。

ボラティリティ・リスク

派生商品の価格(先物およびオプション価格を含みます。)は非常に変動性が高いものです。先渡契約、先物契約およびその他の派生商品契約は、特に、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融および為替管理のプログラム、政府の方針、ならびに国および国際的な政治および経済のイベントおよび政策の影響を受けます。また、政府は随時、直接的にまたは規制により、一定の市場、特に為替および金利と関連がある先物およびオプションの市場に介入します。このような介入は、価格に直接影響を及ぼすことを意図し、特に金利の変動により、その他の要因とあわさって、当該市場すべてを同一方向へと急速に向かわせることがあります。

カウンターパーティー・リスクのエクスポージャー

「カウンターパーティー・リスク」のリスク要因に記載されるとおり、ファンドはいずれかのカウンターパーティーがファンドの勘定で購入される投資対象または契約に関する債務を履行きないリスクにさらされます。カウンターパーティーから担保の提供を受けてファンドの勘定で保有する場合を除き、ファンドはこのような手続きにおいて無担保債権者となる可能性があり、このような状況で限定的な救済しか受けられないか、または一切救済を受けられないことがあります。

法務リスク

取引の特性または派生商品取引を締結する当事者の法人格により、派生商品契約を強制執行できない可能性があり、カウンターパーティーの支払不能または破産が、そうでなかった場合に強制執行できたはずの契約上の権利を阻止することがあります。

流動性リスク

派生商品取引、特に店頭派生商品取引が、流動性のある流通市場から利益を受けることができないことがあります。そのため、いつでも当該派生商品取引の直近の簿価に近い価格でポジションを締結または清算できるとの保証はありません。

店頭取引

ファンドの勘定で購入または売却することができる派生商品は通常、取引所では取引されません。店頭商品の債務者による債務不履行のリスクは大きくなり、投資顧問会社がこのような商品に関する清算取引または締結を取引所で取引される商品の場合ほど容易に行えないことがあります。また、取引所で取引されていない派生商品においては「買呼値」と「売呼値」の差が大きく広がることがあります。取引所で取引されない派生商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服さず、規制を受ける市場の参加者が利用できる保護の多くが当該商品に関して利用できないことがあります。

技術および手法のリスク

技法および手法の利用には、一定の特定のリスクを伴います。これには、() ヘッジを行う投資対象の価格変動および金利の変動を予測する能力に依拠していること、() ヘッジを行う商品とヘッジを行う市場セクターの投資対象との間の相関関係が完全ではないこと、() このような手法を利用するために必要な技術は、投資対象を選別するために必要な技術とは異なるという事実、ならびに() 効率的なポートフォリオ運用または買戻請求を充足する能力が損なわれる可能性が含まれます。

為替リスク

米ドル受益証券は米ドル建てです。投資者の金融行為が、主に米ドル以外の通貨または通貨ユニット(日本円を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)で行われている場合には、為替換算に関するリスクが存在します。これらには、為替レートが著しく変動するリスク(米ドルの切り下げまたは投資者通貨の再評価による変動を含みます。)、および米ドルまたは投資者通貨(場合による)を管轄する当局が為替管理を課すか、修正するリスクが含まれます。投資者通貨の米ドルに対する価額の上昇は、(a)純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、および(b)発生済み分配金(もしあれば)の投資者通貨相当額を減少させます。

外貨エクスポージャー

受益証券は、投資顧問会社を通じて、米ドル以外の通貨(以下**「投資通貨」**といいます。)建ての資産に投資することにより、為替レートの変動リスクにさらされます。このような外貨エクスポージャーについて為替へッジは行われず、したがって、受益者は、米ドル(受益証券の表示通貨)および投資が行われる投資通貨間の為替変動リスクにさらされます。加重ベースで測定された投資通貨の対米ドルの下落は、他のすべての要素

が等しい場合、1口当たりの純資産価格の減少をもたらす一方、加重ベースで測定された投資通貨の対米ドルの上昇は、他のすべての要素が等しい場合、1口当たりの純資産価格の上昇をもたらします。

投資顧問会社への依存

受託会社および管理会社はファンドの信託および管理事務に関して、最終的な権限および責任を有しますが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資顧問会社に委任され、投資顧問会社がこれを行います。したがって、投資顧問会社はファンドの資産に対して総合的な取引権限を有します。このため、ファンドの資産の投資に関する専門性は、投資運用契約の継続ならびに投資顧問会社の役員および従業員のサービスおよびスキルに大きく依存します。投資顧問会社のサービスまたはその主要人員の1人を失うことは、投資顧問会社が開発した独自の投資手法の使用を失うことにつながる可能性があるため、ファンドの資産価値に重大な悪影響を及ぼすことがあります。

担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引の対象となる可能性のある取引相手のいずれかに適用される法令に従うものを含め、一定の担保契約を履行することを要求されることがあります。

取引相手がファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分別担保口座または担保契約の当事者間で合意される他の銀行口座(以下「ファンド担保口座」といいます。)に差し入れられ、再投資目的で使用されません。ファンド担保口座から得られる利益(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手が要求する利息を支払うには不十分なことがあります。金利差は純資産価額に影響を与えます。受領済み非現金担保は、売却、再投資または担保提供されません。

さらにファンドは、取引相手の利益のために担保を差し入れることを要求されることもあります。このような状況において、ファンドのポートフォリオのうち、ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなります。 したがって、ファンド全体のリターンは、担保契約によって減少することがあります。

担保の運用を支援するために担保運用代行会社が任命されることがあり、かかる任命が行われた場合、当該代行会社の報酬は、ファンドの資産から、または別段の合意に基づき支払われます。

担保リスク

取引相手からの担保の入手および担保運用システムの導入は、ファンドが取引相手の債務不履行または債務 超過にさらされる可能性を軽減することを目的としますが、当該リスクを完全に取り除くことはできません。 提供された担保は、多くの理由により、取引相手の債務に十分に見合わないことがあります。 さらに、取引相 手から提供される担保は、各営業日に個別に評価されますが、担保として提供される確定利付証券および/または持分証券の価額は、常に実際の指値であるとは限りません。

担保が正確かつ適切に評価される保証はありません。担保が正しく評価されない範囲において、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が正しく評価されたとしても、担保は、取引相手の債務不履行または債務超過の時点と担保が換金された時点との間で価額が低下する可能性があります。担保価額の低下リスクは、流動性の低い資産では当該資産の換金に要する期間が長いためにより大きくなる可能性があり、提供される担保のすべてまたは重要な部分が、かかる流動性の低い資産から構成される可能性があります。

担保運営リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に個別に評価され、担保の金額および構成は担保要件を満たすように調整されます。担保方針は投資顧問会社によって監視される一方、当該方針が正しく遵守されないか、実施されない範囲において、ファンドは取引相手の債務不履行または債務超過により損失を被る可能性があります。

キャッシュ・スウィープ

保管会社に保管されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下「キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象となることがあります。キャッシュ・スイープ・プログラムは、第三者取引相手(以下「キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。)により保有される1または複数の共同顧客アカウントへの資金の保管を伴います。キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、ファンドはキャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを持つことになります。カウンターパーティー・リスクについては、「カウンターパーティー・リスク」のリスク要因に記述されます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争(正当な根拠をもって主張されるものとは限られません。)または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないか、その他の債務を履行しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなります。

受託会社、管理会社および投資顧問会社は、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていません。受託会社、管理会社および投資顧問会社が複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力についての有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、受託会社または投資顧問会社が店頭派生商品に関してファンドに関連する取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があります。これは、取引所決済機関の履行保証のような、整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる店頭派生商品の取引には与えられないことによります。店頭派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社または投資顧問会社がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社または投資顧問会社は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性があります。

投資者は、コレクション・アカウント・キャッシュ・スイープ・プログラムに関連するコレクション・アカウント・キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーによるカウンターパーティー・リスクにさらされることがあります。

過去10年間において、複数の大手金融市場参加者(店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。)が契約上の義務を期日に履行することができなかった、または不履行寸前の状態に陥ったため、金融市場では不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および資金調達アレンジメントの早期解約、ならびに支払いおよび受渡の停止および不履行につながりました。受託会社、ファンドに関するその委託先、ファンドに関する投資顧問会社の取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間で、ファンドの投資目的が成功する保証はありません。

サイバー・セキュリティ侵害および個人情報の盗難

ファンドのオペレーションに関連してインターネットおよびテクノロジーの使用が増加するにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティ侵害を通して、より大きなオペレーションおよび情報セキュリティ・リスクに さらされています。サイバー・セキュリティ侵害は、コンピュータ・ウィルスの感染、および資産もしくは機

密情報の流用、データの破損、またはオペレーションの中断を引き起こすことを目的とする「ハッキング」またはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これらに限定されません。サイバー・セキュリティ侵害は、サービス妨害攻撃、またはファンドのシステムに保存された秘密情報を承認された個人が意図的にまたは意図せずに開示する場合など、不正アクセスを行う必要のない方法で発生することもあります。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの運営活動に影響を及ぼす可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の決定不能、適用法の違反、規制上の罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用に帰結する可能性があります。その結果、ファンドおよびその投資者は、悪影響を受けることがあります。さらに、ファンドは第三者のサービス・プロバイダーと密接に連携しているため、このような第三者のサービス・プロバイダーにおける間接的なサイバー・セキュリティ侵害は、ファンドおよびその投資者を、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクと同じリスクにさらすことがあります。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するため、リスク管理体制を構築していますが、かかる手段が成功する保証はありません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場はないと予想されます。したがって、受益者は、本書に定める買戻しの手段によっての み受益証券を処分することができます。関連する買戻通知の日から関連する取引日までの期間中に、受益証券 の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券1口当たりの純資産価格が低下するリスクは、買戻しを請求す る受益者が負担します。

運用実績の欠如

ファンドは、新規に設定されたものであり、投資者が将来のパフォーマンスの評価の基礎とすることができる運用実績を有していません。

ポートフォリオ構築期間

募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間中、ファンドに一定のリスクが伴う可能性があります。さらに、この期間には、ファンドのポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもあります。投資顧問会社は、ポートフォリオの構築において様々なプロセスを設けることができます。こうしたポートフォリオの構築プロセスの一部は市場の判断に基づくものです。これらのプロセスが成功するという保証はありません。

分配金

ファンドは、年次配当を支払う方針です。分配金は、受益者の当初元本またはキャピタル・ゲインを支払うことがあり、そのため純資産価額を損なう可能性があります。その結果、元本保全を求める投資者は、投資資産の価値の低下は、資産価値の低下によって引き起こされるのみならず、分配金による当該受益者への元本の返還によって引き起こされる可能性がある点を検討するよう強く推奨されます。

買戻しの影響

受益者の請求に基づき大量の受益証券の買戻しが行われる場合、管理会社または投資顧問会社は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるよりも早く、かつ、本来取得できたと考えられるよりも不利な価格で、ファンドの投資資産を清算せざるを得なくなる可能性があります。

限定された数の価格情報源

管理事務代行会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資資産のプライシングのために限定された数の情報源または単一の情報源に依拠することがあります。

投資資産の評価

締結された取引をファンドのために保有される現金または証券と照合するのに必要な十分な時間内に、ファンドの取引相手またはファンドが現金を保有している取引相手から、管理事務代行会社が取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。このため、純資産価額が、計算時に不完全または検証不可能で、かつ、評価に関して不完全な調整および/または不確実性をもたらす情報に基づき計算されることがあります。受託会社、管理事務代行会社および投資顧問会社はいずれも、結果的に損失が生じた場合、責任を負いません。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資資産の売却代金または当該投資資産に関する配当、分配もしくはその他の支払いの受領額が、源泉徴収による課税を含む、関連市場の当局によって課される租税、課徴金、賦課またはその他の報酬もしくは手数料を課せられるか、または課せられる可能性があることに留意すべきです。

米国の税法である外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)は、一般に、米国を源泉とするまたはその他の支払いに対して30%の源泉徴収を課しています。ファンドが、関連するFATCA関連要件または義務を遵守しない場合、ファンドは、ファンドが受領する支払いに対して源泉徴収税の対象となる可能性があり、これは純資産価額を減少させ、受益証券の価格に悪影響を及ぼします。ファンドは、FATCA源泉徴収税の賦課を回避するため、ファンドに課される義務の履行を目指しますが、ファンドがこれらの義務を履行することができる保証はありません。ファンドは、源泉徴収税の賦課を生じさせたか、またはこれに寄与した投資者に対して、関連する源泉徴収税を割り当てることができない場合があります。また、FATCAの遵守に起因する管理事務費用は、ファンドの運営費用の増加に帰結する可能性があります。

投資顧問会社が取得時に源泉徴収税を課されない有価証券に投資する場合であっても、適用される法律、条 約、規則もしくは規制の変更またはそれらの解釈の変更の結果、将来、源泉徴収されない保証はありません。

投資顧問会社は、かかる源泉徴収税を回収することができなく、このため当該変更は、ファンドが投資した投資資産の純資産価格に悪影響を及ぼすことになります。投資顧問会社が売却時において源泉徴収税の対象となる証券を空売りする場合、取得される価格は買い手の源泉徴収税負債を反映します。将来においてかかる証券が源泉徴収税の対象ではなくなった場合、それによる利益は投資顧問会社ではなく買い手に発生します。

OECD共通報告基準

金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といいます。)は、FATCAを実施するための政府間のアプローチを幅広く活用し、世界規模でオフショア脱税の問題に取り組んでいます。CRSは、金融機関の効率性の最大化とコスト削減を目指して、財務会計情報のデュー・デリジェンス、報告および交換に関する共通の基準を提供しています。CRSに従い、参加法域は、共通のデュー・デリジェンスおよび報告手続に基づき、金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する財務情報を、報告金融機関から入手し、毎年、交換相手と自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSの実施を確約しています。その結果、ファンドは、ケイマン諸島で採用されているCRSのデュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守することを義務づけられます。投資者は、ファンドがCRSに基づく義務を履行することができるよう、管理事務代行会社に追加情報を提供することを要求されることがあります。要求された情報を提供しない場合、投資者は、投資者がFATCAに関連して要求された情報を提供しない場合と同様に、結果として生じる違約金またはその他の課徴金および/またはファンドの受益証券の強制買戻し、および/またはその他の不利な結果について、責任を負わされることがあります。詳細については、投資者は目論見書の「ケイマン諸島の税金および規制上の要件・租税」の項を参照すべきです。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば、投機的ポジション制限の遡及的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

訴訟および規制措置

ファンドは、その活動および管理会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、弁護費用を負担しても、不成功の結果に終わるリスクを負う可能性があります。

利益相反

利益相反は、以下の項に記載されているとおり生じることがあります。いかなる利益相反も公正に解決されることを確保する予定ですが、必ずしも可能ではない場合があります。

ゴールドマン・サックス・グループ

以下の利益相反のリストは、完全なリストではなく、また裏付戦略に関係する全ての利益相反関係の説明を するものではありません。

ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に関連して多様な役割を担います。

- (a) ゴールドマン・サックス・インターナショナルが裏付戦略の裏付戦略計算代理人である場合、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略計算代理人の資格において、裏付戦略価額を計算し、これを公表し、また、裏付戦略スポンサーの資格において、当該裏付戦略に関する一定の決定を随時行う責任を負います。
- (b) 裏付戦略は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが開発したアルゴリズムにより設計され、 これに基づき運営されます。とりわけ、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、パラメータを

設定し、その中で各裏付戦略を運営します。以下に定める限られた場合を除き、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、各裏付戦略の運営に関していかなる裁量も行使せず、また当該裏付戦略に関していかなる受託者責任も有していません。ゴールドマン・サックス・インターナショナルがその裁量を行使し得る場合は、前記「投資目的および投資方針 - 参照戦略 - 混乱事由」、「投資目的および投資方針 - 参照戦略 - 裏付戦略手法の変更」および後記「表象費用および経費の控除が裏付戦略に与える影響」の項において定める状況を含みますがこれらに限られません。

- (c) ゴールドマン・サックス・グループは、総合金融サービスグループであり、このことから、以下に詳述するとおり、裏付戦略の裏付戦略価額やあらゆる構成資産(場合によります。)に有利または不利な影響を及ぼす可能性のある市場活動全般に従事しています。
- (d) ゴールドマン・サックス・グループの会社は、裏付戦略の一または複数の構成資産のスポンサーおよび/または計算代理人である可能性があり、その資格において、当該裏付戦略の裏付戦略価額に重大な影響を及ぼす可能性のある決定を行う権限を有しています。

ゴールドマン・サックス・グループは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその義務を履行しますが、同社グループが履行する裏付戦略に関連する役割と同社グループの利益が相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、とりわけその他の事業において、裏付戦略、裏付戦略に連動した商品、構成資産もしくはその構成要素、および/または構成資産もしくはその構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品について、現物のもしくは経済的その他の持分を有するか、またはかかる持分を設定するために取引を締結する可能性があり、自ら適切とみなす一定の措置を講じ、またはその他の行為を行う可能性があります。これらの行為は、当該裏付戦略の裏付戦略価額の水準に不利な影響を及ぼす可能性があり、これらには以下を含みます。

- (a) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に連動する商品、当該裏付戦略の構成資産、構成資産 もしくはその構成要素が参照するか、またはこれに連動する投資商品ならびにその他数多くの関連する投 資商品の取引を活発に行っています。これらの活動は、裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす可能性があ り、さらに当該裏付戦略に連動する商品からのリターンおよびその価額に影響を及ぼす可能性がありま す。
- (b) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、裏付戦略に連動する商品、構成資産もしくはその構成要素、または構成資産が参照するかもしくは構成資産に連動する投資商品に関係する情報へのアクセスを持つ可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、当該裏付戦略に連動する商品を取得し、または締結する者の利益のため、当該情報を利用する義務を負うものではありません。
- (c) ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の活動が、裏付戦略に連動する商品を取得する者の利益 と相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、これらの活動に関して多額の利益 を受領する一方で、当該裏付戦略を参照する投資商品の価額は下落する可能性があります。例えば、
 - () ゴールドマン・サックス・グループおよびその他の当事者は、追加的な有価証券を発行または引き受ける可能性があり、または、裏付戦略もしくはその他類似する戦略、構成資産もしくはその構成要素を参照するその他の金融もしくはデリバティブ商品、または、投資商品を取引する可能性があります。これらの有価証券または投資商品への投資および取引量の増加により、裏付戦略の運用成績に不利な影響を及ぼす可能性があり、また当該裏付戦略の裏付戦略価額に影響を及ぼし、よって当該裏付戦略に連動する商品の満期における支払金額および当該商品の満期前の価額にも影響を及ぼす可能性があります。これらの有価証券または投資商品は、裏付戦略に連動する商品と競合する可能性もあります。このように競合する商品を市場に提供することで、ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に連動する商品の市場価値および当該商品の満期(またはその他の支払日)における支払金額に不利な影響を及ぼす可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの有価証券、その他類似の金融商品もしくは投資商品の発行体、代理人または引受人として行為する場合、これらの有価証券または投資商品に関する同社グループの利益が、裏付戦略に連動する商品の保有者の利益と相反する可能性があります。

- ()ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、これに連動する商品、構成資産もしくはその構成要素、または構成資産が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品に対するエクスポージャーを、関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択できますが、その義務を負うものではありません。当該関連会社または第三者は、同様に、直接または間接に、一部またはすべてのエクスポージャーをヘッジ(先物およびオプション市場で行われる取引を通じて行われるヘッジを含みます。)する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループがエクスポージャーをヘッジすることを選択した場合、裏付戦略、構成資産もしくはその構成要素に連動する商品、構成資産もしくはその構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品、またはその他の商品を、当該裏付戦略を参照する投資商品のために当該裏付戦略の価額が算出される日以前に、購入または売却することによって、当該ヘッジを調整または解消することができます。ゴールドマン・サックス・グループはまた、裏付戦略または構成資産もしくはその構成要素に連動するその他の商品に関連するヘッジ取引を締結、調整または解消することができます。いずれの当該ヘッジ取引も、裏付戦略、および当該裏付戦略に連動するあらゆる商品の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす可能性があります。
- () ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の活動が、裏付戦略に連動する商品を取得する者の利益と相反する可能性があります。例えば、上記で述べたように、ゴールドマン・サックス・グループは、自己の債務(もしあれば)を関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択できます。ゴールドマン・サックス・グループは、これらの活動に関して多額の利益を受領する一方で当該裏付戦略を参照する投資商品の価額は下落する可能性があります。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、構成資産もしくはその構成要素に連動する一もしくは複数の商品、および/または構成資産もしくはその構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品に関して、自己勘定のための取引、自らが資産運用を行うその他の勘定のための取引、顧客のためのファシリテーション取引(ブロック取引を含みます。)を行う可能性があります。これらの取引の過程において、これらの活動のいずれも、直接または間接に、構成資産もしくはその構成要素、または構成資産もしくはその構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品の水準に影響を及ぼすことで当該裏付戦略の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす可能性があり、よって当該裏付戦略に連動する商品の市場価値および当該商品の満期における支払額にも不利な影響を及ぼす可能性があります。
- (d) 裏付戦略の運営者またはスポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルは、前記「投資目的および投資方針 参照戦略 混乱事由」、「投資目的および投資方針 参照戦略 裏付戦略手法の変更」および後記「表象費用および経費の控除が裏付戦略に与える影響」の項において定める状況を含みますが、これらに限られない特定の状況下において、裏付戦略およびこれに連動する商品に影響を及ぼす様々な決定を行う裁量を有しています。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略に連動する商品(ゴールドマン・サックス・グループの会社により発行された商品を含みます。)の満期または期限前償還時(場合によります。)における現金による支払金額を算出するためにこれらの裁量を行使することができます。ゴールドマン・サックス・インターナショナルによるこれらの裁量の行使は、当該裏付戦略の裏付戦略価額および当該裏付戦略に連動する当該商品の価額に不利な影響を及ぼす可能性があります。関連する裏付戦略のメソドロジーを変更する裏付戦略スポンサーによる裁量の行使は、裏付戦略に連動する一もしくは複数の商品、および/またはその構成資産もしくは当該構成資産が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品に関する、裏付戦略スポンサーによる自己勘定のための取引、自らが資産運用を行うその他の勘定のための取引、顧客のためのファシリテーション取引を行うための取引活動に関して多額の利益をもたらす可能性があります。
- (e) 裏付戦略の一または複数の構成資産の運営者またはスポンサーとして、ゴールドマン・サックス・グループの会社は、当該裏付戦略の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす決定(一または複数の構成資産の価額の公表の中断を含みますが、これに限られません。)を行う裁量を有する可能性があります。ゴールド

マン・サックス・グループの会社は、裏付戦略またはこれに連動する商品の投資家に関わりなく当該裁量 を行使します。

- (f) ゴールドマン・サックス・グループは、将来において、裏付戦略または一もしくは複数の構成資産と類似または同一のコンセプトを有するその他の指数を設定し公表する可能性があります。しかしながら、裏付戦略補足書に定める構成資産の参照水準のみが、当該裏付戦略の計算に使用される水準です。従って、いかなる投資家も、その他の公表された指数をいずれの構成資産の水準とみなすことはできません(ただし、裏付戦略スポンサーまたは裏付戦略計算代理人が、上記のとおり、決定した場合を除きます。)。
- (g) ゴールドマン・サックス・グループは、(例えば、裏付戦略に関連する構成資産に関して)当該裏付戦略に連動する商品への投資とは矛盾する調査の公表、意見の表明、または推奨を行う可能性があり、それらはいつでも変更される可能性があります。当該調査、意見または推奨は、投資家が関連する構成資産を購入または保有することについて推奨することも、または推奨しないこともあり、当該裏付戦略または当該裏付戦略に連動する商品の価額および/または運用成績に影響を及ぼす可能性があります。

投資顧問会社

ファンドは、投資顧問会社およびその関連会社が関与する、数多の顕在的および潜在的な利益相反の対象となります。かかる利益相反は、いずれもファンドおよび受益者に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。利益相反が発生した場合、投資顧問会社は当該利益相反が公正に解決されるように努めます。

さらに、投資顧問会社およびその関連会社が多種多様な事業に従事しており、現在および将来においてファンド以外の管理口座に投資顧問サービスを提供するという事実(かかるファンド以外の管理口座または他の事業の一部に利益を有していることを含みます。)から利益相反が生じる可能性があります。

投資顧問会社およびその関連会社は、合理的に必要と認められる限りにおいて多くの時間をファンドの活動に費やします。投資顧問会社およびその関連会社は、ファンドと競合する可能性があり、ならびに/または投資顧問会社およびその関連会社の多くの時間および資源を要する可能性があるとしても、追加の投資ファンドの設定、他の投資顧問関係の構築、または他の事業活動への従事を制限されることはありません。これらの活動は、投資顧問会社のメンバーならびにその役員および従業員がその時間と労力を専らファンドの事業に費やすのではなく、これらをファンドの業務および投資顧問会社の他の顧客の金銭運用の間で配分するという点で、利益相反を生じさせるものとみることができます。

保証がないこと

ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは関連機関、または銀行保証基金のいずれによっても、保険を掛けられておらず、また保証されてもいません。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債務ではなく、銀行によって保証または裏書きされておらず、受益証券に投資された金額は、上下に変動する可能性があります。元本の確保は保証されていません。ファンドへの投資は、投資元本を失う可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

ファンド営業日

ファンド営業日の定義は、ケイマン諸島が祝日その他の理由により閉鎖される日を考慮していません。したがって、受託会社は、すべてのファンド営業日において裁量権を行使することができない場合があります。

郵便物の取扱い

受託会社および/またはファンド宛に送付され、登記事務所で受領される郵便は、処理のために受託会社が 提供する転送先住所に、未開封のままで送付されます。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス・ プロバイダー(ケイマン諸島で登記事務所サービスを提供する組織を含みます。)のいずれも、転送先住所に 到達する際に生じる遅延に対して一切責任を負いません。特に、受託会社の取締役は、(受託会社またはファ

ンドのみを宛先とする郵便とは異なり)自身個人を宛先とする郵便のみを受領、開封または直接に処理します。

制裁

受託会社およびファンドは、適用ある制裁の対象である法主体、個人および組織との取引ならびに / または 投資対象の取引を制限する法律に従います。

したがって、受託会社は、投資者に対し、投資者が、また、投資者の知りまたは信じる限りにおいて、その実質的な所有者、管理者または授権された者(以下「関係者」といいます。)(もしいれば)が、()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)によって維持されるか、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。)に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/またはUKにより課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに()その他国際連合、OFAC、EUまたはUKにより課される制裁(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。)の対象でないことを継続的に表明し、保証するよう要求する場合があります(以下総称して「制裁対象」といいます。)。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社は、投資者が制裁対象でなくなるまで、または申込者との追加の取引および/もしくはファンドにおける申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、申込者に通知を行うことなくかかる追加の取引を停止することを要求される場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社およびファンドは、制裁対象者事由に起因して投資者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含みますがこれらに限られません。)につき、一切の責任を負わないものとします。

さらに、ファンドのために行われた投資がその後適用ある制裁の対象となった場合、受託会社は、適用ある 制裁が解除されるまで、またはかかる投資の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるま で、直ちに、かつ、申込者に通知を行うことなくかかる投資の追加の取引を停止する場合があります。

情報開示請求

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがあります。かかる請求は、例えば、金融庁法(2018年改訂)に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2017年改訂)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2014年改訂)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、ケイマン諸島税務情報庁(以下「TIA」といいます。)によって行われます。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社およびその取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがあります。

店頭取引における規制の欠如とカウンターパーティー・リスク

投資顧問会社および/または委託先は、ファンドの資産について店頭取引を行うことができます。一般的に、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされます。投資顧問会社および/または委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、投資顧問会社および/または委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、債務不履行による大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。こうしたリスクを軽減するため、投資顧問会社および/または委託先は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手に限定するよう努めます。

カントリー・リスク(政治および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および本国送金の制限、為替変動その他投資先の国々の法規の発達などの不確実性によって影響を受ける可能性があります。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法的基盤ならびに会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般に適用されるものと同等の投資者保護または投資者への情報の提供が行われない可能性があります。

保管リスク

保管者またはブローカーとの取引はリスクを伴います。保管者またはブローカーに証拠金として預託されたすべての証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されることが予想されますので、ファンドは当該当事者に関する信用リスクにさらされるべきではありません。しかしながら、この区別を達成することは常に可能とは限らず、かかる当事者の債務超過の場合に、証拠金として保有される資産に対するファンドの権利を行使することに関連する実務上または時間上の問題が生じることがあります。

ファンドの資産は、債務超過となった保管者およびブローカーによって保有されることがあります。資産が 分別されない場合、ファンドは無担保債権者として格付けされ、資産は完全に回収できない可能性がありま す。

経済状況

その他の経済状況(例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含みます。)の変化は、ファンドの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかるいずれの状況にも、投資顧問会社および/または委託先の支配は及びません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資顧問会社および/または委託先の能力が損なわれ、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

クラス間の債務

将来、受益証券は複数のクラスで発行することができます。信託証書は、ファンドの債務が受益証券の様々なクラスに帰属する方法を規定しています(債務は、当該債務が発生した特定の受益証券のクラスに帰属します。)。しかしながら、ファンドは単一の信託として組成されており、いずれかのクラスの受益証券の保有者は、当該受益者が保有する受益証券のクラスに該当しない、他の受益証券クラスに関連して発生した債務について、かかる他の受益証券クラスに帰属する資産が当該債務の弁済に不十分な場合には、これを負担するよう強制される場合があります。したがって、いずれかのクラスの受益証券の債務が当該受益証券の特定のクラスに限定されないリスクが存在し、受益証券の一または複数の別のクラスに帰属する資産から支払うことを求められる場合があります。

受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行される可能性があります。これら追加クラスの受益証券の設定に関連する費用および経費の一部または全部は、これらのクラスの受益証券のみによって負担されず、例えば、ファンド全体によって負担されることがあります。これは、当該追加のクラスの受益証券が設定される前に発行されたクラス受益証券の1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

EDINET提出書類

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(E25766)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

上記リスク要因は、ファンドに対する投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図するものではありません。

リスクに対する管理体制

- (1) 投資顧問会社のリスク管理体制
 - ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
 - ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマン スについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
 - ・リスク管理に関する委員会等:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

リスク管理に関する委員会等

運用リスクの管理

- ◆法令等・約款・社内基準などの遵守状況の モニタリング・管理
- ●投資対象のリスクのモニタリング・管理

等

運用バフォーマンス評価

- 運用バフォーマンス 等のモニタリング
- ●運用バフォーマンス等の分析・評価

等

対応の指示等

運用担当部署

上記体制は2018年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

リスクに関する参考情報

参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり 純資産価格・年間騰落率の推移

ファンドは2019年4月26日に運用を開始する予定であり、 有価証券届出書提出日(2019年3月15日)現在、該当事項は ありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年2月~2019年1月における年間騰落率(各月末 時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス (円ペース)との間で対比したものです。このグラフは、ファンド と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成した ものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本 法律事務所が作成

※代表的な資産クラスの年間撲落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下配の指数の値を対比して、その膜落率を算出したものです。

※ ファンパと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上配の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして 比較したものです。

※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ペース)

新興国株···S&P新興国総合指数

日本国債・・・BBGパークレイズE1年超日本国債指数 先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ペース) 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ペース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所(納東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、納東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(納東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(納東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ペース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ペース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ペース)に関するすべての権利は、 London Stock Exchange Group picまだはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group picおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券1口当たりの購入価額に最大2.00%の販売手数料および適用ある税額を加算することができます。 適用ある場合、申込手数料は日本における販売会社に対して支払われます。

日本国内における申込手数料

購入価額に、2.16%(税抜2.00%)を上限として、日本における販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻手数料 買戻手数料は課されません。 日本国内における買戻手数料 買戻手数料は課されません。

(3)【管理報酬等】

報酬対象額 の年率1.17%以下(ただし、管理会社および受託会社報酬の最低報酬額としてそれぞれ四半期 ごとに3,750米ドルがかかります。また、1回限りの設立報酬として、5,000米ドルの受託会社報酬および 20,000米ドルの管理事務代行会社報酬がかかります。さらに、ケイマン諸島の自動情報交換(AEOI)コンプライアンス報告サービスの提供に対して、年間2,000米ドルの固定報酬もかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

募集価額(100.00米ドル)に評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた額を意味します。

(a)管理会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、募集価額(100.00米ドル)に評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた額(以下「報酬対象額」といいます。)に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有します(ただし、報酬は、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。)。管理会社報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)までの期間中、毎日発生し、計算され、毎年後払いで支払われます。

管理会社報酬は、ファンドに対する管理業務の対価として支払われます。

(b)管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、報酬対象額に対して年率0.100%の報酬を受領する権利を有します。管理事務代行会社報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)までの期間中、毎日発生し、計算され、毎年後払いで支払われます。更に、管理事務代行会社は、自己が行うサービスに関連して合理的に負担した代替費用の払戻しを受ける権利を有します。

また、管理事務代行会社は、1回限りの設立報酬として20,000米ドルおよびケイマン諸島の自動情報交換 (AEOI) コンプライアンス報告サービスの提供に対して年間2,000米ドルの固定報酬を受領する権利を有します。

管理事務代行会社報酬は、ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産総額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

(c) 保管会社報酬

保管会社は、ファンドの資産から、報酬対象額に対して年率0.02%、または受託会社と保管会社が随時合意するその他の報酬を受領する権利を有します。また、保管会社は、標準的な基準に従い取引手数料を受領する権利も有します。保管会社報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)まで

の期間中、毎日発生し、計算され、毎年後払いで支払われます。更に、保管会社は、自己が行うサービスに 関連して合理的に負担した代替費用の払戻しを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

(d)受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、報酬対象額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有します(ただし、報酬は、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。)。

受託会社報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)までの期間中、毎日発生し、計算され、毎年後払いで支払われます。四半期に満たない期間の当該報酬は、実日数に応じて日割り計算されます。更に、受託会社は、ファンドの資産から、ファンドに関し、信託証書に基づく自己の義務の遂行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

また、受託会社は、1回限りの設立報酬として5,000米ドルを受領する権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドに対する受託業務の対価として支払われます。

(e)投資顧問会社/管理会社代行サービス会社報酬

投資顧問会社/管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から、報酬対象額に対して年率0.50%以下の報酬(ファンドの報酬対象額に応じて引下げることとします。)を受領する権利を有します。投資顧問会社/管理会社代行サービス会社報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)までの期間中、毎日発生し、計算され、毎年後払いで支払われます。

また、投資顧問会社は、ファンドの資産から、成功報酬(以下**「成功報酬」**といいます。)を受領する権利を有します。成功報酬は、ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して10%を乗じた額であり、毎年一定基準日または信託終了時にファンドから支払われます。

投資顧問会社 / 管理会社代行サービス会社報酬は、信託財産の運用およびファンドの事務代行サービスに 関する業務の対価として支払われます。

(f)販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、報酬対象額に対して年率0.50%以下の報酬(ファンドの報酬対象額に応じて引下げることとします。)を受領する権利を有します。販売会社報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)までの期間中、毎日発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

販売会社報酬は、受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供 業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

(g)代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、報酬対象額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有します。 代行協会員報酬は、設定日(同日を含みます。)から償還日(同日を含みます。)までの期間中、毎日発生 し、計算され、毎年後払いで支払われます。更に、代行協会員は、自己が行うサービスに関連して合理的に 負担した代替費用の払戻しを受ける権利を有します。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表 およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

(4)【その他の手数料等】

受託会社または管理会社は、受託会社、管理会社またはその他の者が負担した、以下のいずれかの(またはすべての)(ただし、これらに限られません。)特定のシリーズ・トラストの設立、運営、管理および維持に関連する費用を、該当するシリーズ・トラストの信託財産からのみ支払うことまたは支払いを確保することができます。

(a) 英文目論見書に記載されるすべての設立費用ならびに投資資産の登録および業務、投資資産の保有また は英文目論見書の権原書類の保管に関連して生じた費用(手数料および費用、輸送、移動、その他にお

ける紛失に対する権原証書に対する保険ならびに書類を安全に保管するために受託会社の代理人が要した費用を含みます。)、

- (b) 受託会社による利息および元本の回収、または課税決定において生じたすべての費用(課税還付または 減税を受けるために生じた専門家報酬その他費用を含みます。)、
- (c) 収益もしくは資本の分配もしくは信託財産の保有・取引に関して支払われるべき、または、(シリーズ・トラストからの収益または利益以外の)該当するシリーズ・トラストに関連して受託会社または管理会社に課される(またはこれらから回収可能な)一切の税金(ただし、信託証書に基づき受益者に対し行われたまたは行われる一切の分配の際に課される税金は除き、ある者に対する補償(かかる補償が税金に関連する場合)のための支払いを含みます。)、
- (d)会計監査人の報酬および費用、
- (e) 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含む)、受益者向け通知の作成・配布費用
- (f)法律、監査、評価および会計の費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア業務および管理事務報酬(管理事務代行会社の報酬および該当するシリーズ・トラストの運営に際して受託会社および管理事務代行会社が負担する立替費用を含みます。)、
- (g)信託証書に基づく受託会社への払戻し、
- (h)該当するシリーズ・トラストにおける投資資産の保有または投資資産の取引により生じる一切の公租公課、
- (i)補足信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用、
- (j)信託証書もしくは該当するシリーズ・トラストの設定または終了に基づくまたはそれに関連する印紙税 その他税金、
- (k)該当するシリーズ・トラストに関し、登録機関およびその正当に任命された受任者の報酬および費用、
- (1)シリーズ・トラストの終了に関連して生じた(管理会社により合意された額またはかかる合意が存在せずかつ放棄がなされていない場合はその時点における商業レートによる)受託会社の報酬および費用、 ならびに
- (m)シリーズ・トラストに関連する英文目論見書の補遺でより詳細に記載される(またはシリーズ・トラストに関連する契約を参照することにより言及される)その他の費用および報酬。

参照戦略および裏付戦略に適用ある費用および経費

表象費用および経費ならびに戦略控除金額の控除による参照戦略価値への影響

参照戦略の価値の算出にあたっては、裏付戦略に相当する資産に対して実際の投資を行ったものと仮定した場合に投資家が負担することになる取引費用に相当する費用が控除され、参照戦略の価値は、当該控除の分、随時減少します。控除される費用相当額は、裏付戦略について予め定められた費用率に基づき計算されるため、実際に裏付戦略に相当する資産への投資を行った場合の費用よりも高くなる場合も低くなる場合もあります。したがって、投資家にとって、裏付戦略に相当する資産に実際の投資を行うよりも不利益となることがあります。

ボラティリティ調整のために配分割合が変更される場合、参照戦略において控除される費用は、参照戦略に 関する取引を構築または解消する費用を反映します。

さらに、参照戦略スポンサーが一定の条件に従って各構成資産に関連する取引費用が増減したと判断する場合には、参照戦略スポンサーは当該費用率を変更する権利を有します。

また、参照戦略からは戦略控除金額(年率1.0%)が日次で控除されます。それにより、参照戦略の価値は、当該控除の分、随時減少します。

表象費用および経費の控除が裏付戦略に与える影響

裏付戦略の価値の算出にあたっては、各構成資産に相当する資産に対して実際の投資を行ったものと仮定した場合に投資家が負担することになる取引費用および管理費用に相当する費用が控除され、裏付戦略の価値は、当該控除の分、随時減少します。控除される費用相当額は、各構成資産について予め定められた費用率に

基づき計算されるため、実際に構成資産に相当する資産への投資を行った場合の費用よりも高くなる場合も低くなる場合もあります。したがって、裏付戦略の投資家にとって、当該構成資産に対して実際の投資を行うよりも不利益となることがあります。

裏付戦略において控除される費用には以下の種類があります。

·資産管理費用:

バスケットを構成する構成資産に相当する資産を保有するために要する費用を反映します。資産管理費用 は、日次でバスケットの価値から随時控除(場合によって加算)される金額です。

バスケット・リバランス費用:

構成資産の構成比率に変更が生じる場合に、当該構成資産を購入または売却するための費用を反映します。バスケット・リバランス費用は、日次でバスケットの価値から控除されます。

・裏付戦略リバランス費用:

日次ボラティリティ調整によってバスケットへの配分割合に変更が生じた場合に、構成資産に関する取引を構築または解約するコストを合成的に反映します。裏付戦略リバランス費用は、各裏付戦略リバランスにおいて裏付戦略価値から控除されます。裏付戦略リバランス費用は、関連する裏付戦略リバランス日におけるバスケットへの配分割合の変更の合成的な費用に関係します。

なお、参照戦略スポンサーは、一定の条件と制約に従い、構成資産に関する取引に要する費用が増減した と判断した場合には、上記費用率を変更する権利を有します。

その他の報酬および費用

ファンドの設定および受益証券の募集に関する経費および費用(以下**「ファンド設定費用」**といいます。) は、受託会社により別の方法が適用されると決定されない限り、申込期間が終了した後、最初のファンド営業日に一括費用処理されます。

アンチ・マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーおよびマネー・ロンダリング報告責任者の報 酬

アンチ・マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者は、マネー・ロンダリング防止および報告ならびに類似のおよび付随する 義務に関連してファンドの信託財産から報酬を受け取る権利を付与されています。

投資者が直接的に負担する費用

購入手数料 購入価額に、2.16%(税抜2.00%)を上限として、日本における販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額と なります。

換金 手 数 料 かかりません。

信託財産留保額がかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等

報酬対象額⁸の年率1.17%以下(ただし、管理会社および受託会社報酬の最低報酬額としてそれぞれ四半期ごとに3,750米ドルがかかります。また、1回限りの設立報酬として、5,000米ドルの受託会社報酬および20,000米ドルの管理事務代行会社報酬がかかります。さらに、ケイマン諸島の自動情報交換(AEOI)コンプライアンス報告サービスの提供に対して、年間2,000米ドルの固定報酬もかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

※募集価額(100.00米ドル)に評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた額を意味します。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理会社報酬	管理会社	ファンドに対する管理業務	報酬対象額の年率0.01%(ただし、最低報酬額として四半期 ごとに3,750米ドルがかかります。)(年毎後払い)
受託会社報酬	受託会社	ファンドに対する受託業務	報酬対象額の年率0.01%(ただし、最低報酬額として四半期 ごとに3,750米ドルがかかります。)(年毎後払い) また、1回限りの設立報酬として5,000米ドルがかかります。
管 理 事 務 代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金等の受付、 信託財産の評価、純資産総額の 計算、会計書類作成およびこれ らに付随する業務	報酬対象額の年率0,100%(年毎後払い) また、1回限りの設立報酬として20,000米ドルがかかります。 さらに、ケイマン諸島の自動情報交換(AEOI)コンプライ アンス報告サービスの提供に対して、年間2,000米ドルの 固定報酬もかかります。
保管会社報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管、入出 金の処理、信託財産の決済およ びこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.02%(年毎後払い)
販売会社報酬	日本における販売会社	受益証券の販売業務、購入・換金の取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.50%以下(月毎後払い)で、 ファンドの報酬対象額に応じて引下げることとします。
投資顧問会社/ 管理会社代行 サービス会社報酬	投資顧問会社/ 管理会社代行 サービス会社	信託財産の運用に関する業務 およびファンドの事務代行サー ビス業務	報酬対象額の年率0.50%以下(年毎後払い)で、 ファンドの報酬対象額に応じて引下げることとします。
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書等の販売 会社への送付、受益証券1口当 たり純資産価格の公表および これらに付随する業務	報酬対象額の年率0.03%(年毎後払い)
その他の費用・ 野 数 料	① 設立費用 ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、受託会社により別の方法が適用されると決定されない 限り、購入申込期間が終了した後、最初のファンド営業日に一括費用処理されます。 ② 成功報酬 投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して10%を乗じた額を成功報酬として収受します。成功報酬は毎年一定基準日または信託終了時にファンドから支払われます。 ③ その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含む)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補定信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。		

上記、管理会社報酬から代行協会員報酬までの各報酬は、設定日からファンド債還日までの期間(以下「報酬計算期間」といいます。なお、報酬計算期間は設定日およびファンド債還日を含みます。)中に支払われます。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて 異なるため表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

(A)日本

2018年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合
- (1)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資 信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税(復興特別所得税を含みます。)のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の 取扱いとなります。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払 調書が税務署長に提出されます。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通 算が可能です。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税(復興特別所得税を含みます。)のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の 取扱いとなります。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払 調書が税務署長に提出されます。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

2018年12月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B)ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税 または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに 関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されません。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で政府間協定に調印しました(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」といいます。)。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、CRS(以下、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。)を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました(以下「AEOI規則」と総称します。)。AEOI規則に基づき、TIAは、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。UK IGA、関係規則および手引書の規定は段階的に廃止され、CRSに置き換えられることが想定されています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義されます。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、US IGAのすべての要件を遵守することを意図しています。US IGAにより、ファンドは、特に、()グローバル仲介人識別番号を取得するために内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)に登録すること、()TIAに登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をTIAに通知すること、()「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および()かかる報告対象口座に関する情報をTIAに報告することを義務付けられています。TIAは、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、TIAに報告された情報を自動的に送信します。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はありません。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドの口座への支払に対して課されませんが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義されます。)とみなされた場合には、この限りではありません。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。CRSに関連して、ファンドはAEOIの各規則において利用可能な免除のうちの1つに依拠し、そのため各制度について「非報告金融機関」としての資格を有します。ファンドについては、CRSに関連してTIAに通知する義務がある()CRSの下での立場および区分(依拠している関連する免除を含みます。)ならびに()主たる連絡窓口として任命された個人の詳細および非報告金融機関に関する主たる連絡窓口を変更する権限を有する第二の個人を除き、AEOI規則に基づくいかなる義務も有していません。

ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは買戻しを含みますがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する義務を負い、および/または留保することができます。TIAが発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉じなければなりません。

5【運用状況】

ファンドは、2019年4月26日(運用開始日および設定日)から運用を開始します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - (1)海外における販売手続等

申込み

当初申込期間中、1口当たり100.00米ドル(以下**「当初購入価額」**といいます。)の購入価額で、適格投資家による申込みが可能です。当初申込期間中に、受益証券1口当たりの購入価額に最大2.00%の販売手数料および適用ある税額を加算することができます。適用ある場合、申込手数料は日本における販売会社に対して支払われます。

当初申込期間中に購入申込みがなされた受益証券は、設定日に発行されます。

継続申込み

当初申込期間終了後、追加の受益証券の購入申込みは行われません。

手続き

受益証券の申込者は、必要事項をすべて記入した申込契約書(必要に応じて申込者の身元および購入代金の支払いの原資を証明する裏付け資料を添付します。)を当初申込期間の最終日の午前9時(ニューヨーク時間)までに管理事務代行会社が受領するよう送付しなければなりません。決済代金は、設定日または管理会社もしくは管理事務代行会社がその裁量で決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に受領されなければなりません。

申込契約書は、PDF形式で電子メールにより送付することができます。投資者は、管理会社、受託会社、日本における販売会社および管理事務代行会社のいずれも、電子メールにより送付された申込契約書が受領されないかまたは判読不能であることから生じた損失および適切に授権された者によるものと考えられる指示の結果として取られた措置に関連して生じた損失について責任を負わないことに留意しなければなりません。

すべての購入代金は、申込者の名義で管理される口座から出金されたものでなければなりません。第三者による支払いは認められません。

投資者が管理会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、米ドル貨で行わねばなりません。

小数第三位以下を切り捨てて小数第二位まで計算された受益証券の端数が発行されることがあります。 1 口の受益証券より小さい端数を示す購入代金は、ファンドの利益のために保持されます。

管理会社は、絶対的な裁量により、購入申込みを拒否することができます。

必要事項をすべて記入した申込書を一旦管理会社が受領した場合、購入申込みを取り消すことはできません。管理事務代行会社は、記入済の申込契約書の原本および必要な場合は申込者の身元および購入代金の原資を確認するために請求されたすべての書類を受領した後、購入申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。かかる所有権の確認書は、通常、設定日前後に発行されます。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求します。

疑義を避けるため付言すると、申込者の身元および購入代金の支払いの原資を確認するために請求したすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の購入申込みは処理されず、受益証券は発行されない場合があります。管理会社が設定日から10ファンド営業日以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、受領した購入代金は、支払元口座に返金されます(利息は付しません。)。

集金口座で保有(ファンドに対する投資前または受益証券の買戻しに関する投資者に対する支払いの前の保有を含みます。)されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム(以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」といいます。)の対象となる可能性があります。集金口座キャッ

シュ・スウィープ・プログラムには、かかる金銭を第三者たるカウンターパーティー(以下**「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」**といいます。)における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれます。投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの説明は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク要因、 リスク要因」の「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載されます。

受益証券の購入申込みが受領された場合、申込者の受益者名簿への登録が設定日より後であった場合でも、 受益証券は設定日の営業終了時までに発行されたものとして扱われます。したがって、申込者が支払う購入代 金は、設定日から投資リスクにさらされます。

不適格な申込者

受益証券の購入申込みを行おうとする者は、申込契約書の中で、自己が適格投資者(本書の別紙A「定義」参照。以下同じ。)であり、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負います。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の 金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することは できません。

受益証券の申込者は、申込契約書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および/または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券です。受益者の権利は、受益証券券面ではなく受益者名簿への記載により証明されます。

マネー・ロンダリング防止規則

受益者は、管理事務代行会社の電子メールアドレス (fundinquiries@mhtny.com)に連絡することにより、 現任のアンチ・マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者お よびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細 (連絡先の詳細を含む。)を入手することができます。

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、受託会社はトラストの勘定のためにマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者 / 支配者の身元(適用ある場合)と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができます。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続(デューディリジェンス情報の取得を含みます。)を適切な者に委託することもできます。

受託会社および適式に任命された代理人は、購入申込者(すなわち購入申込者または譲受人)自身の身元および実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。事情が許す場合には、受託会社またはかかる代理人は、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできます。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合があります。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、受託会社またはかかる代理人は、購入申込みを拒絶すること、または購入申込みが既に約定している場合は、その持分の停止も

しくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された購入代金は、利息を付さずに送金元の口座に返金さ

受託会社、管理会社または適式に任命された代理人は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うこと が適用法令を遵守していないこととなる可能性があると疑うか、もしくは遵守していない可能性があると助言 されている場合、または受託会社、管理会社または適式に任命された代理人による適用ある法律もしくは規制 の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益 者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができます。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ 行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、ま たは、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制 されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者 は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、 ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(2019年改訂)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「FRA」 といいます。)に対して、または、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するもので ある場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2018年改訂)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対 して、通報する義務を負います。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみ なされません。

(2)日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される購入申込期間中で、 ファンド営業日に同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨 を記載した申込書を提出します。

申込手数料は、購入価額に、2.16%(税抜2.00%)を上限として、日本における販売会社が別に定める手数 料率を乗じて得た額となります。

受益証券の1口当たりの購入価額は、受益証券1口当たり100.00米ドルであり、購入単位は300口以上1口 単位です。

購入代金は、円貨または米ドル貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算 は、2019年4月23日(火)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における 販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除き ます。)。

投資者は、2019年4月25日(木)までに、日本における販売会社に対して購入代金を支払います。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同 協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合 しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し手続等

取引日における買戻し

以下に記載するところに従い、受益証券は、受益証券の保有者の請求により、取引日に買い戻すことができます。ただし、当該日が海外休業日の場合、翌日(土日を除きます。)がファンド営業日ではない場合、または当該日が買戻代金の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして管理会社が定める日である場合を除きます。海外休業日とは、東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所もしくは香港先物取引所のいずれかの休業日または5月1日もしくは12月24日を指します。

特定の取引日に買戻しを行うために、受益者は管理事務代行会社に対し、該当する取引日の午前9時 (ニューヨーク時間)または特定の場合に管理会社が定めるこれより遅い時間までに買戻請求書を送付しなければなりません。これ以降に受領された買戻請求書は翌取引日に処理されます。いかなる受益者も、管理会社が別途同意する場合を除き、一旦提出した買戻請求書を取り消すことはできません。

いずれの取引日においても、受益者は、1口未満の受益証券の買戻しを受けることはできません。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的裁量により、受益者に対する買戻代金の支払いが関連する法域のマネー・ロンダリング防止規則の違反をもたらすと疑われもしくは助言される場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社が関連する法域のマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために支払いの拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することがあります。

また、管理会社は、該当する買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な管理を害すると考えられる場合、買戻請求の全部または一部の受領を拒否することがあります。かかる拒否があった場合、該当する受益者に直ちに通知されるものとします。

1口当たりの買戻価格は、関連する取引日に該当する評価日における評価時点で定められる、該当する受益証券の1口当たり純資産価格となります。

管理事務代行会社は、通常、関連する取引日(当日を除きます。)から3ファンド営業日目の日に、買戻代金を米ドル貨で電信送金により送金します。受益者から支払いに関して適当な指示のない場合、管理事務代行会社は、(その絶対的裁量において)適切と考える方法(受益者名簿に記載される受益者の住所宛て(または複数の登録保有者がいる場合、当該名簿の最初に記名されている保有者の住所宛て)に小切手を送付する方法を含みますがこれに限られません。)により買戻代金を受益者に送金することができます。受託会社、管理会社および管理事務代行会社のいずれも、本手続きから生じた損失につき一切責任を負いません。関連する取引日および関連する受益者に対する買戻代金の支払日の間の期間については、買戻代金に関する利息は支払われません。

買戻通知が受領された場合、その受益者が受益者名簿から除外されたか、買戻価格が決定されているか、または払い戻されたかにかかわらず、受益証券は当該取引日の営業終了時までに買戻されたものとして扱われます。したがって受益者は、当該取引日から、信託証書に基づく権利(ファンド受益者総会に関する通知を受領する権利、会議への出席または投票の権利を含みます。)を行使することができません。ただし、買戻される受益証券に関して、買戻価格および当該取引日以前に宣言されまだ支払われていない分配金を受領する権利は除きます。買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。債務不履行による清算では、買戻しを行う受益者は、通常の債権者より劣後しますが、受益者より優先されます。

買戻しの延期

管理会社は、取引日に買戻しを受けることができる受益証券の総口数を、管理会社がその絶対的裁量で定める一定金額に限定することができ、この場合、請求は比例按分的に減じられ、差額は翌取引日に関して受領された買戻請求書に優先して翌取引日に買戻されます(当該日における買戻しが本権限に基づき限定される場合、常に更なる遅延の可能性を伴います。)。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、 純資産価額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しまたは純資産総額の計算を停止することができます。

加えて、下記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、 純資産価額の計算の停止」に定める状況下において、受託会社は、買戻請求通知の合計が、管理会社がその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社が当該買戻請求に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、受益証券の買戻しまたは純資産価額の計算を停止することができます。

かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制的買戻し

受託会社は、適切と考える書面通知を行うことにより、いつでも受益者が保有する受益証券のすべてまたは一部を買い戻すことができます。当該受益証券は、強制買戻しの日(当該日が評価日でない場合は直前の評価日)の評価時点で決定されるファンドの該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格に相当する1口当たりの価格から適用される費用または手数料を差し引いた金額で買い戻されます。

受託会社は、受益証券が以下の者により直接または実質的に保有されていると知り、またはそのように信じる理由がある場合、(i)当該者に対し、当該受益証券を保有する資格を有する者に買戻価格で当該受益証券を譲渡するよう要求する通知(受託会社が適切と判断する形式によります。)を行う、または(ii)当該受益証券の買戻しを書面で要求する権利を有します。通知の送達を受けた当該者が、かかる通知後14日以内に当該受益証券を譲渡しない場合、または当該受益証券を買い戻すために受託会社に買戻請求書を提出しない場合、当該者は、14日の経過をもって、すべての受益証券を買い戻すよう請求したものとみなされます。

- (a) 受益証券を保有する資格がないため、いずれかの国もしくは政府機関の法律または要件に違反する者で、その結果、ファンド、受託会社または管理会社に、これらが本来負担することのない税金債務を負担させ、または不利益を与えることになる者、
- (b)適格投資者でない者またはこれらの者を代理してもしくはこれらの者の利益のために受益証券を取得し た者、または
- (c)管理会社の見解によれば、ファンド、受託会社または管理会社に、これらが本来負担することのない税金債務を負担させ、または、法律上、金銭上、規制上または重大な行政上の不利益を与える状況にある者。

また、受託会社は、ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、実務的に可能な限り近接した取引日において、ファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定することができます。

(2)日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求 は、日本における販売会社に対して行われます。

買戻請求は、原則として換金(買戻し)受付日の午後3時(日本時間)までに日本における販売会社に対して行います。換金(買戻し)受付日は、国内営業日または管理会社が随時決定するその他の日とします。ただし、当該日が海外休業日の場合や、翌日(土日を除きます。)がファンド営業日でない場合は換金(買戻し)の申込みはできません。また、換金(買戻し)の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして管理会社が定める日には換金(買戻し)の申込みはできません。「海外休業日」とは、東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所もしくは香港先物取引所のいずれかの休業日または5月1日、12月24日を指します。買戻代金の支払いは、円貨または米

ドル貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。買戻代金が円貨で支払われる場合における米ドル貨からの換算は、買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日(原則として、換金(買戻し)受付日の翌国内営業日となります。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。

受益証券の買戻しは1口以上1口、もしくは管理会社が別途定める単位とします。

受益証券1口当たりの買戻価格は、換金(買戻し)受付日における受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻手数料は課されません。

日本における販売会社は、換金(買戻し)受付日から起算して6国内営業日目以降に買戻代金を支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

受託会社は、英文目論見書の規定に従って、純資産価額の計算に関する責任を管理事務代行会社に委譲しています。各評価日におけるファンドの1口当たり純資産価格は、当該評価日の翌ファンド営業日に算出され、日本における販売会社によって当該評価日から2ファンド営業日目に公表されます。

受託会社は、各評価日の評価時点におけるファンドの純資産価額およびファンドの各受益証券クラスの1口当たり純資産価格を計算するか、または正当に任命した受任者に計算させます。

表示通貨によるファンドの純資産価額は、ファンドの投資資産、現金およびその他すべての信託財産を構成する資産の価格を確定し、そこからファンドの信託財産から支払可能または払戻可能な全負債を控除することにより計算されます。発行されているファンドの受益証券のクラスが1つの場合、受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額を発行済みでかつ残存している受益証券の口数で除することにより計算されます。また、受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が受託会社との協議により決定し、該当する補遺に開示される方法で四捨五入されます。

ファンドについて複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産価額は、受託会社(または受託会社を代理する管理事務代行会社)が決定する合理的な配分方法に基づいてファンドの各クラス間に配分されます。これにより、特定のクラスに帰属するべきファンドの資産および債務が当該クラスの受益証券の受益者によって実質的に負担され、他の受益証券クラスの受益者によって実質的に負担されないことが確保されます。表示通貨以外の通貨建の各クラスに割り当てられるファンドの純資産価額は、ファンドの各評価日において受託会社(または受託会社を代理する管理事務代行会社)が決定する為替レートで、ファンドの関係するクラスの表示通貨に転換されます。ファンドの各クラスの1口当たり純資産価格は、ファンドの関係するクラスに帰属するべき部分(必要な通貨転換後)を当該受益証券クラスの発行済みでかつ残存している口数で除すことにより算出されます。当該クラスの1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに関係する英文目論見書の補遺に開示される方法で四捨五入されます。

受託会社(またはその受任者)は、ファンドの純資産価額およびファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を決定する際、以下の評価方針および手順に従います。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手元現金、預金またはコール現金(これらに対する未収利息および未収配当または分配を含みます。)、
- (b) すべての投資資産、
- (c) すべての為替手形、一覧払約束手形、約束手形および売掛金、
- (d) 受託会社により決定されるファンドの未計上の初期費用、および
- (e) 受託会社により随時評価され定められる前払費用を含む、ファンドに帰属するその他すべての資産。

ファンドに帰属する負債は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての為替手形、支払手形および買掛金
- (b) 支払い可能なかつ/または日々発生し、計算されるすべての費用
- (c)受託会社の裁量により、公租公課等(信託証書に定義されます。)の引当金を含む、これに限られない、あらゆる種類および性質のファンドに帰属するその他すべての負債(偶発債務に関して受託会社が決定する額を含みます。)。

トラストの費用または負債は、受託会社が会計監査人との協議の上、公正かつ公平と判断する期間で償却されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは未収の現金配当 および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がな いと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価格 は、管理会社が合理的とみなす価格とします。
- (b)以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において、上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資資産の価額に基づくすべての計算は、当該投資資産についての主な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の評価時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われます。また、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資資産の価格の計算は、当該投資資産に関するマーケット・メイクを行う個人、法人または機関(および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー)により値付けされた投資資産の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社(またはその正当に任命された受任者)がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価額が、すべての状況において当該投資資産に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c)以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格(入手可能である場合)、または(入手できない場合)当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドもしくはその代理人により、関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算されます。また、関連する評価日において、マネージド・ファンドの価格が算定されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とします。計算を実施する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- (d)純資産価格、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるとおりに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e)上記(b)項に基づく投資資産の値付けされ、上場され、取引され、または市場で取り扱われている 価格を確認するため、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは電子的 システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記 (b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされます。
- (f)上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、投資資産の公正価格をよりよく反映すると 考える他の評価方法の使用を許可することができます。
- (g)ファンドの表示通貨以外の通貨建の投資資産(証券であるか現金であるかを問いません。)の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替のコストを考慮して、管理会社(または管理会社を代理する管理事務代行会社)が適切とみなすレート(公式のものか否かを問いません。)により、ファンドの表示通貨に換算されます。

上記の方針および手順は、純資産価額またはその一部を計算する際、および純資産価額または特定のクラスの受益証券に帰属する純資産価額を発行済みまたは発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数またはファンドの特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する際、以下の条件に従います。

- (a)発行に合意されたすべての受益証券は、発行されたものとして取り扱われ、また、発行が合意された 受益証券につき受領することとなると受託会社が考える現金またはその他の財産の価額を含みます、
- (b)管理会社が受益証券の買戻しおよび消却することを決議または決定したが、当該買戻しおよび消却が 計算時に効力が発生していない場合、当該受益証券は、発行されていないものとして取り扱われ、ま た、ファンドの信託財産の純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算の際考慮されませ ん。また、受託会社は、当該買戻しおよび消却の結果、ファンドの信託財産から支払われる金額を差 し引きます。ただし、買戻しおよび消却が実行されていないため支払額が計算できない場合には適用 されません、
- (c)投資資産の取得または処分に関連する契約上の義務は存在するが、該当する計算の時点において当該 取得または処分が完了していない場合、当該投資資産は、当該取得または処分が適式に完了した場合 と同様に、ファンドの資産に(それぞれ)含まれまたは資産から除外され、また、取得価格総額また は純処分代金は、それぞれファンドの資産から除外されまたは資産に含まれます、
- (d) 純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格のすべての計算の際しては、受託会社が該当する計算日より前に発生した利子収益または利益に対する課税に関し、支払い義務を負い、または、請求を受ける金額を考慮に入れます、
- (e)()上記に記載されていない未払費用、()ファンドに関し、受託会社または管理会社から借入れているその時点で未払いの金銭の総額、および()信託証書に基づき資本から支払う義務を負い、支払可能であり、または支払うことが予定されている上記に記載されていない額に関し、ファンドの資産から差し引かれます(以下、それぞれを「控除」といいます。)、
- (f)管理会社は、投資資産の価値または同一通貨の現金から外貨で支払可能な負債(もしくは将来の負債)のいかなる金額をも差し引くことができます。

投資者は、受益証券1口当たり純資産価格について、代行協会員に照会することができます。

純資産価額の計算の停止

受託会社は、自己の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券 1 口当たり純資産価格の決定ならびに / またはファンドの受益証券の発行および / もしくは買戻しを停止することができます。

- (a) ファンドの直接的または間接的な投資資産が上場されている証券取引所が閉鎖されている(通常の休日および週末を除きます。)、またはかかる取引所での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) ファンドがその投資資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) ファンドの直接的または間接的な投資資産の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における現在の価格の価値を決定するために通常用いられる通信手段が故障している期間、または、その他の何らかの理由により、ファンドが(直接的または間接的に)保有する投資資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間、
- (d)投資資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理 会社との協議の上で受託会社が判断する期間、
- (e) 受託会社が、ファンド、受託会社、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス提供者に関し、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間。

すべての受益者は、当該停止が1週間を超える可能性がある場合、停止から7日以内に書面で通知を受け、かかる停止措置が終了した場合、速やかに通知されます。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書(存在する場合)は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書(存在する場合)は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、2024年5月10日に終了しますが、後記「(5)その他ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期末は毎年5月末日です。ただし、第一期計算期末は2020年5月末日とします。

(5)【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。

- (a) 受益者により、ファンドが終了する旨のファンド決議が可決された場合、
- (b)ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストの免許その他承認が無効また は不利に変更された場合、
- (c) 受託会社が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でなくもしくは望ましくなく、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合、
- (d)受託会社の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、適切な代替者または受託者もしくは管理者の承継者がいない場合、
- (e)主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、発行体の裏付資産等について、早期償還、終了、債務不履行(デフォルト)もしくは債務削減・リストラクチャリング(ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。)または課税事由が発生(発生する可能性を含みます。)し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合

また、ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、実務的に可能な限り、近接した取引日において、受託会社はファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定することができます。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、信託証書の補足証書を作成して、10日前の通知を受益者に送達することにより(受益者はトラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれか該当する方により当該通知を放棄することができます。)、受託会社および管理会社が適切または望ましいと考える方法および範囲

で、目的の如何を問わず、信託証書の規定を随時修正し、変更し、またはこれに追加する権利を有するもの とします。ただし、信託証書に定められる場合を除き、トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益 者決議のいずれか該当する方の承認を得ることなく、かかる修正、変更または追加を行わないものとするこ とを条件とします。以下のいずれかのために修正、変更または追加が必要とされる場合、かかる修正、変更 または追加に対する承認は要しません。(a)ケイマン諸島法の変更(ミューチュアル・ファンド法または ケイマン諸島法に基づき作成されたその他の規則の変更によりもたらされた変更を含みます。)を実施する ため、(b)法律におけるかかる変更の直接の結果として、(c)トラストまたはファンドの名称を変更す るため、(d)年次計算期間の開始日および終了日または年次収益配分日を変更するため、(e)その他の 計算期間の開始日もしくは終了日またはかかる計算期間が関連する配分日(中間計算期間または中間配分日 を含みます。)を変更するため、(f)受益者またはファンドの受益者および受益者になろうとする者の利 益となり、これらのいずれの者に対しても著しい不利益を及ぼさないものであると管理会社および受託会社 が合意する変更を行うため、(g)本信託証書から陳腐化した規定を除去するため、(h)管理会社または 受託会社が解任された場合または辞任を希望するか、もしくは辞任した場合、管理会社または受託会社を交 替させるため、(i)明白な誤りを訂正するため、(i)当局、ミューチュアル・ファンド法またはトラス トが随時従うその他の法律、規則もしくは規制の要件を反映し、もしくはこれを遵守するため、または (k) 追加のシリーズ・トラストを設立するため。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも60日前に書面による通知をすることにより終了できます。ただし、受託会社および管理会社が受諾可能な後任者が任命されるまで、管理事務代行会社の退任は効力を生じません。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、または、投資顧問会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をする ことにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。 保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも60日前に書面による通知をすることにより終了することができます。ただし、かかる終了は(アンブレラ・ファンドが終了する場合を除き)、後継保管者が保管契約に規定される保管会社の責任および機能を引き受け、かつ、それ以降、保管契約に基づき保管会社により保有されるすべての資産を後継保管者に完全に移転するために必要な期間、保管会社の権利および義務が継続することが条件とされています。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより 終了することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(E25766)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来ます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

()分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

()買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補足信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

()残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

()議決権

受託会社または管理会社は、いかなる時でも、適切と考える日時および場所(以下の定めに従います。)で受益証券の受益者総会を開催することができます(また、受託会社は、発行済みの受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求により(受益者総会の場合)、または、ファンドの発行済みの受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求により(ファンドの受益者総会の場合)、いかなる時でも、適切と考える日時および場所(以下の定めに従います。)で受益者総会を開催するものとします。)。

各総会の少なくとも14日前(通知の到達日または到達するとみなされる日、および通知の送付日を含みます。)には受益者に通知を送付するものとします。通知には、総会の場所、日時および審議する議案を記載するものとします。

総会の定足数は、その時点で発行済みのトラストまたはファンド(場合によります。)の受益証券の純資産価額の総額の10分の1以上を保有している受益者の本人または代理人による出席とします。総会の決議は、投票が請求されない限り、挙手による議決にかけられます。挙手において、(個人の場合は)本人がまたは代理人により出席しているかまたは、(法人の場合は)正当に授権された代表者がまたは代理人により出席している受益者は、1議決権を有するものとします。投票の場合、(個人の場合は)本人がまたは代理人により出席しているかまたは、(法人の場合は)正当に授権された代表者がまたは代理人により出席している受益者は、受益者であるすべての受益証券につき1議決権を有するものとします。

(2)【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の 通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ()日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の 裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人お よび金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号 確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは、2019年4月26日から運用を開始するものであり、本書の日付現在何ら資産を保有していません。トラストの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパース(ケイマン諸島)が行います。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ)受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 米国みずほ銀行

取扱場所 アメリカ合衆国 10020 ニューヨーク州 ニューヨーク市 135ウエスト50thストリート 16階

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(口)受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(八)受益証券の譲渡制限の内容

信託証書の規定に従い、受益者は、登録機関が随時承認することのできる形式の証書により自らが保有する受益証券を譲渡することができます。譲渡証書は、譲渡人またはその代理人、および譲受人またはその代理人により署名されなければなりません。

登録機関は、受託会社および管理会社と協議の上、譲渡の登録を拒否することができます。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に基づいて行われない譲渡を認めず、同意せず、または登録せず、譲受人の氏名がトラストの受益者名簿に記入されるまで、譲渡人をあらゆる点において譲渡の対象である受益証券に対する権限を有する受益者として取り扱い続けます。

(二)その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項 該当事項ありません。 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(E25766) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

2018年12月末日現在、管理会社の資本金の額は2,000,000米ドル(約2億1,792万円)で、全額払込済です。 管理会社の授権株式総数は、普通株式10,000,000株で、発行済株式数は、普通株式2,000,000株です。なお、 管理会社の純資産の額は、2018年12月末日現在、4,506,237米ドル(約4億9,100万円)です。

最近5年間の資本金の増減に関し、2014年1月1日付で銀行部門のクイーンズゲート・バンク・リミテッドはクイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッドと再統合し、6,000,000米ドルの資本金が管理会社に移管され、管理会社の名称は2014年1月2日付でクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドとなり、資本金は6,500,000米ドルとなりました。2014年3月18日、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドの取締役の決定に従い、1株当たり1米ドルの普通株式4,500,000米ドルの償還により資本金は6,500,000米ドルから2,000,000米ドルに減額されました。

(2)管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、4名の取締役から構成されます。

管理会社の定款によれば、管理会社の事業は取締役会により運営されます。ケイマン諸島法会社法(2018年改訂)および定款により、株主総会に留保されている行為を除き、取締役の過半数が管理会社の行為に対する全ての責任を負っています。定款によれば、事業の取引のために必要な取締役の定足数は2名です。

管理会社は、ファンドの管理事務を米国みずほ銀行に委託しており、また、投資および運用に関する業務をアセットマネジメントOne株式会社に委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、信託業務と法人およびヘッジファンドに関するサービスを提供することです。

2018年12月末日現在、管理会社は、下記の投資法人およびユニットトラストの管理および運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産額の合計
ケノフン学自符	ユニット・トラスト	20	125億米ドル
ケイマン諸島籍	投資法人	310	1,500億米ドル
合計		330	1,625億米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるデロイト・アンド・トゥシュから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c.管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について2019年1月31日 現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円)で換算された円換算額が併記 されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致 しない場合があります。

(1)【貸借対照表】

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド 連結財政状態計算書 2017年および2016年12月31日 (米ドルで表示)

2017年 2016年 米ドル 千円 米ドル 千円 資産 流動資産 現金および現金等価物(注記3) 11,163,088 1,216,330 9,267,364 1,009,772 顧客に対する債権(注記9) 20,276 2,209 948,321 103,329 顧客未収金勘定(注記4) 432,597 47,136 893,125 97,315 関連会社に対する債権(注記9) 35,658 3,885 39,555 4,310 その他の未収金 38,554 4,201 8,922 972 前払費用 100,277 10,926 107,364 11,698 11,790,450 1,284,687 11,264,651 1,227,396 非流動資産 固定資産(注記6) 318,329 34,685 291,102 31,718 12,108,779 1,319,373 11,555,753 1,259,115 負債 預託勘定(注記5および9) 6,993,302 761,990 6,566,899 715,529 未払金および未払費用 426,239 46,443 522,874 56,972 9,001 前受報酬 981 2,250 245 7,428,542 772,747 809,414 7,092,023 株主資本 株式資本(注記7) 2,000,000 217,920 2,000,000 217,920 留保利益 2,680,237 292,039 2,463,730 268,448 4,680,237 509,959 4,463,730 486,368 12,108,779 1,319,373 11,555,753 1,259,115

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

(2)【損益計算書】

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド 連結包括利益計算書 2017年および2016年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

	2017年		2016年	
	米ドル	千円 -	米ドル	千円
受取利息	70,172	7,646	59,616	6,496
支払利息	2,164	236	2,266	247
純受取利息	68,008	7,410	57,350	6,249
その他の収益				
管理報酬、受託報酬および運用報酬 (注記9)	4,509,133	491,315	4,581,877	499,241
雑収入	93,140	10,149	254,149	27,692
賃貸収入	76,800	8,368	-	-
	4,679,073	509,832	4,836,026	526,933
収益合計	4,747,081	517,242	4,893,376	533,182
営業費用				
給与および手当(注記10)	2,695,993	293,755	2,618,401	285,301
管理費(注記9)	816,754	88,994	884,139	96,336
賃借料(注記9)	361,491	39,388	361,491	39,388
減価償却費(注記6)	159,908	17,424	167,534	18,255
為替差(利益) / 損失	(5,961)	(650)	9,211	1,004
貸倒費用(注記4)	2,214	241	4,600	501
固定資産売却に係る損失/(利益)	175	19	(12,561)	(1,369)
	4,030,574	439,171	4,032,815	439,416
純利益および包括利益	716,507	78,071	860,561	93,767

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

<u>次へ</u>

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド 連結株主持分変動計算書 2017年および2016年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

	株式資	本	留保利i	益	株主資本	合計
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2015年12月31日現在残高	2,000,000	217,920	2,103,169	229,161	4,103,169	447,081
純利益および包括利益	-	-	860,561	93,767	860,561	93,767
配当金(注記7)		<u>-</u>	(500,000)	(54,480)	(500,000)	(54,480)
2016年12月31日現在残高	2,000,000	217,920	2,463,730	268,448	4,463,730	486,368
純利益および包括利益	-	-	716,507	78,071	716,507	78,071
配当金(注記7)		<u>-</u> .	(500,000)	(54,480)	(500,000)	(54,480)
2017年12月31日現在残高	2,000,000	217,920	2,680,237	292,039	4,680,237	509,959

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

次へ

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド 連結キャッシュ・フロー計算書

2017年および2016年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

	2017年		2016年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
発生した(使用された)現金				
営業活動				
純利益および包括利益	716,507	78,071	860,561	93,767
現金に影響を与えない項目の調整				
減価償却費	159,908	17,424	167,534	18,255
固定資産の処分 / 売却に係る 損失 / (利益)	175	19	(12,561)	(1,369)
	876,590	95,513	1,015,534	110,653
営業資産および負債の変動				
顧客に対する債権	928,045	101,120	1,578	172
顧客未収金勘定	460,528	50,179	(515,658)	(56,186)
関連会社に対する債権	3,897	425	(37,255)	(4,059)
その他の未収金	(29,632)	(3,229)	6,199	675
前払費用	7,087	772	(15,584)	(1,698)
預託勘定	426,403	46,461	843,283	91,884
未払金および未払費用	(96,635)	(10,529)	(90,308)	(9,840)
前受報酬	6,751	736	250	27
	2,583,034	281,447	1,208,039	131,628
投資活動				
固定資産の購入	(187,310)	(20,409)	(49,386)	(5,381)
固定資産の売却	-	-	12,561	1,369
	(187,310)	(20,409)	(36,825)	(4,012)
財務活動				
支払配当金	(500,000)	(54,480)	(500,000)	(54,480)
現金および現金等価物の増加	1,895,724	206,558	671,214	73,135
現金および現金等価物期首残高	9,267,364	1,009,772	8,596,150	936,637
現金および現金等価物期末残高	11,163,088	1,216,330	9,267,364	1,009,772
キャッシュ・フロー情報の補足開示				
当期中に利息に支払われた現金	2,199	240	2,250	245

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

<u>次へ</u>

連結財務書類に対する注記 2017年および2016年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

1. 当計および主要事業

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(以下「当社」といいます。)は、ケイマン諸島の法律に基づき1990年6月15日にクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(以下「QBTC」といいます。)として設立されました。当社は、同じくケイマン諸島で設立されたクイーンズゲート・グループ・リミテッド(以下「親会社」といいます。)の完全所有子会社です。

2009年1月2日、QBTCは信託業務から銀行業務を分離させるために事業再編を実施しました。2014年1月1日以降当社は、銀行業務および信託業務を再統合するために合併を行いました。2014年1月2日、当社は、名称をクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドに変更しました。新名称の会社は、旧名称がクイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッドの事業体として存続し、クラスBの銀行ライセンス、信託会社ライセンスおよびミューチュアル・ファンド管理事務代行者ライセンスをケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に保有しています。

当社はケイマン諸島政府から、2031年2月1日まですべての所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される旨の保証を受けています。現在、ケイマン諸島において、かかる税金は存在しません。

2. 重要な会計方針

本連結財務書類は国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成されており、以下の方針が反映されています。

連結の基礎

連結財務書類は、当社、当社が支配する事業体およびその子会社の財務書類を組み込んでいます。以下の場合に支配が達成されます。

- ・当社が投資先に対する権限を有し、
- ・当社が投資先への関与からの変動リターンにさらされるか、それに対する権利を有し、かつ
- ・当社が当該リターンに影響を及ぼす権限を行使する能力を有する場合。

事実および状況が上述の三つの支配の要素の一または複数に変更があることを示す場合、当社は投資先を支配するかどうかを再評価します。

子会社の連結は、当社が子会社に対する支配を獲得する時点で開始し、当社が子会社に対する支配を失う時点で終了します。具体的には、当期中に取得または処分された子会社の収益および費用は、子会社に対して当社が支配を獲得する日から当社が支配を失う日まで連結包括利益計算書に計上されます。

すべての重要な会社間取引および残高は、連結に際して消去されています。子会社に関連するその他の開示については注記8を参照してください。

見積の使用

IFRSに準拠して作成される財務書類において経営者は、資産および負債の報告額、財務書類の日付現在の偶発資産および負債に関する開示ならびに報告期間中の利益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、かかる見積りと異なることがあります。

現金および現金等価物

現金および現金等価物には、現金および当初の満期が3か月以内の短期預金が含まれます。

顧客に対する債権

顧客に対する債権は、顧客に対する一時的な貸越であり、当該金額は変動利付であるため簿価は公正価値に近似します。 顧客に対する債権は、貸倒引当金を控除して記録されます。貸倒引当金は、ケースバイケースで経営者により見積もられます。

顧客未収金勘定および貸倒引当金

顧客未収金勘定には、当社の管理報酬、受託報酬および運用報酬から生じた未収受取報酬ならびに顧客の代理で行った支払いに対する未収金が含まれます。未収受取報酬は、貸倒引当金を控除して表示されます。顧客の代理で行った支払いに対する未収金については、通常請求すれば回収が見込まれる未請求の支払いを表示するため、関連する貸倒引当金は計上されません。

貸倒引当金は、予想損失額が未収金残高中に存在するという客観的な証拠に基づき、収益に対する担保によって設定されています。これらは、結果として生じる損失発生についての経営者の見積り(過去の経験を含む)に基づきます。現実的に回収の見込みがない場合、関連する貸倒引当金に対して未収金が償却されます。その後の回収額は、連結包括利益計算書で引当金に貸方計上されます。

固定資産

固定資産は、取得原価から減価償却累積額を控除して表示されます。減価償却は、以下の推定耐用年数に基づき定額法で 計算されます。

備品およびコンピュータ機器 3 から10年

自動車 5年

当社は各報告期間末に、固定資産に減損損失の兆候があるか否かを判断するため、固定資産の簿価を見直します。減損損失の兆候がある場合、それが発生した場合の減損損失の程度を判断するため、当該資産の回収可能価額を見積もります。2017年および2016年12月31日終了年度について、当社は減損損失を計上した資産を確認していません。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての金利商品について実効利回り法を使用して発生主義で連結包括利益計算書において 認識されます。

管理報酬、受託報酬および運用報酬

報酬は、回収不能な場合のための引当金を控除し、発生主義で記録されます。

外貨換算

当社の表示通貨は米ドルです。米ドル以外の通貨で表示または会計処理される資産および負債は、財政状態計算書の日付 現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算されます。外貨建の取引ならびに収益および費用項目は、取引時点の為替 レートで換算されます。換算に伴い生じた利益および損失は、連結包括利益計算書に計上されます。

管理資産

信託財産として、代理人としてまたは受託者の資格において、顧客のために保有される有価証券、現金およびその他の資産は、当社の所有物ではないため、連結財務書類に含まれていません。

金融商品

金融資産および金融負債は、かかる商品の約款において当社が当事者となる場合に認識されます。

金融資産および金融負債は、当初は公正価値で測定されます。金融資産および金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用は、適宜、当初認識時に金融資産または金融負債の公正価値に加算されるか、当該公正価値から控除されます。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得に直接帰属する取引費用は、連結包括利益計算書において直ちに認識されます。

公正価値測定方針

金融商品の公正価値は、性質上短期の商品であるため、その簿価に近似します。

金融資産

金融資産は、以下のカテゴリーに分類されます:損益を通じて公正価値で測定する金融資産、満期保有金融資産、売却可能金融資産ならびに貸付金および債権。金融資産の分類は、性質および目的によって決まり、当初認識時に決定されます。

損益を通じて公正価値で測定する金融商品は、売買目的保有として指定される金融商品(当社が短期的な利益獲得を目的として当該商品を保有することを意味しています。)、または設定時に損益を通じて公正価値で測定することを指定される金融商品(当該商品は流動性のニーズまたは金利もしくは市場価格の変動に反応して売却できることを意味しています。)です。損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、連結包括利益計算書において認識される再測定の結果、発生する損益と合わせて公正価値で表示されます。損益に認識される純損益には、金融資産で獲得した配当金または利息が含まれます。

貸付金および債権は、活発な市場で値付けされない、定額または確定可能な支払いを伴う非デリバティブ金融資産です。 貸付金および債権は、減損を控除して実効金利法により償却原価で測定されます。貸付金および債権に分類される金融資産 は、現金および現金等価物、関連会社に対する債権、顧客に対する債権、顧客未収金勘定およびその他の未収金を含みま す。

金融負債

金融負債は、損益を通じて公正価値で測定する金融負債またはその他の金融負債に分類されます。その他の金融負債に分類される金融負債は、預託勘定、未払金および未払費用ならびに前受報酬を含みます。その他の金融負債は、その後、実効金利法により償却原価で測定されます。

認識の中止

当社は、資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産を譲渡し、資産の所有に係るリスクおよび報酬の実質的にすべてを他の事業体に譲渡した場合に限り、金融資産の認識を中止します。

当社は、当社の債務が免責され、取消されまたは満了した場合に限り、金融負債の認識を中止します。

受託業務

当社は、受託者としての資格において、通常の業務の過程で訴訟および申立ての当事者になる可能性があります。当社の 弁護士の助言に基づき、取締役は、2017年および2016年12月31日現在引当金の計上は必要ないと考えています。

新しい会計原則

2016年1月、キャッシュ・フローから生じる変動および非キャッシュの変動の両方を含む、財務活動から生じる負債の変動に関する追加の開示を要求するIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂が発行されました。本改訂は、2017年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。当社は、既に本改訂による基準を採用しており、本財務書類に重大な影響を及ぼしませんでした。

IAS第39号「金融商品:認識および測定」(以下「IAS第39号」といいます。)を金融商品の分類および測定に関する改訂指針に置き換えるために、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」といいます。)が2014年7月24日に公表されました。IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。IFRS第9号は、IAS第39号に基づく現行の分類を置き換える金融商品を指定することができる分類を導入しています。IFRS第9号の当社の当初の評価に基づき、当社が金融商品を分類および測定する方法に重大な影響を及ぼさないと予想されています。

2014年5月28日に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第15号」といいます。) は、顧客との契約から生じる収益の認識に関する新たな枠組みを定め、複数のその他の基準および解釈に代わるものです。 IFRS第15号の基本原則は、事業体は、顧客への約束された財またはサービスの移転を事業体がかかる財またはサービスと引き換えに権利を有すると予測する対価を反映する金額で表示するために、収益を認識するべきであるというものです。 本基準は、収益認識に5段階のアプローチを導入しています。IFRS第15号に基づき、事業体は、履行義務を充足した時に(または充足するにつれて)収益を認識します。IFRS第15号は、2018年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。 IFRS第15号の当社の当初の評価に基づき、当社が収益を認識する方法に重大な影響を及ぼさないと予想されています。

IFRS第16号「リース」(以下「IFRS第16号」といいます。)は、2016年1月13日に発行され、IAS第17号「リース」に代わるものです。本基準は、単一のリース会計モデルを提供しており、期間が12か月以内、または原資産の価値が低

い場合を除き、すべてのリースについて資産および負債を認識することを賃借人に要求しています。IFRS第16号は、2019年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。当社は現在、IFRS第16号が財務書類に与える影響を評価しています。

2017年6月、IFRS解釈指針委員会は、IFRIC第23号を発行しました。これは2019年1月1日以降に開始する年次期間から適用されますが、早期適用も許容されており、その場合、経過的な規則が適用されます。IFRIC第23号は、法人所得税の処理について不確実性がある場合におけるIAS第12号「法人所得税」の認識および測定の要件を適用する方法を明確にしています。IFRIC第23号は、税務処理を審査し否認する権利を有する税務当局がこれらの税務処理を審査すると仮定し、特定の税務処理が受け入れられる可能性が高いかどうかを結論づけるよう事業体に要求しています。事業体は、納税申告に関して採用されている、または採用されると見込まれる不確定な税務処理を、税務当局が受け入れる可能性が高いと結論づける場合、事業体はかかる税務処理と一貫した財務書類上の会計処理を決定すべきとされます。当該処理が受け入れられる可能性が低いと事業体が結論づける場合、事業体は、当該決定が行われる期間の財務書類上にその不確実性の影響を反映すべきとされます。当社は現在、本指針が財務書類に与える影響を評価しています。

会計上の重要な判断および見積りにおける不確実性の所在

当社は、資産および負債の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行います。見積りは継続的に評価され、過去のデータおよび現状では合理的とみなされる将来事象の予想を含むその他の要素に基づきます。評価または見積りの重要な範囲は、顧客からの顧客未収金勘定および顧客に対する債権の回収可能性だけでなく、固定資産の見積り耐用年数が関係します。固定資産の見積り耐用年数は、同様の資産についての従前の経験に基づきます。未収金の経過期間、債務者の財政の安定性および当レポートの日付と比較した年度末後の受領額を考慮すると、顧客未収金勘定および顧客に対する債権は全額回収可能と当社はみなしています。

3.現金および現金等価物

	2017年 (米ドル)	2016年 (米ドル)
通知預金	5,441,855	4,866,322
短期定期預金	5,721,233	4,401,042
	11,163,088	9,267,364

2017年および2016年12月31日現在の短期定期預金は、当初発行日から3か月以内に満期が到来します。

4. 顧客未収金勘定

当社が稼得した報酬収益および顧客の代理で行った支払いに関連する未収金額は、以下のとおり分析されています。

	2017年 (米ドル)	2016年 (米ドル)
未収受取報酬	313,933	764,514
顧客の代理で行った支払いに対する未収金	118,664	128,611
貸倒引当金の差し引き	<u> </u>	<u>-</u>
	432,597	893,125

未収受取報酬は、報告期間末において期日を経過している金額を含んでいます。報告期間中は、信用度に重大な変更がなく金額がまだ回収可能とみなされるため、当社は貸倒引当金の差し引きを認識していません。未収受取報酬の回収可能性の判断において、当社は、最初に信用取引を行った日から当該報告期間末日までの未収受取金の信用度の変動を考慮します。

期日を経過しているが減損していない未収受取報酬の経過期間

	2017年 (米ドル)	2016年 (米ドル)
91から180日	16,007	5,900
181から360日	106,580	650,523
360日超	15,500	9,000
合計 - 期日を経過しているが減損していないもの	138,087	665,423
貸倒引当金の変動は以下のとおりでした:		
	2017年 (米ドル)	2016年 (米ドル)
期首現在残高	-	-
減損損失の戻入れ	-	-
当期中に回収不能として償却された金額	(2,214)	(4,600)
引当金の増加	2,214	4,600
期末現在残高	-	-

信用リスクに対するエクスポージャーを減少するため、当社はオンボーディング・プロセスの一部として顧客の信用度を 見直し、信用限度を定めます。未払債権ポートフォリオの信用格付および信用限度は年間を通じて継続的に再検討されてい ます。

5. 預託勘定

預託勘定は、以下のとおり分類されています。

	2017年 (米ドル)	2016年 (米ドル)
通知預金	5,204,866	4,569,819
定期預金	1,788,436	1,997,080
	6,993,302	6,566,899

2017年および2016年12月31日現在の定期預金は、当初発行日から3か月以内に満期が到来します。

6.固定資産

	備品および コンピュータ機器 (米ドル)	自動車 (米ドル)	合計 (米ドル)
取得原価:			
2015年12月31日現在残高	969,344	347,768	1,317,112
追加	49,386	-	49,386
処分	(5,011)	(61,304)	(66,315)
2016年12月31日現在残高	1,013,719	286,464	1,300,183
追加	100,920	86,390	187,310
処分	(142,392)	<u>-</u> _	(142,392)
2017年12月31日現在残高	972,247	372,854	1,345,101
減価償却累積額:			
2015年12月31日現在残高	744,134	163,728	907,862
減価償却費	125,835	41,699	167,534
処分	(5,011)	(61,304)	(66,315)
2016年12月31日現在残高	864,958	144,123	1,009,081
減価償却費	106,836	53,072	159,908
処分	(142,217)	<u>-</u> .	(142,217)
2017年12月31日現在残高	829,577	197,195	1,026,772
2016年12月31日現在帳簿価格純額	148,761	142,341	291,102
2017年12月31日現在帳簿価格純額	142,670	175,659	318,329

2017年12月31日終了年度中、帳簿価格純額が175米ドルのプリンターが処分され、175米ドルの損失が生じました。2016年12月31日終了年度中、帳簿価格純額が0米ドルの自動車が売却され、12,561米ドルの売却に係る利益が生じました。

7.株式資本

2017年	2016年
(米ドル)	(米ドル)

<u>有価証券届出書(外国投</u>資信託受益証券)

授権資本:

1株当たり1米ドルの議決権付普通株式10,000,000株

発行済および全額払込済:

議決権付普通株式2,000,000株 (2016年:2,000,000株) 2,000,000 2,000,000

取締役は、発行済株式に係る配当金および分配金を宣言し、当社の資本からの当該配当金または分配金の支払を許可することができます。配当金または分配金は、当社の実現または未実現利益以外から支払われてはなりません。優先権またはその他の権利付で発行されたいかなるクラスの株式についても、その保有者に付与された権利は、かかるクラスの株式発行の条件において明確に規定されている場合を除き、新たに同等クラス株式が創出または発行されることにより変更されるものではありません。

8.子会社

本連結財務書類には、当社および当社の完全所有子会社であるTilly Nominees LimitedとCoultry Directors Ltdの勘定が含まれており、Tilly Nominees Limitedも同様に、完全所有子会社 2 社 (Tilly Directors LimitedおよびTilly Secretaries Limited)に対する親会社です(総称して以下「子会社」といいます。)。下記のすべての子会社は、Nominee (Trust) CompaniesとしてCIMAにライセンスを保有しています。

子会社の名称	主要事業	設立地および 営業拠点	当社が保有する所有持分および 議決権の割合	
			2017年	2016年
Tilly Nominees Limited	名義株主業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%
Coultry Directors Ltd	会社取締役業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%
Tilly Directors Limited	会社取締役業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%
Tilly Secretaries Limited	会社秘書役業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%

当社は、当期中その子会社に対し財務支援を提供しておらず、財務支援またはその他の支援を提供する予定はありません。子会社の資産にアクセスもしくは使用し、または子会社の負債を清算する当社の能力に対する重大な制限はありません。

2017年12月31日現在、子会社のために、当社は総額975,610米ドル (2016年:975,610米ドル) の保証金をケイマン諸島政府に対して支払っています。

9. 関連会社取引

連結財務書類には、以下の関連会社間の残高および取引が計上されています。

	2017年 (米ドル)	2016年 (米ドル)
12月31日現在:		
顧客に対する債権	14,409	945,679
関連会社に対する債権	35,658	39,555
預託勘定	2,254,302	2,655,539
未払金および未払費用	8,183	7,780
12月31日終了年度:		
管理報酬、受託報酬および運用報酬	178,600	180,100
取締役報酬(管理費に含まれる)	25,000	25,000
賃借料	361,491	361,491

関連会社との取引はすべて正常な取引条件によって行われ、優遇金利は用いられていません。2016年12月31日現在、関連会社に対する債権は事業外の項目である39,099米ドルの短期の当社取締役に対する債権を含みます。当該残高は、2017年3月中に当社に払い戻されました。

また当社の一部従業員および当社の一部資産は、親会社の事業運営のために利用されています。当社は、かかる従業員の 業務提供および資産の使用に対する対価について、親会社に対して請求していません。

また当社の一部従業員は、当社に預金または当座預金を有する一部顧客に対して管理業務を提供しています。

当社は関連会社からオフィスのスペースを賃借しています。年間リースは2011年8月31日に終了しました。当社は現在、 以前のリース契約に基づき月極めでスペースを賃借しています。

10. 年金プラン

当社は、適格な従業員全員について、確定拠出年金スキームを設定しています。拠出金は、上限5%の規定に基づき給与に対する割合で計算され、当社が同額を積み増しします。当社は従業員の負担分を支払います。2017年12月31日終了年度中に認識された年金費用総額は、151,791米ドル(2016年:107,684米ドル)で、連結包括利益計算書の給与および手当に計上されています。

11. リスク管理

金融商品は、一方の事業体に金融資産を生じさせ、もう一方の事業体に金融負債を生じさせる契約です。当社は、正常なビジネスの過程で金融商品を含む契約を締結します。

金融商品から生じるリスク・エクスポージャーは、経営者が監視します。当社の金融商品から生じる主なリスクは、信用リスク、取引相手方リスク、流動性リスクおよび市場リスクです。かかるリスクに対するエクスポージャーおよび管理については、以下に記載されています。本連結財務書類に報告されている年度末時点の金融商品の金額は、当期を通じて保有されたポジションを反映しており、経営者が認可した目的、方針および戦略と一致しています。

信用リスクおよび取引相手方リスク

信用リスクおよび取引相手方リスクは、金融商品の一方の当事者が義務を果たさないために、他方当事者に金融損失が生じるリスクです。当社が信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされる可能性のある金融商品は、主に現金および現金等価物、顧客に対する債権ならびに顧客未収金勘定で構成されます。

当社は、信用リスクおよび取引相手方リスクに対するエクスポージャーを管理するため、現金についてはケイマン諸島における規制された金融機関に預金し、引き受けるビジネスは紹介されたものに限定し、また注記4のとおり未収金残高を監視します。

当社は、現金および現金等価物をすべてケイマン諸島の1つの金融機関にて預金しているため、集中リスクを有します。

2017年12月31日終了年度中、当社の管理報酬、受託報酬および運用報酬の約32%(2016年:30%)が当社の上位2つ(2016年:2つ)の顧客から稼得されました。その他の顧客は、2017年または2016年中、当社の管理報酬、受託報酬および運用報酬の10%を超えて拠出しませんでした。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が、金融負債に付随する義務を果たすことが困難になるリスクです。

当社の目的は、当社の資産基盤に応じた様々な満期を有する預託勘定を維持することです。流動性リスクは、当社の経営者により、将来予測される現金の拠出に見合う十分な流動資産を確保するように監視されます。当社は、流動性リスクを管理するために、負債および資産の期間を一致させ、資産の相当部分を現金で保持します。流動性ギャップの分析については金利リスクの表による開示を参照してください。

市場リスク

市場リスクは、市場価格の変化により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。当社の市場リスクは、金利リスクおよび通貨リスクにより構成されます。

金利リスク

金利リスクは、市場金利の変化により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。 当社は、資産(すなわち、現金および顧客に対する債権)の金利が、これらを相殺する該当の負債(すなわち、預託勘 定)の金利に対し同等であるか、または超過することを保証することにより金利リスクを管理します。下表は2017年および 2016年12月31日現在の当該マッチングの概要です。項目は、次の金利再設定日と満期日のいずれか早い方を参照して期間帯 に割当てられています。

2017年:

	実効金利幅 (%)	要求払い (米ドル)	3 か月未満 (米ドル)	3 か月超 (米ドル)	合計 (米ドル)
金融資産:					
現金および現金等価物	-0.75から0.30	5,441,855	5,721,233	-	11,163,088
顧客に対する債権	5.26	20,276	-	-	20,276
顧客未収金勘定	該当なし	432,597	-	-	432,597
関連会社に対する債権	該当なし	35,658	-	-	35,658
その他の未収金	該当なし	38,554			38,554
		5,968,940	5,721,233	-	11,690,173

金融負債:

預託勘定	-0.80から0.26	5,204,866	1,788,436	-	6,993,302
未払金および未払費用	該当なし	426,239	-	-	426,239
		5,631,105	1,788,436		7,419,541
感応度 / 流動性ギャップ		337,835	3,932,797	<u>-</u>	4,270,632
2016年:					
	実効金利幅 (%)	要求払い (米ドル)	3 か月未満 (米ドル)	3 か月超 (米ドル)	合計 (米ドル)
金融資産:					
現金および現金等価物	-0.75から0.26	4,866,322	4,401,042	-	9,267,364
顧客に対する債権	5.26	948,321	-	-	948,321
顧客未収金勘定	該当なし	893,125	-	-	893,125
関連会社に対する債権	該当なし	39,555	-	-	39,555
その他の未収金	該当なし	8,922	-	-	8,922
		6,756,245	4,401,042	-	11,157,287
金融負債:					
預託勘定	-0.80から0.26	4,569,819	1,997,080	-	6,566,899
未払金および未払費用	該当なし	522,874	-	-	522,874
		5,092,693	1,997,080		7,089,773
感応度 / 流動性ギャップ		1,663,552	2,403,962	<u>-</u>	4,067,514

当社は、そのキャッシュ・フローについて市場金利の実勢水準の変動による影響に関連したリスクにさらされます。2017年12月31日時点で、他のすべての変数が一定の場合に、市場金利が30(2016年:25)ベーシスポイント上昇したとすれば、株主資本は772米ドル(2016年:3,112米ドル)増加したでしょう。他のすべての変数が一定の場合に、市場金利が30(2016年:25)ベーシスポイント低下したとすれば、特定の勘定残高は30(2016年:25)ベーシスポイント以下で利息を獲得するため、株主資本は772米ドル(2016年:3,112米ドル)未満減少したでしょう。本分析は、年度末に保有される変動金利商品に基づいており、期首に金利が変動し、報告期間を通じて変動金利商品を保有し続けたと仮定しています。30(2016年:25)ベーシスポイントは、金利リスクを主要な経営者に対して内部報告する場合に使用される感応度レートであり、経営者による市場金利の起こり得る変動の評価を表しています。

2017年および2016年12月31日現在、当社は固定金利が付される短期預金および預託勘定を保有していました。これらの持ち分の短期的な性質により、当社は重大な変動金利リスクにさらされません。

通貨リスク

通貨リスクは、外国為替レートの変動により金融商品の価値が変動するリスクです。

当社はケイマン諸島で運営しており、以下の通貨に対する純エクスポージャーがある商品を主に保有しています:英ポン ド、日本円、ケイマン諸島ドル、カナダドル、ユーロおよびノルウェー・クローネ。当社は米ドルで財務書類を作成するた め、当社の連結財政状態計算書は、米ドルに対し固定為替レートを有するケイマン諸島ドルを除き、これらの通貨および米 ドルの為替レートの変動により影響を受けます。これらのエクスポージャーから生じる為替損益は、連結包括利益計算書に 純額で計上されます。

下表は、連結包括利益計算書で認識される為替差損益純額が発生する取引における(すなわち構造的要因によらない)エ クスポージャーである通貨エクスポージャーを表示しています。当該エクスポージャーは、当社の表示通貨または当該表示 通貨と固定為替相場制を採っている通貨建てでない当社の金融負債で構成されます。当社は、外貨建て資産および負債が相 互に純額に近似することを保証することにより通貨リスクを管理しています。2017年および2016年12月31日現在、これらの エクスポージャーは以下のとおりでした。

2017年および2016年12月31日現在の重要な外貨建金融資産純額(米ドルに換算): <u>2017年</u>:

	現金および現金等価物 (米ドル)	預託勘定 (米ドル)	外貨建金融資産純額 (米ドル)
ユーロ	69,560	(64,372)	5,188
英ポンド	929,481	(876,842)	52,639
ノルウェー・クローネ	12,959	(12)	12,947
日本円	5,049	(4,275)	774
カナダドル	1,573	(339)	1,234
	1,018,622	(945,840)	72,782
2016年:	現金および現金等価物 (米ドル)	預託勘定 (米ドル)	外貨建金融資産純額 (米ドル)
ユーロ	72,603	(68,050)	4,553
英ポンド	987,200	(940,679)	46,521
ノルウェー・クローネ	12,336	(12)	12,324
日本円	4,858	(4,119)	739
カナダドル	1,473	(316)	1,157
	1,078,470	(1,013,176)	65,294

他のすべての変数が一定の場合に、関連する外貨に対して米ドルが10%上昇または下落したとすれば、2017年12月31日終 了年度の実現純額は、7,278米ドル(2016年:6,529米ドル)減少または増加したでしょう。

12. 資本リスク管理

当社は、負債と資本のバランスを最適化することにより株主に対するリターンを最大化しつつ、継続企業の前提に立って 存続できるよう当社の資本を管理します。当社の全体的な戦略は2016年から変更ありません。

当社の資本は、発行済議決権付普通株式と留保利益で構成されています。

13. 規制事項

当社は、CIMAが設定した資本要件規制の対象です。最低資本要件を満たさない場合、規制当局は特定の措置を講じることができ、その場合に当社の連結財務書類に直接的に重大な影響を及ぼすことがあります。CIMAが使用し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に規定される自己資本比率ガイドラインに従い、当社は規制上の会計実務により算出される当社の資産、負債および一定のオフ・バランス項目の定量的測定を含む特定の資本ガイドラインを満たさなければいけません。当社の資本金額および分類はまた、内訳およびリスク加重についてCIMAによる定性的判断の対象です。

当社は、現行の規制およびその銀行ライセンスの規定に従い少なくとも15%の自己資本比率を常に維持することが要求されます。当社は、2017年および2016年12月31日現在および終了年度において本要件を遵守しています。

ライセンスの条件に基づき、当社は400,000ケイマン諸島ドル(500,000米ドル)の最低資本勘定を維持することを要求されます。当社は、2017年および2016年12月31日現在および終了年度において本要件を遵守しています。

14. 賃貸収入

当社は、第三者に対する当社の事務所スペースのリースからの賃貸収入を記録します。賃貸収入は、月次ベースで獲得され、契約に基づいていません。

15. 比較数值

前年度の開示の一部は、今年度の表示に合わせて強化されています。

16. 連結財務書類の承認

連結財務書類は、2018年3月9日付で取締役会の委員会により承認され発行が認められました。

次へ

Consolidated Statements of Financial Position

December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

	2017	2016
ASSETS		
CURRENT ASSETS		
Cash and cash equivalents (Note 3)	\$ 11,163,088	\$ 9,267,364
Due from clients (Note 9)	20,276	948,321
Client accounts receivable (Note 4)	432,597	893,125
Due from related parties (Note 9)	35,658	39,555
Other receivables	38,554	8,922
Prepaid expenses	100,277	107,364
	11,790,450	11,264,651
NON-CURRENT ASSETS		190000000000000000000000000000000000000
Fixed assets (Note 6)	318,329	291,102
	\$ 12,108,779	\$ 11,555,753
LIABILITIES		
Depositors' accounts (Notes 5 and 9)	\$ 6,993,302	\$ 6,566,899
Accounts payable and accrued expenses	426,239	522,874
Fees received in advance	9,001	2,250
	7,428,542	7,092,023
SHAREHOLDER'S EQUITY		
Share capital (Note 7)	2,000,000	2,000,000
Retained earnings	2,680,237	2,463,730
	4,680,237	4,463,730
	\$ 12,108,779	\$ 11,555,753

See notes to consolidated financial statements

Consolidated Statements of Comprehensive Income

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

	8	2017	_	2016
INTEREST INCOME	\$	70,172	\$	59,616
INTEREST EXPENSE		2,164	-	2,266
NET INTEREST INCOME	-	68,008	-	57,350
OTHER INCOME Directorship, trustee and management fees (Note 9) Miscellaneous Rental income		4,509,133 93,140 76,800		4,581,877 254,149
		4,679,073	-	4,836,026
TOTAL INCOME		4,747,081		4,893,376
OPERATING EXPENSES				
Salaries and benefits (Note 10) Administration (Note 9) Rent expense (Note 9) Depreciation (Note 6) Foreign exchange (gain)/loss Bad debt expense (Note 4) Loss/(gain) on sale of fixed asset	<u></u>	2,695,993 816,754 361,491 159,908 (5,961) 2,214 175 4,030,574	_	2,618,401 884,139 361,491 167,534 9,211 4,600 (12,561) 4,032,815
NET INCOME AND COMPREHENSIVE INCOME	\$	716,507	\$	860,561

See notes to consolidated financial statements

Consolidated Statements of Changes in Shareholder's Equity

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

		Share capital	_	Retained earnings	5	Total hareholder's equity
Balance at December 31, 2015	s	2,000,000	s	2,103,169	\$	4,103,169
Net income and comprehensive income		2		860,561		860,561
Dividends (Note 7)			-	(500,000)	_	(500,000)
Balance at December 31, 2016		2,000,000		2,463,730		4,463,730
Net Income and comprehensive income		¥		716,507		716,507
Dividends (Note 7)	_			(500,000)		(500,000)
Balance at December 31, 2017	\$	2,000,000	\$	2,680,237	\$	4,680,237

See notes to consolidated financial statements

Consolidated Statements of Cash Flows

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

	35	2017		2016
CASH PROVIDED BY (USED IN):				
OPERATING ACTIVITIES				
Net income and comprehensive income Adjustments for items not affecting cash:	\$	716,507	S	860,561
Depreciation		159,908		167,534
Loss/(profit) on disposal/sale of fixed asset	_	175	-	(12,561)
		876,590		1,015,534
Changes in operating assets and liabilities:				
Due from clients		928,045		1,578
Client accounts receivable		460,528		(515,658)
Due from related parties		3,897		(37,255)
Other receivables		(29,632)		6,199
Prepaid expenses		7,087		(15,584)
Depositors' accounts		426,403		843,283
Accounts payable and accrued expenses Fees received in advance		(96,635) 6,751		(90,308) 250
	_	2,583,034	=	1,208,039
INVESTING ACTIVITIES				
Purchase of fixed assets		(187,310)		(49,386)
Sale of fixed asset		-	-	12,561
	_	(187,310)	-	(36,825)
FINANCING ACTIVITIES				
Dividends paid	_	(500,000)	-	(500,000)
INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		1,895,724		671,214
CASH AND CASH EQUIVALENTS, BEGINNING OF YEAR		9,267,364	=	8,596,150
CASH AND CASH EQUIVALENTS, END OF YEAR	\$	11,163,088	\$	9,267,364
SUPPLEMENTAL DISCLOSURE OF CASH FLOW INFORMATION				
Cash paid during the year for interest	\$	2,199	\$	2,250

See notes to consolidated financial statements

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

1. THE COMPANY AND ITS PRINCIPAL ACTIVITY

Queensgate Bank and Trust Company Ltd. (the "Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on June 15, 1990 as Queensgate Bank & Trust Company Ltd. ("QBTC") and is a wholly-owned subsidiary of Queensgate Group Ltd. (the "Parent"), a company also incorporated in the Cayman Islands.

On January 2, 2009, QBTC undertook a restructuring in order to separate the banking activities from the trust activities. Subsequently, on January 1, 2014, the Company undertook a merger to re-combine the bank and the trust activities. On January 2, 2014, the Company changed its name to Queensgate Bank and Trust Company Ltd. The newly named company continued as the entity formerly named Queensgate Trust Company Ltd. and is licensed with a Class B Banking license, a Trust Company license and Mutual Fund Administration license with the Cayman Islands Monetary Authority ("CIMA").

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until February 1, 2031. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") and reflect the following policies:

Basis of consolidation

The consolidated financial statements incorporate the financial statements of the Company and entities controlled by the Company and its subsidiaries. Control is achieved when the Company.

- · has power over the investee;
- · is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee; and
- has the ability to use its power to affect its returns.

The Company reassesses whether or not it controls an investee if facts and circumstances indicate that there are changes to one or more of the three elements of control listed above.

Consolidation of a subsidiary begins when the Company obtains control over the subsidiary and ceases when the Company loses control of the subsidiary. Specifically, income and expenses of a subsidiary acquired or disposed of during the year are included in the consolidated statements of comprehensive income from the date the Company gains control until the date when the Company ceases to control the subsidiary.

All significant intercompany transactions and balances have been eliminated on consolidation. Refer to Note 8 for other disclosures relating to the subsidiaries.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Use of estimates

Financial statements prepared in accordance with IFRS require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expense during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash and short-term deposits with an original maturity of three months or less.

Due from clients

Due from clients are temporary overdrafts given to clients and the carrying value approximates fair value as such amounts bear interest at variable rates. Due from clients are recorded net of a provision for bad debt. The bad debt provision is estimated by management on a case by case basis.

Client accounts receivable and allowance for doubtful accounts

Client accounts receivable includes fee income receivables generated from the Company's directorship, trustee and management fees and receivables for disbursements made on behalf of clients. Fee income receivables are stated net of an allowance for doubtful accounts. Receivables for disbursements made on behalf of clients do not have a related allowance for doubtful accounts as these balances typically represent unbilled disbursements that the Company expects to recover once billed.

The allowance for doubtful accounts is established by charges to income based on objective evidence that probable losses are present in receivable balances. These are based upon management's estimate of eventual loss development including past experience. Where there is no realistic expectation of recovery, receivables are written off against the related allowance for doubtful accounts; subsequent recoveries are credited to the allowance in the consolidated statements of comprehensive income.

Fixed assets

Fixed assets are stated at cost less accumulated depreciation. Depreciation is calculated using the straight-line method and is based on the estimated lives as follows:

Furniture and computer equipment 3 to 10 years Motor vehicles 5 years

At the end of each reporting period, the Company reviews the carrying amount of its fixed assets to determine whether there is any indication that those assets have suffered an impairment loss. If any such indication exists, the recoverable amount of the asset is estimated in order to determine the extent of the impairment loss (if any). For the years ended December 31, 2017 and 2016, the Company has not identified any assets for which an impairment loss was recorded.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Interest income and expense

Interest income and expense are recognised in the consolidated statements of comprehensive income for all interest bearing instruments on an accrual basis using the effective yield method.

Directorship, trustee and management fees

Fees are recorded on an accrual basis net of a provision made for fees that may not be collectible.

Foreign currency translation

The Company's presentation currency is the United States dollar. Assets and liabilities denominated or accounted for in currencies other than United States dollars have been translated into United States dollars at the applicable exchange rates ruling at the statement of financial position date. Foreign currency transactions and income and expense items have been translated at the exchange rates existing at the time of the transaction. Gains and losses arising from translation are included in the consolidated statements of comprehensive income.

Assets under administration

Securities, cash and other assets held on behalf of clients in a trust, agency or fiduciary capacity are not included in these consolidated financial statements as such assets are not the property of the Company.

Financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Financial assets and financial liabilities are initially measured at fair value. Transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of financial assets and financial liabilities are added to or deducted from the fair value of the financial assets or financial liabilities, as appropriate, on initial recognition. Transaction costs directly attributable to the acquisition of financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are recognised immediately in the consolidated statements of comprehensive income.

Fair value measurement principles

The fair value of financial instruments approximates their carrying value because of the short term nature of the instruments.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets

Financial assets are classified into the following categories: financial assets at fair value through profit or loss, held-to-maturity, available-for-sale and loans and receivables. The classification of the financial asset depends on the nature and purpose, and is determined at the time of initial recognition.

Financial instruments at fair value through profit or loss are financial instruments designated as either held-for-trading, which implies that the Company holds such instruments for the purpose of short-term profit taking or, designated at fair value through profit or loss at inception, which implies that such instruments may be sold in response to liquidity needs or changes in interest rates or market prices. Financial assets at fair value through profit or loss are stated at fair value, with any resultant gain or loss arising on remeasurement recognised in the consolidated statements of comprehensive income. The net gain or loss recognised in profit or loss incorporates any dividend or interest earned on the financial asset.

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. Loans and receivables are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment. Financial assets classified as loans and receivables include cash and cash equivalents, due from affiliate, due from clients, client accounts receivable and other receivables.

Financial liabilities

Financial liabilities are classified as either financial liabilities at fair value through profit or loss or other financial liabilities. Financial liabilities classified as other financial liabilities include depositors' accounts, accounts payable and accrued expenses, and fees received in advance. Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

Derecognition

The Company derecognises a financial asset only when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the financial asset and substantially all of the risks and rewards of ownership of the asset to another entity.

The Company derecognises a financial liability only when the Company's obligations are discharged, cancelled, or they expire.

Fiduciary activities

The Company, in its fiduciary capacity, may be a party to litigation and claims in the normal course of business. In the opinion of the Directors, which is based on the advice from the Company's lawyers, no provisions are required at December 31, 2017 and 2016.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Recent accounting pronouncements

Amendments to IAS 7 Statement of Cash Flows were issued in January 2016 that require additional disclosures around changes in liabilities arising from financing activities, including both changes arising from cash flow and non-cash changes. The amendments are effective for annual periods beginning on or after January 1, 2017. The Company has adopted this standard and it did not have a material impact on these financial statements.

IFRS 9 Financial Instruments ("IFRS 9") was issued on July 24, 2014, to replace IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement ("IAS 39") with revised guidance on classification and measurement of financial instruments. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2018. IFRS 9 introduces classifications into which financial instruments may be designated which replace those currently under IAS 39. Based on the Company's initial assessment of IFRS 9, it is anticipated that there will be no significant impact to the manner in which the Company classifies and measures its financial instruments.

IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers ("IFRS 15"), which was issued on May 28, 2014, establishes a new framework for the recognition of revenue from contracts with customers and replaces several other standards and interpretations. The core principle of IFRS 15 is that an entity should recognise revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. The standard introduces a five step approach to revenue recognition. Under IFRS 15, an entity recognises revenue when (or as) a performance obligation is satisfied. IFRS 15 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2018. Based on the Company's initial assessment of IFRS 15, it is anticipated that there will be no significant impact to the manner in which the Company recognises revenue.

IFRS 16 Leases ("IFRS 16") was issued on January 13, 2016, and replaces IAS 17 Leases. The standard provides a single lease accounting model, requiring lessees to recognise assets and liabilities for all leases unless the term is 12 months or less or the underlying asset has a low value. IFRS 16 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2019. The Company is currently evaluating the impact IFRS 16 will have on its financial statements.

In June 2017, the IFRS Interpretations Committee issued IFRIC 23, which is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2019, with early application permitted and transitional rules apply. IFRIC 23 clarifies how to apply the recognition and measurement requirements in IAS 12 *Income Taxes* when there is uncertainty over income tax treatments. IFRIC 23 requires entities to assume that a tax authority with the right to examine and challenge tax treatments will examine those tax treatments and conclude whether it is probable or not probable that a particular tax treatment is accepted. If an entity concludes that it is probable that the tax authority will accept an uncertain tax treatment that has been taken or is expected to be taken on a tax return, it should determine its accounting in the financial statements consistently with that tax treatment. If an entity concludes that it is not probable that the treatment will be accepted, it should reflect the effect of the uncertainty in its financial statements in the period in which that determination is made. The Company is currently evaluating the impact of this guidance on its financial statements.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Critical accounting judgement and key source of estimation uncertainty

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The key areas of judgement or estimation are with regard to the expected useful economic lives of fixed assets as well as the recoverability of client accounts receivable from clients and due from clients. The expected useful economic lives of fixed assets are based on prior experience of similar assets. Client accounts receivable and due from clients are considered to be recoverable in full by the Company after taking into consideration the age of the receivable, the financial stability of the debtors and the post year end receipts to the date of the report.

3. CASH AND CASH EQUIVALENTS

2017		2016		
s	5,441,855	\$	4,866,322	
· ·	5,721,233	-	4,401,042	
s	11,163,088	\$	9,267,364	
	s <u>s</u>	\$ 5,441,855 5,721,233	\$ 5,441,855 \$ 5,721,233	

Short-term fixed deposits as at December 31, 2017 and 2016 mature within three months from the original issued date.

4. CLIENT ACCOUNTS RECEIVABLE

Amounts receivable in respect of fee income earned by the Company or disbursements made on behalf of clients are comprised as follows:

	_	2017	7	2016
Fee income receivables Receivables for dishursements made on hebalf of clients	\$	313,933 118,664	\$	764,514 128,611
Receivables for disbursements made on behalf of clients Less: allowance for doubtful accounts		-	-	120,011
	\$	432,597	\$	893,125

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

4. CLIENT ACCOUNTS RECEIVABLE (continued)

Fee income receivables include amounts that are past due at the end of the reporting period for which the Company has not recognised an allowance for doubtful accounts as there has not been a significant change in credit quality and amounts are still considered recoverable. In determining the recoverability of the fee income receivables, the Company considers any change in the credit quality of the receivables from the date the credit was initially granted up to the end of the reporting period.

Age of fee income receivables that are past due but not impaired

		2017	-	2016
91 to 180 days	\$	16,007	\$	5,900
181 to 360 days		106,580		650,523
Over 360 days	-	15,500	-	9,000
Total – past due but not impaired	\$	138,087	\$	665,423
Movements in the allowance for doubtful accounts were	as follows	3.:		
		2017	93	2016
Balance at beginning of year	s		\$	
Impairment losses reversed		-		-
Amounts written off during the year as uncollectible		(2.214)		(4.600)

To reduce exposure to credit risk, the Company reviews the credit quality of its customers and defines credit limits as part of its onboarding process. Credit quality and limits of the receivables portfolio are reviewed on an ongoing basis throughout the year.

5. DEPOSITORS' ACCOUNTS

Increase in provision

Balance at end of year

Depositors' accounts are classified as follows:

	 2017	2016		
Call deposits Fixed deposits	\$ 5,204,866 1,788,436	\$	4,569,819 1,997,080	
	\$ 6,993,302	\$	6,566,899	

Fixed deposits as at December 31, 2017 and 2016 mature within three months from the original issued date.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

6. FIXED ASSETS

		Furniture and computer equipment	Mc	otor vehicles		Total
Cost:						
Balance at December 31, 2015	\$	969,344	\$	347,768	\$	1,317,112
Additions		49,386		1022000		49,386
Disposals	£	(5,011)	_	(61,304)	_	(66,315)
Balance at December 31, 2016		1,013,719		286,464		1,300,183
Additions		100,920		86,390		187,310
Disposals	99	(142,392)			_	(142,392)
Balance at December 31, 2017	88	972,247	_	372,854	_	1,345,101
Accumulated depreciation:						
Balance at December 31, 2015		744,134		163,728		907,862
Depreciation expense		125,835		41,699		167,534
Disposals		(5,011)	_	(61,304)		(66,315)
Balance at December 31, 2016		864,958		144,123		1,009,081
Depreciation expense		106,836		53,072		159,908
Disposals	17	(142,217)			_	(142,217)
Balance at December 31, 2017	88	829,577	_	197,195	_	1,026,772
Net book value, December 31, 2016	\$	148,761	\$	142,341	\$	291,102
Net book value, December 31, 2017	s	142,670	\$	175,659	\$	318,329

During the year ended December 31, 2017, a printer with a net book value of \$175 was disposed, resulting in a loss of \$175. During the year ended December 31, 2016, a motor vehicle with a net book value of \$nil was sold, resulting in a profit of \$12,561 on the sale.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

7. SHARE CAPITAL

2017 2016

Authorised:

10,000,000 Ordinary voting shares of \$1 par value each

Issued and fully paid:

2,000,000 Ordinary voting shares (2016: 2,000,000)

2,000,000 \$

2 000 000

The Directors may declare dividends and distributions on shares in issue and authorise payment of the dividends or distributions out of the funds of the Company. No dividend or distribution shall be paid except out of the realised or unrealised profits of the Company. The rights conferred upon the holders of the shares of any class issued with preferred or other rights shall not, unless otherwise expressly provided by the terms of issue of the shares of that class, be deemed to be varied by the creation or issue of further shares ranking pari passu therewith.

8. SUBSIDIARIES

The consolidated financial statements include the accounts of the Company and its wholly-owned subsidiaries, Tilly Nominees Limited and Coultry Directors Ltd., and Tilly Nominees Limited, in turn, is parent to two wholly-owned subsidiaries, Tilly Directors Limited and Tilly Secretaries Limited (collectively, the "Subsidiaries"). All of the subsidiaries listed below are licensed as Nominee (Trust) Companies with CIMA.

Name of subsidiary	Principal activity	Place of incorporation and operation	Proportion of ownership interest and voting power held by the Company			
			2017	2016		
Tilly Nominees Limited	Provide nominee shareholder services	Cayman Islands	100%	100%		
Coultry Directors Ltd	Provide corporate director services	Cayman Islands	100%	100%		
Tilly Directors Limited	Provide corporate director services	Cayman Islands	100%	100%		
Tilly Secretaries Limited	Provide company secretary services	Cayman Islands	100%	100%		

The Company has not provided financial support to its Subsidiaries during the year, nor does it intend to provide financial or other support. There are no significant restrictions on the Company's ability to access or use assets or settle liabilities of the Subsidiaries.

As of December 31, 2017, guarantees in the total amount of \$975,610 (2016: \$975,610) have been issued by the Company to the Government of the Cayman Islands on behalf of its Subsidiaries.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Included in the consolidated financial statements are the following related party balances and transactions:

	2017	2016
As of December 31:		
Due from clients	14,409	945,679
Due from related parties	35,658	39,555
Depositors' accounts	2,254,302	2,655,539
Accounts payable and accrued expenses	8,183	7,780
For the years ended December 31;		
Directorship, trustee and management fees	178,600	180,100
Directors' fees (included in Administration expenses)	25,000	25,000
Rent expense	361,491	361,491

All transactions with related parties are conducted on normal commercial terms and at non-preferential interest rates. As of December 31, 2016, due from related parties includes \$39,099 due from a Director of the Company on a short term basis, for non-business items. This balance was repaid to the Company during March 2017.

Certain employees of the Company and certain assets of the Company are also utilised by the Parent for its ongoing operations. The employees' services and use of the assets is currently not recharged to the Parent.

Some of the Company's employees are also providing directorship services to a number of clients who have deposits and overdrafts with the Company.

The Company leases office space from a related party. The annual lease expired on August 31, 2011. The Company is currently leasing the space on a month to month basis based on the prior lease agreement.

10. PENSION PLAN

The Company has a defined contribution pension scheme in place for all of its qualifying employees. Contributions are calculated as a percentage of salary based on the prescribed maximum of 5% and are matched by the Company. The Company pays the employees' portion. The total pension cost recognised during the year ended December 31, 2017 was \$151,791 (2016: \$107,684) and is included in salaries and benefits in the consolidated statements of comprehensive income.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT

A financial instrument is a contract that gives rise to a financial asset of one entity and a financial liability of another entity. The Company enters into contracts involving financial instruments during the normal course of its business.

Risk exposures arising from financial instruments are monitored by management. The main risks arising from the Company's financial instruments are credit and counterparty risk, liquidity risk and market risk. The exposure to, and management of, these risks is summarised below. The year-end figures reported in these consolidated financial statements for financial instruments are reflective of the position held throughout the year and are consistent with the objectives, policies and strategies approved by management.

Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation. Financial instruments which potentially expose the Company to credit and counterparty risk consist primarily of cash and cash equivalents, due from clients and client accounts receivable.

The Company manages its exposure to credit and counterparty risk by placing cash with a regulated financial institution in the Cayman Islands, only taking referred business, and monitoring outstanding receivable balances, as discussed in Note 4.

The Company has a concentration risk with all cash and cash equivalents held by one financial institution in the Cayman Islands.

During the year ended December 31, 2017, approximately 32% (2016: 30%) of the Company's directorship, trustee and management fees were earned from its two (2016: two) largest customers. No other customers contributed more than 10% to the Company's directorship, trustee and management fees during 2017 or 2016.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities.

The Company's objective is to maintain depositors' accounts which have a range of maturities consistent with its asset base. Liquidity risk is monitored by the Company's management to ensure that the Company has sufficient liquid assets to be able to meet its future expected cash outflows. The Company matches the terms of its liabilities and assets and maintains a significant proportion of its assets in cash in order to manage liquidity risk. Refer to interest rate risk table disclosures for analysis of liquidity gap.

Market risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices. Market risk for the Company comprises interest rate risk and currency risk.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Company manages its interest rate risk by ensuring that the interest rate on assets (i.e. cash and due from clients) equals or exceeds that of the relevant offsetting liability (i.e. depositors' accounts). The tables below summarise this matching as of December 31, 2017 and 2016. Items are allocated to time bands by reference to the earlier of the next interest rate re-pricing date and the maturity date.

2017:

	Effective Interest Rate or Range (%)	On demand			Less than 3 months	G	eater than 3 months		Total
Monetary Assets:									
Cash and cash equivalents	-0.75 to 0.30	\$	5,441,855	\$	5,721,233	\$		\$	11,163,088
Due from clients	5.26		20,276						20,276
Client accounts receivable	N/A		432,597						432,597
Due from related parties	N/A		35,658						35,658
Other receivables	N/A	_	38,554	-		_		-	38,554
		s	5,968,940	\$	5,721,233	\$		\$	11,690,173
Monetary Liabilities:									
Depositors' accounts	-0.80 to 0.26	\$	5,204,866	\$	1,788,436	\$		\$	6,993,302
Accounts payable and accrued									
expenses	N/A	_	426,239	_		_		-	426,239
		\$	5,631,105	\$	1,788,436	\$	<u> </u>	\$	7,419,541
Sensitivity/liquidity gap		\$	337,835	\$	3,932,797	5		\$	4,270,632

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)

Interest rate risk (continued)

2016:

	Effective Interest Rate or Range (%)		On demand	_	Less than 3 months	G —	reater than 3 months	_	Total
Monetary Assets:									
Cash and cash equivalents	-0.75 to 0.26	\$	4,886,322	\$	4,401,042	\$		\$	9,267,364
Due from clients	5.26		948,321		W				948,321
Client accounts receivable	N/A		893,125						893,125
Due from related parties	N/A		39,555				-		39,555
Other receivables	N/A	_	8,922	_		-		-	8,922
		5	6,756,245	\$	4,401,042	\$		5	11,157,287
Monetary Liabilities:									
Depositors' accounts Accounts payable and accrued	-0.60 to 0.26	\$	4,569,819	\$	1,997,080	\$	-	\$	6,566,899
expenses	N/A	_	522,874	_		_		_	522,874
		\$	5,092,693	\$	1,997,080	\$		\$	7,089,773
Sensitivity/liquidity gap		\$	1,663,552	s	2,403,962	\$		\$	4,067,514

The Company is exposed to risks associated with the effects of fluctuations in prevailing levels of market interest rates on its cash flows. At December 31, 2017, if market interest rates had been 30 (2016: 25) basis points higher with all other variables held constant, shareholder's equity would have been \$772 (2016: \$3,112) higher. If market interest rates had been 30 (2016: 25) basis points lower with all other variables held constant, shareholder's equity would have decreased by less than \$772 (2016: \$3,112) due to the fact that certain account balances earn interest at a rate of 30 (2016: 25) basis points or lower. This analysis is based on floating-rate instruments held at year-end, and assumes the change in interest rates took place at the beginning of the year and the floating rate instruments were held constant throughout the reporting period. Thirty (2016: 25) basis points is the sensitivity rate used when reporting interest rate risk internally to key management personnel and represents management's assessment of the possible change in market rates.

As of December 31, 2017 and 2016, the Company held short term deposits and depositors' accounts bearing fixed interest rates. Due to the short-term nature of these holdings, the Company is not exposed to significant floating interest rate risk.

Page 19

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)

Currency risk

Currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The Company operates in the Cayman Islands, and mainly holds instruments with net exposures to the following currencies: Great Britain pound, Japanese yen, Cayman Islands dollar, Canadian dollar, Euro and Norwegian kroner. Since the Company prepares its financial statements in United States dollars, the Company's consolidated statements of financial position are affected by movements in the exchange rates of these currencies and the United States dollar, except the Cayman Islands dollar which has a fixed exchange rate against the United States dollar. Translation gains/losses arising from these exposures are reported net in the consolidated statements of comprehensive income.

The table below shows the Company's currency exposures being those transactional (or non-structural) exposures that give rise to the net currency gains and losses recognised in the consolidated statements of comprehensive income. Such exposures comprise the monetary liabilities of the Company that are not denominated in either the presentation currency or a currency with a fixed rate of exchange to the presentation currency of the Company. The Company manages its currency risk by ensuring that foreign currency assets and liabilities approximately net against each other. As of December 31, 2017 and 2016, these exposures were as follows:

Significant net foreign currency monetary assets, December 31, 2017 and 2016 (translated into United States dollars):

2017:

		Cash and cash equivalents			Net foreign currency monetary assets	
EUR	s	69,560	s	(64,372)	s	5,188
GBP		929,481	0.000	(876,842)		52,639
NOK		12,959		(12)		12,947
JPY		5,049		(4,275)		774
CAD	6	1,573	-	(339)		1,234
	S	1,018,622	\$	(945,840)	\$	72,782

Page 20

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)

Currency risk (continued)

2016:

	Ca	sh and cash equivalents	-	Depositors' accounts	curren	Net foreign cy monetary assets
EUR	s	72,603	s	(68,050)	s	4,553
GBP	1.0	987,200	2000	(940,679)		46,521
NOK		12,336		(12)		12,324
JPY		4,858		(4,119)		739
CAD	8	1,473	_	(316)		1,157
	\$	1,078,470	\$	(1,013,176)	\$	65,294

Had the United States dollar been stronger or weaker by 10% against the relevant foreign currencies with all other variables held constant, the net result for the year ended December 31, 2017 would decrease or increase by \$7,278 (2016: \$6,529).

12. CAPITAL RISK MANAGEMENT

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern while maximising the return to the shareholder through the optimisation of the debt and equity balance. The Company's overall strategy remains unchanged from 2016.

The capital structure of the Company consists of issued Ordinary voting shares and retained earnings.

Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2017 and 2016

(expressed in United States dollars)

(continued)

13. REGULATORY MATTERS

The Company is subject to regulatory capital requirements established by CIMA. Failure to meet minimum capital requirements can initiate certain actions by the regulator that, if undertaken, could have a direct material effect on the Company's consolidated financial statements. Under capital adequacy guidelines used by CIMA and prescribed under *The Banks and Trust Companies Law* of the Cayman Islands, the Company must meet specific capital guidelines that involve quantitative measures of the Company's assets, liabilities, and certain off-balance sheet items as calculated under regulatory accounting practices. The Company's capital amounts and classification are also subject to qualitative judgments by CIMA about components and risk weightings.

The Company is required at all times to maintain a capital adequacy ratio of at least 15% according to current regulations and the provisions of its Banking license. The Company is in compliance with this requirement as at and for the years ended December 31, 2017 and 2016.

Under the terms of its licenses, the Company is required to maintain a minimum net worth of KYD400,000 (US\$500,000). The Company is in compliance with this requirement as at and for the years ended December 31, 2017 and 2016.

14. RENTAL INCOME

The Company records rental income from leasing out their office space to third parties. The rental income is earned on a month to month basis and is not based on a contract.

15. COMPARATIVE FIGURES

Certain of the prior year disclosures have been enhanced to conform to the current year presentation.

16. APPROVAL OF CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The consolidated financial statements were approved by a committee of the Board of Directors and authorised for issue on March 9, 2018.





中間財務書類

- a.管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文(英文)の中間財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の 3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c.管理会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、2019年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

(1)資産及び負債の状況

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド

貸借対照表 2018年6月30日 (米ドルで表示)

	2018年 6 /	月30日	2017年12月31日		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
資産					
現金および現金等価物	15,498,304	1,688,695	11,163,088	1,216,330	
顧客に対する債権	8,369	912	26,300	2,866	
未収利息	4,668	509	235	26	
未収金および前払費用	60,482	6,590	606,813	66,118	
会社間勘定	-	-	-	-	
子会社への投資	-	-	-	-	
親会社に対するローン	-	-	-	-	
備品 - 累積減価償却後純額	261,107	28,450	318,328	34,685	
	15,832,930	1,725,156	12,114,764	1,320,025	
負債					
顧客に対する債務	10,462,196	1,139,961	6,999,326	762,647	
前受報酬	165,488	18,032	352,571	38,416	
未払分配金	-	-	-	-	
未払利息	1,172	128	53	6	
未払金および未払費用	206,412	22,491	82,578	8,998	
会社間勘定	-	-	-	-	
貸倒引当金			-		
	10,835,268	1,180,611	7,434,528	810,066	
資本金					
授権済:					
類面1.00ドルの株式10,000,000株					
発行済かつ全額払込済:					
・	2,000,000	217,920	2,000,000	217 020	
留保利益	2,000,000	326,625	2,680,236	217,920 292,039	
田水心面	4,997,662	544,545	4,680,236	509,959	
	15,832,930	1,725,156	12,114,763	1,320,025	
		=======================================	12,117,100		

(2)損益の状況

災害回復費用 事業継続費用

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド

収益計算書および留保利益 2018年6月30日に終了した期間 (米ドルで表示)

2018年6月30日に終了した 2017年12月31日終了年度 期間 米ドル 千円 米ドル 千円 収益 預託金利息(純額): 受取利息 12,590 1,372 68,009 7,410 ローン利息 報酬収益 2,256,257 245,842 4,506,920 491,074 賃貸収入 19,200 2,092 76,800 8,368 その他の収益 123,372 13,443 99,099 10,798 262.748 2.411.419 4,750,827 517,650 費用 賃借料 180,746 19,694 39,388 361,491 給与 1,150,608 125,370 2,211,798 240,998 年金、保険およびその他のスタッフ費用 262,216 28,571 484,195 52.758 銀行包括保険 12.525 1,365 27,180 2.962 政府関係諸費用 126,880 13,825 245,636 26,764 会計および監査費用 48,240 5,256 115,008 12,531 弁護士報酬 9,077 989 12,338 1,344 受託会社、銀行手数料等 2,308 2,837 309 251 電話、電信送金およびファックス 25,613 2,791 47.922 5.222 23,453 44,940 4,897 電気 2,555 水道 事務用品 6,953 758 11,038 1,203 郵便 9,310 1,014 22,571 2,459 新聞および刊行物 コンピューターのメンテナンス費用 51,424 5,603 79,120 8,621 IPBSの年間メンテナンスおよび 14,875 29,750 1,621 3,242 サポート費用 コンプライアンス・ソフトウェア実装費用 15,845 1,726 36,616 3,990 旅行およびスタッフ研修 7,726 842 14,090 1,535 交際費 14,277 1,556 13,891 1,514 取締役費用 12,500 1,362 26,793 2,919 寄付金 13,129 1,431 23,435 2,553 宣伝費 -自動車 311 34 10,186 1,110 その他 15,210 1,657 28,774 3,135 減価償却費 73,288 7,985 159,908 17,424

17,480

2,093,995

1,905

228,162

24,801

4,034,320

2,702

439,580

クイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッド

収益計算書および留保利益 (続き)

2018年6月30日に終了した期間 (米ドルで表示)

	2018年 6 月30日 期間	に終了した	2017年12月31日終了年度			
	米ドル 千円		米ドル	千円		
純利益	317,424	34,587	716,507	78,071		
期首現在留保利益	2,680,238	292,039	2,463,728	268,448		
分配金			(500,000)	(54,480)		
期末現在留保利益	2,997,662	326,625	2,680,236	292,039		

4【利害関係人との取引制限】

受託会社は、トラストから分離および区別されるその他の信託を設立し、またはその受託者となることができます。ただし、受託会社は、トラストの運営およびトラストに関する情報をトラストの機密として取り扱うものとします。受託会社および管理会社の業務はトラストに専属的なものではなく、受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社が設定できる条件に基づいて第三者に同様のまたはその他の業務を自由に提供し、また、自己の利用および利益のため、支払われる報酬その他の金銭を保持することができます。管理会社は、第三者に同様の業務を提供する際、またはあらゆる地位もしくは方法でその事業を遂行する際(ただし、信託証書に基づく義務の履行過程における場合を除きます。)、管理会社または管理会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項の影響を受けたものとはみなされず、また、受託会社に開示する義務を負うものとはみなされません。受託会社は、第三者に同様の業務を提供する際、またはあらゆる地位もしくは方法でその事業を遂行する際(ただし、信託証書に基づく義務の履行過程における場合を除きます。)、受託会社または受託会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項に関する通知により影響を受けるとはみなされず、また、管理会社に対しこれらを開示する義務を負うものともみなされません。

信託証書のいかなる規定も、管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係会社)が以下の行為を行うことを妨げません。

- (a)管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利が附帯する受益証券の所有者に なり、また、受益証券を保有、処分その他の取引を行うこと、
- (b)信託財産を構成する投資資産と同一または同様の投資資産を、自己の勘定で購入、保有、または取引すること。ただし、受託会社が、信託財産から資産を購入し、または管理会社(または管理会社が運用するトラストもしくは管理会社の関係会社)に対し、信託財産内の資産を売却する場合、トラストは、自由市場において、また、信頼できる取引相手方との間で行われる同一規模および性質の取引の時点で、利用可能な市場における最高の条件に基づいて、取引を実行した場合よりも良いポジションにいるものとします、
- (c)(上記(a)項に従い、)受託会社、受益者、もしくはその者の証券が信託財産に含まれている主体との間で、金融、銀行その他の取引をにつき契約を締結し、または実行すること。または、かかる取引に関与すること。また、管理会社(または管理会社が運用するトラストもしくは管理会社の関係会社)は、受益者および受託会社に対する管理会社の義務と関連する(また、常にその影響を受ける)当事者との関係のみを理由として、かかる契約または取引に関する責任を問われることはありません、または、
- (d)管理会社が知る限り、管理会社の取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関連企業の取締役もしくは パートナーと利害関係を有する信託財産に関し、受託会社とまたは受託会社を代理して取引を行うこと。た だし、当該利害関係の性質が予め受託会社に開示されている場合に限ります。

信託証書のいかなる規定も、受託会社の関係会社、取締役、役員、従業員または代理人(以下「受託会社関連当事者」といいます。)が以下の行為を行うことを妨げません。

- (a) 受託会社が信託証書の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利が附帯する受益証券の所有者に なり、また、受益証券を保有、処分その他の取引を行うこと、
- (b)シリーズ・トラストが保有する投資資産と同一または同様の投資資産を、自己の勘定で購入、保有、または取引すること。ただし、受託会社が、シリーズ・トラストから資産を購入し、または受託会社関連当事者に対しシリーズ・トラストが保有する資産を売却する場合、シリーズ・トラストは、自由市場において、また、信頼できる取引相手方との間で行われる同一規模および性質の取引の時点で、利用可能な市場における最高の条件に基づいて、受託会社が取引を実行した場合よりも良いポジションにいるものとします、
- (c)(信託証書に従い、)受託会社、受益者、もしくはその者の証券をシリーズ・トラストが保有している主体との間で、金融、銀行その他の取引をにつき契約を締結し、または実行すること。または、かかる取引に関与すること。また、受託会社関連当事者は、受益者に対する受託会社の義務と関連する(また、常にその影響を受ける)当事者との関係のみを理由として、かかる契約または取引に関する責任を問われることはありません、または、
- (d) 受託会社関連当事者が知る限り、受託会社関連会社が利害関係を有するシリーズ・トラストに関して、受託会社との間で取引を実行すること。ただし、当該利害関係の性質が予め受託会社に開示されている場合に限ります。

5【その他】

(1)定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

(2)事業譲渡または事業譲受

取締役会での決議以外に特別な手続はありません。

過去に事業譲渡・事業譲受の実例はありません。また、本書提出日現在、管理会社の事業譲渡または事業譲受は予定されていません。

(3)出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。 管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1)CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「**受託会社」**)

資本金の額

2018年12月末日現在、資本金の額は、2,592万米ドル(約28億円)です。

事業の内容

同社は、ケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改訂)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けています。

(2)米国みずほ銀行(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2017年12月末日現在、資本金の額は、1,350,460,000米ドル(約1,471億円)です。

事業の内容

同社は、米国で1987年10月22日にニューヨーク州法の免許を取得した信託銀行であり、証券投資に関わるカストディ業務およびファンドにおける管理業務を提供しています。

(3) アセットマネジメントOne株式会社(「投資顧問会社」および「管理会社代行サービス会社」)

資本金の額

2018年12月末日現在、資本金の額は20億円です。

事業の内容

同社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用 (投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っていま す。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(4)ゴールドマン・サックス証券株式会社(「代行協会員」)

資本金の額

2019年1月末日現在、資本金の額は、836億1,600万円です。

事業の内容

同社は、日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。

(5) 大和証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2018年4月1日現在、資本金の額は、1,000億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託業務を行う投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、受益証券の販売・買戻しの取扱いを行なっています。

2【関係業務の概要】

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「**受託会社」**) 受託会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行います。
- (2)米国みずほ銀行(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務 には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

- (3) アセットマネジメントOne株式会社(「投資顧問会社」および「管理会社代行サービス会社」) 投資顧問会社は、管理会社から委託を受け、投資顧問契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行いま す。また、ファンドの事務代行サービス業務を行います。
- (4) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「代行協会員」) 代行協会員の業務を行います。
- (5)大和証券株式会社(「日本における販売会社」) 受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。
- 3【資本関係】

管理会社と他の関係法人との資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

- 1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要
- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独 法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内に おいてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(2018年改訂) (以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケ イマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信 託会社法、会社管理法(2018年改訂)または地域会社(管理)法(2015年改訂)の下で規制されてい た。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559(2,816のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング 監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2.投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法(2018年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第 4 (4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3.規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

- 3.3 登録投資信託 (第4(3)条投資信託)
 - (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - ()投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (b)上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4.投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図して いる場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改訂)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5.投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。 ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しか

- し、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の 債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうし ようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。
- 6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2018年改訂)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国) 非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d)投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- ()取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- ()会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- ()会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- ()会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から 分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務 を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (I) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、 所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。
- 6.2 免除ユニット・トラスト
 - (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられたすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
 - (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する 受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
 - (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
 - (d)ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
 - (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および 責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
 - (f)大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書および ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者 としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得す ることができる。
- (h)ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
 - (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
 - (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改訂)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
 - (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - ()ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - ()商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - ()リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - ()リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法 (2017年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録 簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を (ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - ()有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップ の権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
 - (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
 - (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
 - (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
 - (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。
- 7.ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定 する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの 行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、 行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正か つ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関してIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について 有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている 事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関す る勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b)投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため 受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合で C I M A が第7.9(a) 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社 に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、

第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

- 8.投資信託管理に対する С І М А の規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に 従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置を とることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまた はそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くに は適正かつ正当な者ではない場合
 - (f)上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うに は適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - ()CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - ()投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

- ()規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
- ()会計監査を受け、СІМАに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出する こと
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) СІМАの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてСІМАがとりうる行為は以下の通りである。
 - (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消 すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推 奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
 - (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMA は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を 執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b)投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会 社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファ ンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
 - (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの 債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 СІМАにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
 - (a) 第9.1(a) 項から第9.1(d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド 法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしている と疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官および その者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行すること ができる
 - (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われ ようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. СІМАによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにСІМАに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(2018年改訂)または薬物濫用法(2017年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約また は統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務 を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定され ている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件と する。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命 もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
- 11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務
- 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

- 11.3 契約法 (1996年改訂)
 - (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
 - (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。
- 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求 権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b)「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d)表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。
- 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

- 12.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法
- 12.1 刑法 (2018年改訂) 第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

- 12.2 刑法 (2018年改訂) 第247条、第248条
 - (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
 - (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- 13.清算
- 13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。СІМАも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17 (d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の 投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止 条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に 対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

- 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)
- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的に は証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の 募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、 証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代 行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の 発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- ()一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- ()管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- ()管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家 名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- ()別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、 および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCI MAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にてIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する 書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契

約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および 運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り および充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収 益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する 写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- ()一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に 送金されるようにすること
- ()一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確 実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- ()保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ()結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託 の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを 不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家 向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判 断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ()株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除 く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会 社の議決権付株式を取得してはならない。
- ()取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得 直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の 15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資 対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当 該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の 資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益 を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のため に引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ()株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の 資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社も しくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g)上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- ()投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- ()マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体の グループの一部を構成している場合
- ()一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する 特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者および C I M A に通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

(a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託 は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、 ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、 目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1 か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人 を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監 香報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の 目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- ()一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日 (存続期間に関する制限の有無を表示する)
- ()設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大 な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- ()投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する 場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- ()証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- ()該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは 規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予 定である場合)、その旨の記述
- (x)投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる 営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx)保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx)投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは 主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1)目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資顧問会社、代行協会員、日本における販売会社および/ またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがあります。また、ロゴ・マークの意味に 関する説明を記載する場合があります。
- (2)交付目論見書には次の趣旨の事項が記載されることがあります。

「当ファンドは特化型運用を行います。」

「ご購入に際しては本書の内容を十分にお読みください。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」

「EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、 詳細情報の内容はWEBサイト(http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)でもご覧いただけます。」

「ファンドの受益証券の純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。」

「ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により1口当たり純資産価格が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。」

「収益分配は、分配期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金は純資産価額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産価額は減少することとなり、1口当たり純資産価格が下落する要因となります。分配期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当分配基準日の1口当たり純資産価格は前分配基準日と比べて下落することになります。」

「国際分散投資戦略指数 A に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。」

「税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。」

「ファンドは、中途換金した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。」

「当ファンドは、保有期間中にファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格が100.00米ドルを下回る場合があります。」

「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。」

(3)請求目論見書の表紙には次の趣旨の事項が記載されることがあります。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者から請求された場合に交付される ものであり、請求を行った場合には投資者がその旨の記録をしておくこととなっております。」

(4)受益証券の券面は発行されません。



定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「裏付戦略計算代理人」 Solactive A.G.または裏付戦略スポンサーが随時任命できるその他の者をい

います。

「裏付戦略スポンサー」 ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。

「裏付戦略リバランス代理人」 アセットマネジメントOne株式会社をいいます。

「英文目論見書」 トラストに関する2018年1月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足さ

れます。

「円」および「¥」 日本の法定通貨をいいます。

「買戻請求書」 管理会社もしくはその委託先が受益者に随時通知することのできる買戻請求

書書式による買戻請求書をいいます。

「管理会社」
クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドを

いいます。

「管理事務代行会社」 米国みずほ銀行またはファンドについて受託会社が管理事務代行会社として

随時任命するその他の機関をいいます。

「管理事務代行契約」 受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代

行契約をいいます。かかる契約に従い、管理事務代行会社は、ファンドの管理事務代行会社として選任され、ファンドに対し管理事務代行業務を提供し

ています。

「基本信託証書」 受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2011年6月29日

付基本信託証書(随時修正または補足されるものを含みます。)をいいま

す。

「金融商品取引法」 日本の金融商品取引法をいいます(昭和23年法律第25号、その後の改正を含

みます。)。

「国内営業日」

日本における販売会社の日本における営業日をいいます。

「参照戦略計算代理人」

Solactive A.G.または参照戦略スポンサーが随時任命できるその他の者をい

います。

「参照戦略スポンサー」

ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。

「受益者」

当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含みま

す。

「受益証券」

ファンドの信託財産の受益的持分を互いに等しい不可分の割合に分割したも

ので、ファンドの受益証券をいいます。

「受託会社」

トラストの受託者としてのCIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー (ケ

イマン)リミテッドをいいます。

「純資産価額」

ファンドに関し、基本信託証書および英文目論見書に基づいて計算される、 ファンドのすべての投資資産、現金およびファンドの信託財産内のその他す べての資産から、ファンドの信託財産から適切に支払可能または払戻可能な すべての負債を控除した金額をいいます。複数のクラスの受益証券が発行さ れている場合、「純資産価額」は、あるクラスに関して、当該クラスに帰属 するファンドの純資産価額をいいます。

議」

「シリーズ・トラスト受益者決 (a)当該決議にかかる議決権が付与された当該シリーズ・トラストの発行 済受益証券の純資産価額の50%の保有者が書面で行った決議、または(b) 基本信託証書の規定に基づき適式に招集され開催された当該シリーズ・トラ ストの受益者総会において、挙手投票により議決権を有する受益者の議決の 50%以上を構成する過半数、または投票が適式に要求され行われた場合、当 該投票に投じられた議決数の50%以上を構成する過半数により可決された決 議をいいます。

「設定日」

2019年4月26日をいいます。

「代行協会員」

ゴールドマン・サックス証券株式会社またはファンドについて管理会社が随

時任命するその他の代行協会員をいいます。

「適格投資者」

以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体またはファン ドに関し管理会社が随時に決定し、受託会社に通知されるその他の者、法人 もしくは法主体をいいます。

()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパー トナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信 託もしくはその他の法主体、()適用法に違反することなく受益証券の購 入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()および() に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。

「投資顧問会社」

アセットマネジメントOne株式会社をいいます。

「投資顧問契約」

管理会社と投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約をいいます。かかる契約に従い、投資顧問会社は、ファンドの投資顧問会社として選任され、ファンドに対し投資顧問業務を提供しています。

「当初申込期間」

2019年4月1日午前9時(ニューヨーク時間)に開始し、2019年4月23日午前9時(ニューヨーク時間)に終了する期間または管理会社が裁量により決定するその他の期間をいいます。

「トラスト」

ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるDIAMケイマン・トラストをいいます。

「トラスト受益者決議」

(a) 1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または(b) 受益者総会における受益者の挙手投票により議決権の50%以上を構成する過半数、または投票が適式に要求され行われた場合、当該投票に投じられた議決数の50%以上を構成する過半数により可決された決議をいいます。

「取引日」

設定日からの各ファンド営業日および/または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。

「日本における販売会社」

大和証券株式会社または受益証券について管理会社が随時任命するその他の 販売会社をいいます。

「発行体」

ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018をいいます。

「1口当たり純資産価格」

ファンドの受益証券に関し、ファンドの純資産価額を、計算時点で発行済みでかつ残存しているファンドの受益証券の口数で除したもの、またはファンドにおいて複数のクラスの受益証券が発行されている場合、該当する受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額を、計算時点で発行済みでかつ残存している当該受益証券クラスの受益証券の口数で除したものをいいます。

「評価時点」

ニューヨークにおける営業終了時または管理会社が随時決定することのできる その他の時点をいいます。

「評価日」

設定日からの各ファンド営業日または管理会社が随時設定することができる その他の日をいいます。

「ファンド」

受託会社と管理会社との間の基本信託証書および2019年3月12日付補足信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、米ドル建てゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド(5年)2019-04をいいます。

EDINET提出書類

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(E25766)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

「ファンド営業日」

()ニューヨーク、ロンドンおよび日本において銀行および証券取引所が 営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日、 および/または、()管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定するそ

の他の日をいいます。

「ファンド償還日」

2024年5月10日をいいます。

「分配期間」

最初の分配期間の場合には設定日から、その後については前分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。

「分配基準日」

分配金支払日の3ファンド営業日前をいいます。

「分配金支払日」

分配金が受益者に受領される日をいい、最初の分配期間の場合には2020年5月11日(日本時間)、その後については毎年5月10日(日本時間)をいいます。ただし、当該日が国内営業日ではない場合、翌国内営業日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「米国」

アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。

「米ドル」、「USD」

米国の法定通貨であるドルをいいます。

および「US\$」

「保管会社」 米国みずほ銀行またはファンドについて受託会社が保管会社として随時任命

するその他の機関をいいます。

「保管契約」 受託会社と保管会社との間で締結された保管契約をいいます。かかる契約に

従い、保管会社は、ファンドの保管会社として選任されています。

「保証体」 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクをいいます。

「ボラティリティ目標」 4.5%です。

「申込契約書」 申込契約書をいいます。かかる契約書に従い、管理会社もしくはその代理人

が受益者に随時通知することのできる申込書書式により、受益証券が購入さ

れます。

独立監査人の監査報告書

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドの取締役会各位

意見

我々は、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドおよびその子会社(以下「当社」といいます。)の、2017年および2016年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日終了年度の連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および重要な会計方針の要約を含む連結財務書類に対する注記によって構成される連結財務書類の監査を行いました。

我々の意見では、添付の連結財務書類は、国際財務報告基準(IFRSs)に準拠して、当社の2017年および2016年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の経営実績、持分変動およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点において公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(ISAs)に準拠して監査を行いました。当該基準の下での我々の責任については、「連結財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されています。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(IESBA規程)に従って当社から独立した立場にあり、我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

連結財務書類に対する経営陣と統治責任者の責任

経営陣は、IFRSsに準拠して当連結財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない連結財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負います。

連結財務書類の作成において、経営陣は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

統治責任者は、当社の財務報告プロセスの監督に責任を負います。

連結財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、連結財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該連結財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされます。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、連結財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、 それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監 査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化に よることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監 査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。

- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、連結財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・開示を含む連結財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、連結財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

(署名)

〔 デロイト・アンド・トゥシュ〕

2018年3月9日

<u>次へ</u>

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Board of Directors of Queensgate Bank and Trust Company Ltd.

Opinion 6

We have audited the consolidated financial statements of Queensgate Bank and Trust Company Ltd. and its subsidiaries (the "Company"), which comprise the consolidated statements of financial position as at December 31, 2017 and 2016, and the consolidated statements of comprehensive income, changes in shareholder's equity and cash flows for the years then ended, and notes to the consolidated financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at December 31, 2017 and 2016, and its financial performance, its changes in equity and its cash flows for the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs).

Basis for Opinion

We conducted our audits in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRSs, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

• Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient

and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche March 9, 2018

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管 しています。